

# 第七十八回 参議院商工委員会議録第四号

(一一一)

昭和五十一年十月二十六日(火曜日)

午前十時十八分開会

委員の異動

十月二十二日

辞任

小野

明君

補欠選任

鈴木

力君

十月二十五日

辞任

栗林

卓司君

補欠選任

藤井

恒男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

柳田桃太郎君

参考人

業団副理事長

佐々木

学君

説明員

事務局側

常任委員会専門

町田

正彦君

説明員

連工業課長

林野室木材需給

松延

洋平君

説明員

労働省職業訓練

局訓練政策課長

中谷

滋君

説明員

中小企業振興事

清水

正彦君

説明員

通商産業大臣官房審議官

岸田

文武君

説明員

通商産業省生活

藤原

一郎君

説明員

通商産業省企画

兒玉

清隆君

説明員

橋本

利一君

説明員

織田

季明君

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

一括して議題といたします。

○國務大臣(河本敏夫君) 中小企業事業転換対策

旨説明を聴取いたします。河本通商産業大臣。

臨時措置案につきまして、その提案理由及び要

旨を御説明申し上げます。

最近の中小企業を取り巻く内外の経済環境の変

化は、発展途上国との追い上げ等による輸出の減少

及び輸入の増大、技術革新等による需要構造の変

化、原材料の入手難、公害防止に係る企業の社会

的責任の増大などきわめて厳しいものがあります

が、加えて、我が国経済は従来の高度成長から安

定成長へと大きく転換しようとしており、中小企

業はこれらの新たな情勢への対応に迫られており

ます。

御承知のとおり、我が国の中小企業は、その旺

盛な活力と創意工夫によって、戦後幾たびか遭遇

した経済的変動によく対処して、その困難を乗り

越え、時代の要請にこたえてきたのであります

が、今日の新たな情勢に対しましても、従来にも

増して合理化、近代化を進め、経営力の強化を図

る一方、一部の中小企業におきましては、その事

業の転換を図ることによって、このような厳しい

環境変化に柔軟に適応し、経営の安定と発展を図

らうとするものも見られるのであります。

しかしながら、安定成長期において、このよう

までの高度成長期と異なり、事業の転換も容易

ではなく、それを成功に導くためには、中小企業

者自身の努力はもちろんとして、各般の支援措置

が必要と考えられます。

これまで中小企業者の事業転換を円滑にするた

めの対策としては、特恵供与やドルショックに対

応しての緊急避難的な転換対策がありますが、こ

れでは今日の中小企業が直面している事態に対し

て十分とは言いがたい状況であります。

そこで、最近の経済環境の著しい変化に対応し

て中小企業者が自主的に行う事業の転換を支援す

るため総合的に対策を講ずる必要があると考え

ます。

本法案を提案申し上げた次第であります。

なお、以上の観点からして、本法案は、安定成

長経済への適応のための期間として想定され

るため総合的に対策を講ずる必要があると考え

ます。

また中小企業特恵対策臨時措置法及び国際経済上の

調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措

置に関する法律は、本法案の施行時に廃止すること

にいたしております。

次に、この法案の要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、貿易構造その他の経済的事情によ

り相当数の中小企業者がその事業活動に支障を生

ずる業種を全国的にまたは産地を限つて指定する

こととし、その業種に属し、かつ、事業活動に支

障を生ずる中小企業者であつて事業の転換を行お

うとするものは、その転換計画について都道府県

知事の認定を受けることとしたします。また、指

定された業種に属さない中小企業者であつても、

同様の事情にある場合には、同じく都道府県知事

の認定を受けることができます。

第二に、これらの転換計画の認定を受けた中小

企業者に対し、資金の確保、中小企業信用保険の

特例措置及び税制上の特例措置を講ずることによ

り、その転換を円滑に進めることができるよう援

助することとしたします。

第三に、事業の転換に伴う中小企業の従事者の

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣

通商産業大臣

河本敏夫君

上坂昇君

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから商工委員会

会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたしました。

○参考人の出席要求に関する件

○中小企業事業転換対策臨時措置法案(第七十七回国会内閣提出、第七十八回国会衆議院送付)

○揮発油販売業法(第七十七回国会内閣提出、第七十八回国会衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたしました。

○中小企業事業転換対策臨時措置法案の審査のた

め、本日、参考人として中小企業振興事業団副理

事長佐々木学君の出席を求めるに御異議ござ

たしました。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたしました。

○参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたしました。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたしました。

職業訓練の実施、就職のあつせん等を講ずるよう努めるとともに、事業の転換を円滑に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うことといったものです。

以上が、この法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(柳田桃太郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。岸田中小企業庁長官。

○政府委員(岸田文武君) ただいま大臣が御説明申し上げました提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

中小企業の事業転換対策につきましては、中小企業基本法において、国は「需給構造等の変化に即応して行う事業の転換を円滑にするため必要な施策を講ずる」と宣言しているところに従い、これまで特恵供与やドルショックに対応するため緊急避難的な転換対策及び業種別の近代化を進めることとしての転換対策が進められてきました。しかしながら、これら既存の対策では、わが国経済の安定成長への移行を初めとして今日の中⼩企業が直面している厳しい事態に対して十分対応することができない状況に至っております。

また、このうちドルショックに対応するため制定された国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律は、本年の十二月十五日で失効することになります。そこで、この際、中小企業者が経済環境の変化に対応して自動的に行う事業転換が円滑に行われるよう支援することにより、中小企業者がその経営資源を有效地に活用できるようにし、これにより中小企業の成長発展が図られるよう総合的な対策を講ずることいたしました。本法案を提案申し上げた次第であります。

本法案におきましては、まず、貿易構造の変化による輸出の減少その他の経済的事情の著しい変化によって生ずる事業を政令で定め、これにより影響を受け、事業活動に支障を画する中小企業者が事業の転換を行おうとする場合には、その転換

の計画を都道府県知事に提出し、その計画が適当である旨の認定を受けることができるなどといったものです。

以上が、この場合に、相当数の中小企業者がその事業活動に支障を生ずるような業種を当該業種所とができるとしております。また、指定された業種に属さない中小企業者であっても同様の事情にある場合には、個別に判断して同じく知事の認定を受けることができるとしております。

次に、政府は、この認定を受けた中小企業者がその計画に従って事業の転換を行う場合に、その転換を円滑に行うことができるよう金融、税制、雇用面等において所要の助成措置を講ずることといたしております。

すなわち、金融面においては、中小企業金融公庫及び国民金融公庫から事業転換特別貸付を実施するとともに、中小企業振興事業団の高度化事業の貸付対象とすることとしております。さらに、信用保険について、付保限度を一般の場合と同額を別枠として認めるなどの特例措置を設けております。

また、税制上の措置といしましては、転換に伴つて不用となる旧事業用の資産について、転換を終了する日までに繰り上げ償却を認めるとともに、合併または現物出資を伴う事業転換を行った場合には、清算所得または現物出資の評価益に対する課税の特例措置を設けることとしておりま

す。次に、従業員対策としては、職業訓練の実施のため、特に雇用保険法に基づく能力開発事業における助成措置の対象とすることとしております。

さらに、中小企業者が事業の転換を円滑に行うことができるよう必要な情報の提供を中心として指導、助言を行うこととしております。

以上、この法律につきまして補足説明をいたしました。何とぞ、よろしく御審議のほどをお願い申上げます。

○委員長(柳田桃太郎君) 撥発油販売業法案について越旨説明を聽取いたします。河本通商産業大臣。

ましまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

近時、一般にガソリンスタンド業者と呼ばれております揮発油販売業をめぐつて幾つかの重要な問題が生じております。

その第一は、揮発油販売業者間の過当競争の害の問題であります。揮発油販売業者の現状を見ますと、給油所の乱設、過当な価格競争が繰り広げられております。現状を放置しておく場合は、中小企業者が大宗を占める揮発油販売業者の健全な経営の確保が著しく困難となるばかりでなく、ひいては我が国石油産業の経営基盤を弱体化し、石油製品全体の安定供給確保に支障を来すおそれもあります。また、揮発油販売業者の経営の安定は約一兆円に及ぶ揮発油税の保全のためにもぜひ必要であります。

揮発油販売業をめぐるいま一つの問題は、揮発油の品質の確保の問題であります。現在、揮発油と灯油等他油種の間に、税金を含めますとキロリットル当たり五万円以上の大きな価格差があるため、揮発油に灯油等を混入した粗悪な揮発油が一部で販売されており、消費者利益の確保から見て大きな問題となつております。

この法案は、揮発油販売業をめぐる以上のように状況にかんがみ、以下に述べる措置を講じ、揮発油販売業の健全な発達と揮発油の品質の確保を図ろうとするものであります。

以下、この法案の要旨について、御説明いたしました。何とぞ、よろしく御審議のほどをお願い申上げます。

行うに足りる技術的能力や事業を継続的に行うに足りる経営的基礎等一定の条件を満たしていかなければならぬこととしております。

第二に、登録の申請に係る給油所が、通商産業大臣があらかじめ指定する地区に所在し、かつその給油所において揮発油販売業が開始されることにより、その地区的他の揮発油販売業者の相当部分の事業の継続が困難となると認められるときは、通商産業大臣は、当該申請者に対し、事業の開始日の繰り下げ等を指示することができるることとし、給油所の乱設による過当競争の弊害を未然に防止することとしております。

第三に、揮発油販売業者は、粗悪な揮発油を販売してはならないものとするとともに、給油所ごとに品質管理者を選任して、揮発油の分析、記録をしなければならないこととし、揮発油の品質の確保が確実に行われるようとしております。

第四に、通商産業大臣は、市場における標準的な販売価格に比べ著しく異なる価格で揮発油を販売している揮発油販売業者に対し所要の勧告を行うことができるとしており、これにより揮発油の消費者の利益を保護するとともに、揮発油販売業者間の過当競争の弊害を除去することとしております。また、この勧告では効果が上がらない場合においては、当該揮発油販売業者に揮発油を販売しているいわゆる特約店、元売等の卸売業者に対しても所要の勧告を行ふことができるとしております。

なお、登録要件に関して当初の政府案におきましては、第六条第一項第五号に規定されていた「揮発油の品質の管理を適確に行うに足りる技術的能力」と同項第六号に規定されていた「揮発油販売業を継続的に行うに足りる経営的基礎」をあわせて「揮発油販売業を適確に遂行するに足りる能力」とし、これを新たに同項第五号とすること及び通商産業大臣が揮発油販売業者等に対し、価格に係る所要の勧告を行ふに足りる経営的基礎」をあわせて「揮発油販売業を適確に遂行するに足りる能力」とし、これを新たに同項第五号とすること及び通商産業大臣が揮発油販売業者等に対し、価格に係る所要の勧告を行ふに際して、石油審議会の意見を聞くこととする二点についての修正が衆議院で行われております。

以上が、この法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長(柳田桃太郎君) 次に、補足説明を聽取いたします。橋本資源エネルギー庁長官。

○政府委員(橋本利一郎君) 摺発油抜売業法案に  
つきまして、ただいま大臣が御説明申し上げました提案理由及び要旨を補足して簡単に御説明申し上げます。

の販売は、それ自体消費者を欺くものとして問題となるばかりでなく、実際にこれら粗悪な揮発油が用いられる場合には、オクタン価の低下、不完全燃焼等の現象が発生し、自動車の走行に支障を来すこととなるなど、消費者利益の確保上問題がきわめて大きいといえます。

揮発油販売業をめぐる以上のような状況にかんがみ、揮発油販売業の健全な発達と揮発油の品質の確保が焦眉の課題となつております。

の指示は、過当競争の弊害の著しい地区として通商産業大臣が石油審議会の意見を聞いてあらかじめ指定した地区に限定して行うこととしております。

第三に揮発油の品質の確保が確実に行われるようにするため、次のような考え方により規制しようとしております。

まず、登録の段階で、申請者の揮発油の品質の管理を適確に行う技術的能力について審査すると

修正点の第一は、登録制の実施により、石油元売業者の揮発油販売業者に対する系列化が促進され、あるいは新規参入が阻害されるようなことがあってはなりませんので、登録拒否の要件に関する第六条第一項のうち第五号及び第六号を併合して「揮発油販売業を適確に遂行するに足りる能力を有しない者」に改めることとしたことであります。

現在、一般にガソリンスタンドと呼ばれている給油所は、全国で約五万三千カ所存在し、また、この給油所で、揮発油を始めとする石油製品の販売を行っている者は約三万六千を数えています。これら揮発油販売業者は、国民生活に欠かすことのできない揮発油の最終供給者として重要な役割りを担っていますが、最近、揮発油販売業をめぐつて次のような騒動が生じております。

次に、この法案の要旨を補足して御説明申し上げます。

第一に、揮発油販売業につきまして登録制度を実施することとしております。揮発油販売業については、これまで石油業法により給油所の所在地等を届け出ることを義務づけるにとどまつてはいたが、本法案では、揮発油の安定供給と品質確保の見地からこれを専門商業大臣の登録からならぬます。

修正点の第二は、通商産業大臣の揮発油販売業者等に対する事態改善の勧告により、揮発油の販売価格が高値に安定して、消費者の利益を害する結果を生ずることがあってはなりませんので、第十九条に、勧告に当たっては、石油審議会の意見を聞いて行うものとする旨の規定を加えることとしたことであります。

その第一は、揮発油販売業者間の過当競争による弊害の問題であります。この問題は、従来から指摘されているところであります。最近に至り、給油所の乱設、過当な価格競争が問題となつておなり、中小零細企業者が多く、経営体質の弱い揮発油販売業者の多くを苦境に陥れております。揮発油販売業者の健全な経営の確保を図るとともに、わが国石油産業の経営基盤を強化し、揮発油をはじめとする石油製品全体の安定供給を確保するためには、このような過当競争の弊害を早急に除去することが必要であります。

揮発油販売業をめぐるいま一つの問題は、揮発油の品質の確保の問題であります。

しめることとしました。  
なお、登録要件に関して当初の政府案におきましては、第六条第一項第六号に「揮発油販売業を継続的に行うに足りる経理的基礎」と規定しておりますが、この表現が石油元売業者等の揮発油販売業者に対する系列化等を促すような印象を与えることを危惧する向きもあることからがみ、同項第五号に規定しております「揮発油の品質の管理を行っており、揮発油販売業を適確に遂行するに足りる能力」を新たに同項第五号とする内容の修正が衆議院で行われております。

第二に、揮発油販売業者間の過当競争の弊害を

して揮発油の安定供給を確保するため、特に必要があると認めるときは通商産業大臣は、揮発油販売業者等に対し、所要の勧告を行うことができるとしております。具体的には、市場における標準的販売価格に比べ著しく高い価格で揮発油を販売している場合には、消費者利益の保護の観點から、また著しく低い価格で販売している場合は、揮発油の安定供給の確保の觀点からそれぞれこれを是正するための勧告を行うこととしております。

なお、揮発油販売業者等に対する勧告につきましては、その重要性にかんがみ、勧告を行うに当たってあらかじめ石油審議会の意見を聞くこととする旨の修正が衆議院で行われております。

○委員長（柳田桃太郎君） 以上で両案の説明聽取は終わりました。

○委員長（柳田桃太郎君） 中小企業事業転換対策臨時措置法案について、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○森下昭司君 まず、私は最初に中小企業近代化促進法と、ただいま提案をされました中小企業事業転換対策臨時措置法との関係についてお尋ねをいたします。

従来の中小企業政策といいますのは、近代化政策ということを一つの基本にしてまいりまして、

すなわち、現在、揮発油の元売仕切り価格はキロリットル当たり約五万三千円であります。これに本年七月に増税されたガソリン税を加えますと約九万六千円となり、灯油等他油種との間に大きな価格差が存在しております。このため、揮発油販売業者等においては、揮発油に灯油等を混入する経済的誘因が働き、現に一部においては灯油が混入された粗悪な揮発油が販売されているという事実が発生しております。このような粗悪な

防止するため、通商産業大臣は、一定の要件に該当する場合には、揮発油販売業を行おうとする者に対し、事業の開始の日の繰り下げ等所要の指示を行うこととしております。本規制は、揮発油販売業者の健全な発達を図るために、給油所の建設による過当競争を防止することが必要不可欠であるとの認識に立ったものであります。同時に、給油所の設置に係る調整は、必要最小限の範囲にとどめるべきであるとの御點から、通商産業大臣

以上、この法律案につきまして提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げました。何とぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(柳田桃太郎君) 次に、揮発油販売業法案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員上坂昇君から説明を聽取いたしました。上坂昇君。

○衆議院議員(上坂昇君) 挥発油販売業法案の衆議院における修正点につきまして御説明申し上げます。

主として設備中心の近代化でありますとか、量産化のメリット、規模の拡大、そのため必要ならば集約化をし構造改善を行うというような筋道を通してきましたわけであります。そして、今日この臨時措置法の提案をされました背景、それから中小企業を取り巻く厳しい環境というものは、近代化促進法をめぐる背景と、また生まれてきた経済等から考えましても同じような状況ではないかと思ふわけであります。特に、中小企業近代化資金等

の指示は、過当競争の弊害の著しい地区として通

ます。

助成法におきましては、四十一年の改正で構造改善準備金制度や課税の特例が設けられたり、それから四十四年の近代化促進法の改正で業種別の構造改善計画が開始をされまして、その一環として行う事業転換については金融上の措置を講ずる、そして、先般の五十年の改正で新たに新分野進出計画というような制度の変遷をいたしてきたわけあります。でありますから、私どもいたしましてはこの提案をされました転換対策臨時措置法と、近代化促進法との関係はどう見ていくのが妥当なのか、その点について最初に御答弁をお願いをいたしたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) 中小企業が絶えず変わつて行く經濟情勢の中において近代化、合理化を目指して努力をして今日の状況に至ったわけでございます。こういうような努力を支援するためには、お話を中にもございましたように中小企業近代化促進法という法律が大きな役割りをしてまいりましたと私ども考えておるところでございます。この近代化促進法に基づく各種の事業の中、たとえば櫻造改善計画を作成する、さらにはお話を中に出でおりました新分野進出計画を作成する、これらはいわば業界ぐるみで新しい事態に対応する作戦を開拓する、その基本になる計画づくりをすることが予定をされておるわけでございます。したがつて、その内容は場合によつては、転換といふことをその中身に含む場合があるかと考えておるところでございます。

ただ、近代化促進法の体系に基づく事業の転換といいますのは、やはり事の性質上特定の業種全

てのあり方を考え、その業種としての構造改善、ないし新分野への進出といふことが基本的な骨格になつておるわけでございまして、今回法律でお願いしておりますいわば個別の企業を頭に置いて、それぞれの新しい行き方を考えるという観点とは少し視点が違つておるということが第一の相違点かと考えております。

それから第二の問題といたしましては、近代化促進法の体系に基づく転換は、やはり表題が近代

化ということになつておりますために、従来の事業と比べまして一段進んだ商品を手がけていくと、いうようなことが当然念頭にあらうかと考えます。これに対しまして今回御審議をお願いしておられます法における転換としましては、一段高く、というような特定の縛りをかけずに、今までやつておった仕事がやはり先行きいろいろな問題が出てきた、したがつて新しい分野へ転換しようという事態を頭に置きまして、行き先についてはそぞろむすかしい制限をかけずに応援をしていくという点が、第二の相違点ではないかと思つております。

ただし、いずれの場合におきましても、中小企

業として絶えず近代化、合理化を考えていくとい

うこととは基本的な課題であると存じます。したが

いまして、今回御審議をお願いしております法案

におきましても、その第八条におきまして近代化

に努める、またそれについての助成を行なうとい

うことは、場合によってお互いに相補つて進んでいくと

いうような性格の法律ではないかと考えておる次

第でございます。

○森下昭司君 いま平たく一口にして言えれば、近

代化促進法は近代化という名のとおりの要するに

製品を高度なものに発展させる、はやりの言葉で

いけば付加価値をふやしていくということにも通

おるのではないかという感じがいたしますが、こ

のいわゆる近代化促進法と臨時措置法との関係か

らまいりますれば長官がお答えになつたように

相互通いに関連しつつ補つていくというようなこ

とになるわけだとも思うのであります、従来一

度は中小企業者が転換しようとしたしますけれ

ば、自力で必要な転換資金を調達いたしました

う、いわば二本立てでやつてまいりました。た

だ、御指摘ございましたように、前者はいわば近

代化という特定の目的に対応する法律でございま

すし、あと二つの法律は、それそれ特惠を供与

するとかあるいはドルショックが起つたという

ような突然予期しなかつた事態が出てまいりまし

たことに対しまして、いわば緊急避難的に対応策

を取りまとめたという関係になつております。い

ずれもやはり一般法ではないということが言える

かと思います。

これに対しまして今回御審議をいたさます法

案は、これらの従来の先例を頭に置きながら、今

後いろいろ経済情勢の変化が予想される、特に安

定成長経済に移つていきます、その転換をすると

言つてもなかなか容易ではないという事態を頭に

置きまして、これらの事態の中で新しい分野へ中

小企業が進出を図つて行く、これを一般的に応援

するための法律として用意をした次第でございま

す。いままでは高度成長の中にありまして、何と

かかんとか新しい道を切り開いていく余地が残さ

れていた。今後は非常に環境が厳しくなるという

ことを一つの契機といたしまして、一般法として

応援をする道をこの法律によって開きたい、これ

がこの法律の提案の趣旨でござります。

○森下昭司君 いま二つの臨時措置法的な、緊急

避難的な転換対策があつたとお述べになりました

が、この国際経済上の調整措置の実施に伴う中小

企業に対する臨時措置に関する法律、これはいわ

ゆるドルショックに対する一つの緊急避難の転換

対策であります。が、このいわゆる国調法でドルシ

ョックによる影響を受けたとして認定された中小

企業者が約二万件に達する、ところが転換計画の

認定を受けた者はたつたの六十五件であったとい

う過去の実績からいたしますと、いま長官がお述

べになりましたように、二つの緊急避難的な対策

で事業転換が行われて、それで助成をしてきたん

だということはいささか私はオーバーな発言じゃ

ないかと思うんであります、その点について重

認定をいたしました。しかし、その中で現実に転

換計画の提出まで至つたのは六十五件、御指摘の

とおりでござります。この背景としましては、二

万の企業が認定を受けて、それによっていわば緊急対策的な金融措置等受けたわけでございますが、それによって一応一番苦しい局面をしのいだ、何とかなったというような背景があることを、それから一部にはこういう転換計画というような手続を避けまして、自分自身で新しい道を本当に開いていった、二つのケースがあつたのではないかという気がいたします。

六十五件のケースにつきましては、私どもどういう背景でそれが進められ、そこがどういう問題にぶつかったのかということは、この法律を考えるために非常に参考になると思いましたので、それらの追跡調査もし、その結果をこの新しい法律の運用の中反映させたいと思っております。

○森下昭司君 私はやはりこの政府の中小企業対策といものは、やもいたしますとおくれがちになるのではないかという一つの証左として御質問いたしましたが、さくらんぼの改正をされました近促法に基づく新分野進出計画、この新分野進出計画に対して、計画を提出をいたしまして積極的に転換を図っていくというような申請は、私の聞き及んでおるところによりますれば、ただいまゼロであるというふうに思ふんでありますが、どうして国調法などの、いわゆるドルショックの影響を受けたのが二万件で、六十五件しか認定を受けないのか、あるいはまた五十年九月に改正施行されましたこの近促法に基づく新分野進出計画、もう一年たっておりましね。これがなぜ計画が一件もないのか。これはまさに私は不思議でならないのでありますて、何らかのいわゆる抽象的に言えば、きめ細かい指導というものが欠けていたのではないだろうかという感じがいたしましたが、近促法の新分野進出計画がゼロになつている理由は何だとお考えになつてゐるか、お尋ねします。

○政府委員(岸田文武君) 国調法の適用実績が少ないという点につきましては、まだあの当時は高度成長の名残が続いていた時代でございまして、

業界にとってもまだそれほど緊迫感がなかったような感じがいたします。ただ、それは現在ばかりは、それが進むにつれて、自分自身で新しい道を主的に開いていった、二つのケースがあつたのではないかという気がいたします。

六十五件のケースにつきましては、私どもどういう背景でそれが進められ、そこがどういう問題にぶつかったのかということは、この法律を考えるために非常に参考になると思いましたので、それらの追跡調査もし、その結果をこの新しい法律の運用の中反映させたいと思っております。

ただ両者を通じまして、もっと親切に助言なり指導してやつたらもっとうまくいったのではないかというお話は、私どもとしても十分頭の中に入りますが、また今後参考にしていかなければならぬ考え方ではないかという感じがいたします。この新しい法律ができまして、そしてそれが的確に運営をされるためには、単に金の問題あるいは労務面の問題等々の問題がありますが、その前提となる

これから世の中の進み方、あるいはその企業の進み方にについて親切に相談に乗つてやり、助言をしてやる、こういったことが特に大切な要素であるということを私自身も痛感をしておるところでございます。

○森下昭司君 私、ちょっと理解に苦しむのであります。

○政府委員(岸田文武君) 御指摘の点は、私ども

とてもやはりいろいろ反省しなければならない

問題を含んでおるよう思います。

○森下昭司君 今度の転換措置法の中にも中小企

業の定義、第二条の第四項に「企業組合」とか第

五項は「協業組合」、第六項は「事業協同組合そ

の他」というようにいろいろ規定があるわ

けであります。そういうようなことを考えてまい

りますと、非常に近促法の新しい制度の実施が順

調に進んでいないということにらみ合わせてま

りますと、こういった企業組合、協業組合、

「事業協同組合その他特別の法律により設立され

た組合であつて、政令で定める要件に該当するも

の」とあります。今度の転換措置法の中にも、

こういった一つの組合が行う協同事業の転換も含

まれているのではないだろうかと私は思うのであ

りますと、そういうふうに思いますが、やはり業界ぐるみで一つの新しい方向を

導き出すということにつきましては、いわば業界の

体制をつくるために、いろいろ時間がかかってお

りますが、やはり業界ぐるみで一つの新しい方向を

導き出すということにつきましては、いわば業界の

体制をつくるために、いろいろ時間がかかつてお

して、年を追うごとに失敗する度合いというものは高くなっています。このようにこの事業転換の条件が厳しくなっているにもかかわらず、いま申し上げたように、たとえば国調法に基づく助成あるいは近促法に基づく助成等の諸制度があるにもかかわらず、こういうような結果になつたということは、私は政府の転換対策に対する先ほどから申し上げておりますの熱意、指導、助成というものが、まだまだ十分ではなかつたといふに思うのであります。こういったいわゆる結果からまいりまして、従来の転換対策といふものの欠点はどこにあつたのか、この点についてお考えがあれば承りたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) 従来の転換事例、私もいろいろ勉強いたしてみました。成功しておる例もかなりありますが、中にはやはり所期の目的であるいは成績に到達しにくく、それで苦労しておるという現実も確かにあります。そこで見てみますと、成功した事例というものは次に申し上げるような要件をうまく組み合わせていったケースなのでないかと思います。それは、一つは転換先の選択というものをして慎重に勉強しましてうまく選択をしたというケース、これが大体成功に結びつく感じがいたします。転換先が新しい国民のニーズに適合して、そして業種としての将来性があるというような業種を選ぶことが一つの大変なポイントかと思ひます。それと同時に、やはりある程度の資金的あるいは労務の面での事前の体制づくりということが大切でございまして、これらのためには計画を余り急がず、じっくりと練り上げるというような配慮が特に必要なのでないかと思つておるところでございます。

で、失敗しました例は、いわばその逆でございまして、余り十分なる事前の勉強がないままに新しい分野へ飛びついでいった、新しい分野が必ずしも将来性のある分野でなかったというような事例であるとか、そもそも計画 자체が十分まだ練られていないために、最初の一年はよかつたけれど見えてまいりますと、いまお話をの中にあります、いわば迫り詰められて転換するという形より

ども二年目からうまくいかなかつた、こういうケースが見受けられるわけでございます。

こういうことを過去の実例を見てまいりますと、やはり計画づくりの段階で本人が得心がいき、これならやれるぞという自信ができるところまでじっくり勉強をし、またその勉強することによって、政府及び関係の諸機関が力を合わせていく、こういう態勢にもつていくことが特に必要なものではないかと思つておるところでございます。

それができますれば、次の問題である労務面の問題あるいは資金面等々の問題については、さらに新しい工夫の道が開けるわけでございまして、基本はそういう点にあるのではないかという感じがいたしておりますところでございます。従来はとかくショックを受けた、さあどうするかということで、その辺の態勢がまだまだ不十分であったという感じがいたします。これらの点を何とか補つていきたいというのが私どもの気持ちでございます。

○森下昭司君 いまいろいろとお話をあつたわけでありますから、転換をいたします場合に、現在の事業が行き詰まつてはいいが、企業の将来性を考え、新しい発展性のある分野へ積極的に転換していくこうという、これを私は前向きの転換といふふうに表現いたしておりますが、そういう積極的な前向きの転換と、事業に行き詰まつてやむを得ず他の業種へ転換せざるを得ないと、これで私は後ろ向きの転換があると思うのであります。転換対策として、私は助成を必要とするものはむしろ後ろ向きの転換があると思うのであります。本法案は私は内容から見まして、後ろ向きの転換よりは企業自体にも余裕のある前向きの転換に力点を置いておるのではないだろうかと思うのであります。

○政府委員(岸田文武君) 従来のケースをいろいろ見てまいりますと、いまお話をの中にあります、いわば迫り詰められて転換するという形より

は、やはりある程度余力のあるうちに新しい分野で新天地を開くというケースの方が、やはり成功の確率も多いような感じがいたします。私どもは、本当に追い詰められてという状態になる前に、少しでもいい状況で新しい分野へ転換していくのではなくかと思つて切り捨ての結果になりはしないのではないかと思つておるところでございます。

それができますれば、次の問題である労務面の問題あるいは資金面等々の問題については、さらに新しい工夫の道が開けるわけでございまして、基本はそういう点にあるのではないかという感じがいたしておりますところでございます。従来はとかくショックを受けた、さあどうするかということで、その辺の態勢がまだまだ不十分であったという感じがいたしました。これらの点を何とか補つていきたいというのが私どもの気持ちでございます。

○森下昭司君 いまいろいろとお話をあつたわけでありますから、転換をいたします場合に、現在の事業が行き詰まつてはいいが、企業の将来性を考え、新しい発展性のある分野へ積極的に転換していくこうという、これを私は前向きの転換といふふうに表現いたしておりますが、そういう積極的な前向きの転換と、事業に行き詰まつてやむを得ず他の業種へ転換せざるを得ないと、これで私は後ろ向きの転換があると思うのであります。転換対策として、私は助成を必要とするものはむしろ後ろ向きの転換があると思うのであります。本法案は私は内容から見まして、後ろ向きの転換よりは企業自体にも余裕のある前向きの転換に力点を置いておるのではないだろうかと思うのであります。

○政府委員(岸田文武君) 従来のケースをいろいろ見てまいりますと、いまお話をの中にあります、いわば迫り詰められて転換するという形より

は、やはりある程度余力のあるうちに新しい分野で新天地を開くというケースの方が、やはり成功の確率も多いような感じがいたします。私どもは、本当に追い詰められてという状態になる前に、少しでもいい状況で新しい分野へ転換していくのではなくかと思つて切り捨ての結果になりはしないのではないかと思つておるところでございます。

それができますれば、次の問題である労務面の問題あるいは資金面等々の問題については、さらに新しい工夫の道が開けるわけでございまして、基本はそういう点にあるのではないかという感じがいたすわけでありまして、長官は、そういう差別はつけないんだというお話をあります。だから零細小規模企業の転換についてはかえつて切り捨ての結果になりはしないかというような感じがいたすわけでありまして、長官は、そういう差別はつけないんだというお話をあります。たとえば金融上の問題にしるあるいは零細小規模との比較すれば、信用力あるいは販売力、あるいは販売力、これは比較にならないであります。つまり新天地へいった方が、その企業としてはよりよい採算が期待できるし、将来性も今までのを続けるよりはいいと、こういう状況も当然あります。私どもはそういう点でございません。ただ、やはり少しでも早く得るわけでございます。私どもはそういう点で応援できる分野があるならば喜んで応援をするつもりでございまして、そこに差別をつけるつもりはございません。ただ、やはり少しでも早く計画づくりのお手伝いをするというような姿勢の方がより実効のある転換が期待できるのではないかと思っておるところでございます。

○森下昭司君 先ほど商工中金の追跡調査のことについて述べましたが、これは商工中金から融資を受けたが、これは商工中金から融資を受けたが、これは商工中金から融資を受けたが、これは商工中金から融資を受けたが、これは商工中金から融資を受けたが、これは商工中金から融資を受けたが、これは商工中金から融資を受けたが、これは商工中金が対象になるような企業といふふうに表現いたしておりますが、そういう積極的な前向きの転換と、事業に行き詰まつてやむを得ず他の業種へ転換せざるを得ないと、これで私は後ろ向きの転換があると思うのであります。転換対策として、私は助成を必要とするものはむしろ後ろ向きの転換があると思うのであります。本法案は私は内容から見まして、後ろ向きの転換よりは企業自体にも余裕のある前向きの転換に力点を置いておるのではないだろうかと思うのであります。

○政府委員(岸田文武君) 私ども中小企業政策を進めていますときに、やはり弱い、中小企業の中でも小規模の層、ここはいつでも頭の中で重視していかなければならぬと考へておるところでございます。

○政府委員(岸田文武君) 私ども中小企業政策を進めていますときに、やはり弱い、中小企業の中でも小規模の層、ここはいつでも頭の中で重視していかなければならぬと考へておるところでございます。

○政府委員(岸田文武君) 少し具体的な事例を申し上げますと、中小企業庁にも二年ほど前から小規模企業相談室という新しい組織がスタートいたしました。これは、特に小規模の方々がいろいろ悩んでおられることについて直接お話を伺い、お手助けをしようという趣旨から発足したものでございますが、毎日かなりの数の方々が御相談に見えます。その御相談に見えるお話の中に、ときどき転換問題に関する御相談があるわけでございます。先般手がけましたケースはまさに従業員の一人もいない経営主の方でございましたが、いままでやっていました仕事がそれほど先将来性があるものではないし、ひとつ販売部門へ転換をしたいということで御相談に見えましたのに対しまして、いろいろの業種の事情を御説明し、また具体的な販路についてもあつせんを申し上げて、その方が非常に喜んでいただいた

というケースもございます。私はやはり中小企業の方々の中で、特に小さいからといってそれを切り捨てるということは毛頭考えておるわけではありません。小さい方々は小さいなりに悩んでおられることをくみ上げて、いかにお手伝いをするかということを特に力を入れてまいりたいと考えておるところでござりますし、またそれはやれることだと考えておるところでございます。

○森下昭司君 そういった面については大変いろいろかと思ふのであります、問題は、事業転換を中小企業者が決意をいたしましたときには、どういう業種に転換をするかというような立場で考えるのではなくて、どのような製品の生産や販売というものが可能かということが一つの私は基準になつて、どういう業種へ転換していくかといふ決め方になるわけであります。

この新しい業種への転換をした場合に、いま申し上げたように一つの問題点というのは、いわゆる販売がどの程度可能かという市場の開拓の問題が出てくるとと思うんです。従前の販路がそのまま利用できる場合はよいのですが、全く関係ない業種に変わった場合には、初めて市場開拓の問題が出てくるとと思うんです。これが中小企業者にとっては非常な大きな負担になるわけであります。輸出市場開拓の場合には、JETROの現地事務所等がある程度援助するような形にはなつておりますが、国内の市場の場合にはそういう制度がございません。そこで、こういう情報提供のない要素と並びまして、販売組織がどうなつており、どうやつたらそれが生かせるかなどと思ふんですが、その点についてはどうお考えですか。

○政府委員(坪田文武君) 転換をいたします場合に、進出先の業種で需給がどうなつておるのか、それから技術などの程度のものが必要なのかといふような要素と並びまして、販売組織がどうなつておるか、どうやつたらそれが生かせるかなどと思ふんですが、その点についてお考えです。

○森下昭司君 そういったことを特に力を入れてまいりたいと思います。こういった各種の成長条件はどういうものであるかとか、ただいまお話をございましたように、零細な企業の方々は、おのずからやはり情報の量も限られております。こういった方々には特に親切にということが、当面、政府関係機関あるいは各種の団体の機関、都道府県の総合指導所、そして中小企業振興事業団の情報機能というものを活用したいという

お話をございます。これらについてじつくり勉強し、そして自分自身の設計図をつくった上で乗り込んでいくと、そういった体制が特に大切のように思ふわけでございます。こういった各種の情報につきましては、もちろんその企業者自身もいろいろ勉強されることでございましょうが、しかし一つの中小企業の知識というものはおのずから限界がございます。やはりそれを応援をし、そして身につくようにお手伝いをするというための組織が別に必要であらうと思います。

これらの組織としましては、もちろん中小企業に關係のある政府機関あるいは各種団体、それが持ち分持ち分において応援ができるわけでございましょうが、特に中小企業に対する指導の直接の窓口になつております都道府県の総合指導所の活用ということが第一に重視しなければならないことではないかと思ひます。それと同時に、きょうお見えになつておりますが、中小企業振興事業団の各種の情報提供機能、これを十分に生かしていくことが、応援のために有効ではないかと思つておるところでござります。中小企業振興事業団の情報センターは各種の業種に関する生の資料を極力集めまして、それを先ほど申しました総合指導所、その他の中小企業の指導に關係のある各団体に提供し、中小企業に利用していくだけと

お話をいまあつたわけであります、先ほど私が例にとりました商工中金の追跡調査の総合的な判定の中では、失敗をいたしました原因といたしまして、やはり総括的に最後には、市場動向に関しての事前調査が不十分であったという点が大きな原因であるという実は結果が出ているわけであります。そういう点から私は、いわゆる市場開拓についての何と申しますか、積極的な努力、それからその指導というものが大切になつてくるのではないかだらうかというようにも思ふわけであります。

そこで、いま中小企業振興事業団のお話を出たわけでありますので、若干情報問題についてひとつお尋ねをいたしておきたいと思います。それは、中小企業データバンクという、これは正式な名前であるかどうかは存じませんが、いま長官からお話をありましたようなその情報の各種を集めまして、それを整理をいたしまして中小企業の相談に応じていく。で、とりあえず、五十三年度までにファイルなどを作成をすると、あるいはことはモニターを選任をいたしましてそういうたとえであります。最近は、特に転換の事例に關する各種のデータを集中的に集めてもらつておるようございまして、それらの各種の先例というものが、これから転換をしようとしているわけでありまして、振興事業団が行おうとする中小企業データバンクと称するものは、どういうような目的と機能を持つものか、御説明をいただきたいと思います。

○参考人(佐々木学君) 中小企業振興事業団におきましては、従来から中小企業の指導に役立つ各種情報の収集に努めてまいりてきたんではありますけれども、また中小企業振興事業団自体におきましても、各種の業界動向、経営動向あるいは企業の成長条件はどういうものであるかとか、ただいまお話しになりましたような事業転換の事例調査等をいたしまして、これを中小企業の指導機関である総合指導所あるいは商工会議所、商工会あるいは中央会、こういうところに配付してお役に立てまいつておるつもりでございます。

しかし最近におきましては、中小企業が必要とする情報は、従来のような情報のほかに、さらに非常に細かい情報を必要とするようになつてしまい

を詳細に網羅したものでございますが、これを中小企業振興事業団にストックしておきまして、指導機関からの応答によりましてこれをサービス提供いたしたいと、こういうのがデータバンクの大まかな構想でございます。

○森下昭司君 もう一つお尋ねしておきますが、この何かモニターを定員二百人云々という、ことは百六名程度ですか選定を終わっているといいますが、この点はどうなんですか。

○参考人(佐々木学君) 大変失礼いたしました。私どもの情報調査部——まあ情報センターと申しておりますが、これ以外にも各種の図書等を行なっておりました。ただいま申し上げましたのは雑誌とか不定期刊行物が主でありますけれども、これ以外にも図書類をたくさん作成いたしまして、各だいま申しましたような指導機関に配付しておるのでござりますけれども、その記載内容等あるいは取り上げる重点等につきまして、もう少しこういうふうにしてほしんだと、あるいはこういう点は少しむつかしいからもう少しわかりやすくしてもらいたい技術情報等もございまして、まあそういう点につきまして直接の指導に当たられる方の意見を聞きたいと思いまして、そこでそのモニターをお願いいたしまして、この人たちの意見を取り入れながら、調査項目それから記載方法等について改善していくといふて、こういうふうに考えておるわけでございます。

○森下昭司君 それから、この中小企業データバンクで集めましたこの情報なり、いろんな三百業種に関するファイルが作成されました段階で、これは中小企業者にどういう方法で周知徹底をさせていくのか。あたとえば各県の総合指導所等から問い合わせがあるとか、あるいは各所の中小企業団体や中小企業者から問い合わせがあつた場合に答えていくといふことになるのか。積極的に、たとえば週一回とか、月に一回とか、あるいは月二回とかというように、集約したデータの状況等について主要なものを流していく方法をとっていくのか、集めましたものの活用の方法と

いうものは具体的にどういう形で行われていいのか、その点ちょっとお尋ねします。

○参考人(佐々木学君) これは、収集いたします。いろいろなものでござります。これをすべて流すとてまいるわけでござります。これをすべて流すと雑誌、報告書等を集めますと、大変な情報になつてまいります。これをすべて流すと

いうことも事実上むずかしいかと思います。したがいまして、そのうちで非常に緊急に問題になつておる業種といったような問題につきましては、現在でも「中小企業情報」というのを月三回ほど指導機関に二千五百部ずつ提供しております。随時これには載せてまるつもりでございますけれども、それ以外のデータにつきましては、リスト等はこれは関係指導機関に全部提供いたしました。そのリストによりまして、特別なものについては質問をしていただくということになつております。

○森下昭司君 期間的には三年ということでありますので、事業転換法の施行からまいりますとやや遅きに失するというような感じがいたしますが、そのことはともかくといたしまして、いわゆる三百業種といふものは、長官にお尋ねいたしましたが、大臣が指定する業種といふものはほぼ含まれているというふうに理解しておみえになるのか。中小企業振興事業団の三百業種といふわれましたが、そういうものは全部といふと語弊が残りますが、ほんと含まれておるといふに理解をされているのか。中小企業振興事業団の三百業種といふわれましたが、そういうものの中には大臣が指定する業種といふものは全部といふと語弊が残りますが、ほんと含まれておるといふに理解をされて

いるのか、その点ひとつお尋ねします。

○政府委員(岸田文武君) 具体的にどの業種がこの法律の適用対象になるかということは、これから事業の所管大臣が指定するといふことになつておられますので、各省間で最終的に打ち合わせをすることで、いまの段階で具体的に申し上げられるところです。つまりは、いわば中小企業性が高い業種をほぼ網羅するという形になつておりますと、一體事業転換の本当の筋から離れたようなものまで至つております。したがって、各省間で最終的に打ち合わせをするといふことは、あるいはまだどうも入れなくちやならぬといふものが入らない

いての情報を得たいというときには、この三百業種の中に、具体的な参考になる資料がほぼ含まれているのではないかと思うわけでございます。

○森下昭司君 私はいまここにお見えになります。表現が非常にたくさんある、しかも、法案審議の際に政令で定める要件あるいは政令で云々といふことは、これは関係指導機関に全部提供いたしました。そのリストによりまして、特別なものについては質問をしていただくことがあります。

○森下昭司君 まず、これから各事業所管官庁を強く主張されたことを記憶いたしておりますけれども、それ以外のデータにつきましては、リスト等はこれは関係指導機関に全部提供いたしました。そのリストによりまして、特別なものについては質問をしていただくことがあります。

○森下昭司君 まず、これから各事業所管官庁を強く主張されたことを記憶いたしておりますが、そのことはともかくといたしまして、いわゆる三百業種といふものは、長官にお尋ねいたしましたが、大臣が指定する業種といふものはほぼ含まれているといふに理解しておみえになるのか。中小企業振興事業団の三百業種といふわれましたが、そういうものは全部といふと語弊が残りますが、ほんと含まれておるといふに理解をされて

いるのか、その点ひとつお尋ねします。

○政府委員(岸田文武君) 具体的にどの業種がこの法律の適用対象になるかということは、これから事業の所管大臣が指定するといふことになつておられますので、各省間で最終的に打ち合わせをするところです。つまりは、いわば中小企業性が高い業種をほぼ網羅するといふ形になつておりますと、一

が指定する事業の問題だと、およそ輪郭程度は明らかにしていく必要があるのではないかと思うんでありますが、この点についてお尋ねいたします。

(委員長退席、理事権正俊君着席)

○政府委員(岸田文武君) この法律で政令事項となつておりますことの内容については、もしお尋ねでございますればそれをお答えをさせていただきますが、とりあえず業種指定の問題について御

指揮機関に二千五百部ずつ提供しております。後こういったことは改めるべきであるということを強く主張されたことを記憶いたしておりますけれども、それ以外のデータにつきましては、リスト等はこれは関係指導機関に全部提供いたしました。そのリストによりまして、特別なものについては質問をしていただくことがあります。

○森下昭司君 まず、これから各事業所管官庁を強く主張されたことを記憶いたしておりますが、そのことはともかくといたしまして、いわゆる三百業種といふものは、長官にお尋ねいたしましたが、大臣が指定する業種といふものはほぼ含まれているといふに理解しておみえになるのか。中小企業振興事業団の三百業種といふわれましたが、そういうものは全部といふと語弊が残りますが、ほんと含まれておるといふに理解をされて

いるのか、その点ひとつお尋ねします。

○森下昭司君 それから重ねてお尋ねいたしますが、指揮機関が前に、法案の中に政令で定めるといふことは、非常にたくさんのある、しかも、法案審議の際に政令で定める要件あるいは政令で云々といふことは、これは関係指導機関に全部提供いたしました。そのリストによりまして、特別なものについては質問をしていただくことがあります。

が、技術開発と技術の導入と申しますか、これは中小企業は非常に研究開発能力が乏しい、あるいはまだ研究機関を設けようといつてもその能力がない、あるいは何と申しますか人もない。要するに資金的にも人的にも、また技術の導入に際してもそれをこなし得る能力と申しますか、そういった体制もないというような、いろいろな技術開発や技術導入の問題については問題点がたくさん出ているわけであります。そういう中におきまして、先般中小企業に対する技術情報の提供でありますとか、あるいは技術の移転の導入のあつせんでありますとか、そういう機関といたしまして、中小企業振興事業団の中に技術移転促進センターといふものを設けるという計画を、通産省は来年度から実施したいという御意向のようであります、この内容についてはどういうお考え方があるのかお尋ねいたします。

興事業団におきましても特別のプロジェクトとして省力化、自動化のための機械開発というテーマを手がけて、いま進行中でござりますし、さらに、振興事業団に座敷を設けまして、業界とそれから行うという制度もあるわけでございます。これら各種の開発推進に加えまして、いまお話ございましたように、来年度以降の新しい構想として、自分で開発をするというところまではいかなくても、よそからいい技術を買ってきて、それを自分なりに改良し身につけていく、こういうことを中小企業庁としてお手助けできれば非常に役に立つ面も多いような感じがいたしますので、従来の直接の開発に加えまして、いま申し上げましたいわば技術移転とも言うべき分野につきまして、政府としても応援する道を開きたいということで、部内で寄り寄り検討中でございます。

さらには、それに加えまして、これらの技術開発の成果をいかに普及するかということが問題でございます。普及面につきましては、府県の各種の試験研究機関が指導を行つておることに対しまして、その一部を現に補助をいたしておりますし、それから試験研究機関が中小企業の工場に直接出向いて指導をするという巡回技術指導、こういう制度がございます。実はその巡回技術指導の中身として、ひとつ転換問題について巡回技術指導する、こういうやり方を活用していくかと思つておるところでございます。

以上一般的な制度について御報告を申し上げましたが、お尋ねの中にござります技術移転促進センターというような構想、どういうふうになつておるかという点を申し上げますと、これは実は中小企業振興事業団がいろいろこの技術の問題が大事であるということですので、どういうやり方を進めていったらいいかということを研究しております。その一端がああいう形で新聞に報道されたのではないかと思います。

実は、中小企業振興事業団におきましては、こいう技術情報の調査に関するスタッフを増強を

し、その増強した人間をもとにして、技術移転の分野においてどういう技術が利用できるのかといふような情報を探求したり、あるいはそれを身に付けるためにはどうしたらいのかというようないいと、この適用的具体的な問題についてお尋ねします。

○政府委員岸田文武君　いまお話をいたしました技術移転促進に関する新しい補助金制度あるいは、この技術移転の問題の転換をする場合に、この技術移転促進貸付制度といふものは適用できな

うる、あつせんをしたり、こういう分野を強化をしてまいりたいということを考えておるところでございます。場合によつては、スタッフの中に委嘱コンサルタントというものを置きまして、これがいわば中小企業と親身になって相談をする窓口になるというようなことを考えてみてはどうかと思つておるところでございます。したがつて、センターという名前に余りこだわつていただきますよりは、こういったことを考えておるということで御理解をいただきたいと思います。

○森下昭司君　委嘱コンサルタント、まあ非常に私はいい制度ではないかと思うのでありますから、ややもいたしますと、こういったものは東京を中心主義といふような感じなまにしもあらずであります、全国的に行い得るような点を考慮していただきたいと思うのであります、一応技術移転の促進補助制度そのまま拡張していくうじやないかと、いう考え方と、それから技術移転促進貸付制度といふものを設けて、中小企業金融公庫を窓口にして融資をしていくこうということが、何か考えられておりようであります、このいわゆる技術移転の促進貸付制度、一件当たり一億二千万円を限度額といたしまして、年利八・九%、貸付期間十年以内を予定しておりますといふふうに言われているのであります、このいわゆる貸付制度と本転換措置法の中における融資の問題とは、いわゆるダブつて申しますか、双方の貸し付けを受けることがであります、この技術移転の問題の転換をする場合に、この技術移転促進貸付制度といふものは適用できな

は貸付制度の問題は、いわばいま予算要求中の段階でございまして、これがうまく予算化できました暁には実質的にお役に立つのではないかと、私どもはそういう期待を持っておる段階でございます。これが仮に創設をされました場合に、事業転換に関する助成と重複して受けられるかと、いう点につきましては、私どもはやはりそれぞれの趣旨に合致しておれば、それぞれの制度を受けるようにして差し支えないのではないかと考えております。

○森下昭司君 それでは、さらに金融問題について二、三お尋ねをいたしておきますが、転換いたしますときにはやっぱり金融問題が大切であるということは、この措置法のいろんな説明の中にもあるわけであります。しかし、考えてまいりますと、この事業転換を行って、先ほど申し上げたように全部が全部成功するわけではないわけであります。失敗をする例等もあります。こういうようなないわゆる転換前の実績に基づいて、金融機関が金を貸してくれるかというと、新しい分野への進出が不安感が伴いますから、やはり金融機関もちゅうちょをするような結果になりはしないかというふうに私どもは思うわけであります。今回もいわゆる信用保証制度の役割りに対する期待が、そういった意味では大きいわけでありますから、保証協会のこの保証がつけば、未知の分野であっても金融機関は融資することになるであろうと、私どもは実は期待をいたしているわけであります。そのためには本法案でも信用保険の特例が設けられているわけであります。しかし、問題は、いま申し上げたようにこの本来の趣旨のように運営されるかどうかということが今後の問題点になるわけであります。すなわち保証協会が、信用力が乏しい企業には保証したがらないと同じよう、実績のない新しい事業に対しまして、積極的に保証する姿勢をとるかどうかということが、まず第一番目の問題ではないかと思うのであります。そこで信用保証協会にこの制度の趣旨を十分に生かして運用するように、政府が積極的に指導

○政府委員(岸田文武君) 事業転換に伴いましてしていく必要があると思うのであります。このいわゆる事業転換のための信用保証協会等に対する指導についての考え方伺いたします。

○政府委員(岸田文武君) 事業転換に伴いましてやはり新しい設備を入れる、あるいは從来の施設を転換をするために、各種の資金需要が出てくるわけでございます。私どもはやはり転換という仕事は、その企業にとっても新しい分野への展開が図れるというだけでなく、國民経済的に見ましても、新しい情勢に応じた産業構造を築き上げていくという積極的意味を持つておるというふうに理解をいたしております。したがいまして、政府関係金融機関におきましても、この転換法の趣旨を十分体して、具体的に相談がありましたときには、積極的にこれに応ずるように指導してまいりたいと思います。さらに政府関係金融機関の融資を補うものとして、民間金融がこれまで積極的な応援に入つてもらうことが重要なファクターでございまして、それを円滑にするために、お話を中に入ございましたように信用保険の特例ということを、この制度の発足と同時にスタートさせたいと思つておるところでございます。

○森下昭司君 この信用保険の特例が動き出しますと、從来の保険に対しまして、別枠でかなりの金額の保証が受けられるということになります。さらにまたてん補率も普通保険の場合一般は七〇%でございますが、八〇%に引き上げるということによりまして、市中金融が円滑につけられるよう措置できるものと考えておるところでございます。これらを実際に動かします場合に、金融機関においてこの法律の趣旨をよく理解してもらうようにといふ御指摘、まさに私どもも同感でございます。この法律ができますと同時に各保証協会あるいは政府関係金融機関に対しまして、よくこの趣旨のPRを図りたいと思います。

中小企業金融公庫、それから国民金融公庫とは、やはりいま長官が言われたような積極的な判断と積極的に融資をするという姿勢をとりませんと、他の一般市中銀行は、政府系のいわゆる金融機関ですらこういう考え方ですからわれわれがと、しり込みをする傾向が出てくるのではないだろうかと思うのでありますと、特に中小企業金融公庫並びに国民金融公庫に対する協力と申しますか、要請というものが非常に重要なになってくるのではないかだろうかというふうに思うのでありますと、この点について両金融公庫に対しまして中小企業厅として何か特別な要請をなさるお考え方があるのかどうか、この点をひとつお尋ねいたします。

○政府委員(岸田文武君) 御意見はまことにごともでございまして、この転換といふことが個々の企業の持つておる役割りのほかに、国民経済的にも大きな役割りを持つておるということを頭に置きまして、中小公庫、国民金融公庫が、適切な計画の認定のあつた曉には、それに対しても積極的に相談に乗り適切な金融援助をするということにつきまして、私どもとしても指導いたしたいと思います。

○森下昭司君 そこで、一つの具体的な要請でありますと、事業転換計画というものは都道府県知事の認定を受けるというわけでありますから、認定を受けて転換のための貸し付けを申請した場合には、これは政府系金融機関とあるいは市中銀行とか保証協会とか区別いたしまして、原則として融資をするということは、一つの私はたてまえにならなければならぬと思うのでありますと、その点についてはどうですか。

○政府委員(岸田文武君) 転換の具体的な計画が固まりますと、それを都道府県知事に持つてまいりまして認定を受けるわけでございますが、この認定に当たりましては、その内容を審査して、これが十分新しい分野への転換に役立つということを都道府県知事として認定するわけでございますから、金融機関としてはそれを尊重するというのでは、いわば当然のことかと思います。ただ、お話

のよう、認定があつたら即金融ということになりますと、とかく認定 자체が非常に慎重になるという面もあるらうかと思います。その辺はよく呼吸を合わせてやるよううまく指導していきたいと思います。

○森下昭司君 いや、私の言うのは、計画書を提出をいたしまして認定を受けます。事業転換に実際にかかる場合に、認定を受けた業者は事業転換のための貸し付けを申請した場合は、原則として拒否すべきでない、言うならば原則として融資すべきであるという考え方方に立つのが妥当ではないかと思うんですですが、その点をお尋ねしているのです。

○政府委員(岸田文武君) 金融機関でございますから、計画の内容を見て、それがどういうふうな資金計画になつてゐるかというようなことを聞くのはいわば商売であろうかと思います。ただ、それは申しましても、その前段階に都道府県の認定ということと、その計画内容について十分相談にも乗り、また審査をした上のこととござりますので、これはやはり原則としては尊重してもらうということが、円滑にこれを進める道ではないかと感じがいたします。

○森下昭司君 そういうように、ひとつ先ほど述べましたように、各種金融機関に対する協力要請、指導というものを強化していただきたいと思うんであります。この反面、借りましたお金は返さなくちゃならぬわけであります。それから、転換があつまくいけば相当な期間を経なくて返済する事が可能であります。過去の例からまことにありますと、少なくとも五年とか十年とか長い年月をかかって徐々にではありますが、転換をしていくというような傾向が実はさきの追跡調査でも出てゐるわけであります。そういう点からまことにありますれば、今回十年という期間で融資をするわけでありますので、私は一つのこれは評価できる進歩ではないだらうかと思うのでありますが、やはり業者の中では、でき得るならばさらに若干の返済の期間というものを延ばすとか、あるいは握

置期間を長くするとか——いま二年であります  
が、これを三年とか四年にしていくとかいうよう  
な希望というものが出てるわけでありまして、  
今回のこの案の初年度といたしましてはこういう  
考え方であります、来年度以降、この返済期間  
だとかあるいは据置期間だと、そういったもの  
について考え方があるのかどうか、その点をお尋  
ねいたします。

○政府委員(岸田文武君) 転換をするというの  
は、その事業にとつては非常に一つの大好きな暮み  
切りが必要でございます。そういう立場からいた  
しますと、少しでも金利が安く貸付限度が高く、  
そして償還期間も長くというふうな貸付条件をよ  
り有利なものにしてほしいという希望を抱くの  
は、いわば当然のことのような気がいたします。  
ただ、これは無限によくできるというようなもの  
でもなく、やはり転換先の既存の企業とのバランス  
というものの頭に置かなければなりません。し  
かし、そういうことを配慮の範囲内で少しでも  
いい条件でということで、私どももこれから引き  
続き研究してまいりたいと思います。

○森下昭司君 それから限度額の問題でも、中小  
企業金融公庫で一億五千万円、国民金融公庫で千  
五百万円以内ということになつておるのであります  
が、これも将来的にはどうお考えになります  
か。

○政府委員(岸田文武君) 従来の転換の実績もい  
ろいろ調べてみました。大体いまお話をございまし  
たような金額であれば、転換に對する資金的な応  
援としては現段階としては一応十分ではないかと  
思います。しかし、これはまた将来、経済情勢もあ  
る程度変わつてしまいましようし、この新しい経済情勢  
に応ずるように、絶えず見直しが必要であるとい  
う点は御意見のとおりでございます。

○森下昭司君 それでは、この事業転換の具体的  
な内容についてちょっととこの機会にお尋ねいたし  
ておきます。

まず、「事業転換」という言葉の問題であります  
が、私の聞き及んでる範囲内では法律上の定義  
すが、

義はないというふうに理解をいたしているわけであります。その概念は、法律の適用の個々のケースを通じて確立してきているというふうに言われているわけであります。この事業の転換といつては、その最初にお尋ねいたします。

○政府委員(岸田文武君) 法律の文面では転換の定義といつては、特に表に出ておりませんが、私どもとしては次のように大体考えておるわけでございます。

事業の転換といいますと、現在中小企業がやつております仕事を縮小しながら新しい分野で活動を行う、そして転換先の仕事が全事業活動の中の相当部分を占めるというような形になることを、おおむね二分の一定程度あれば相当部分と当然言い得るんだろうというふうに考えます。このウエー

トの算定でござりますが、原則としては生産額あ

るいは取引額によつて算定することにならうかと

思いますが、單にその生産額とか取引額というだ

けではなくて、転換に伴いまして主要設備の相当

部分が新規の事業用になるといつてある場合も、

これは実質的には転換と認めていいのではないか

と考えておるところでございます。

なお、これは一挙に転換をするということは必ずしも要件にいたしませんで、一部分を変えてい

く、その間多角化をする、こういうようなことを

だんだん進めてまいりながら、計画期間の中に、

結果として先ほど申し上げたような状態になると

いうことであれば、事業の転換と考えて、それに

対する所要の応援を図る、こういうふうに解釈をいたしておりますところでございます。

○森下昭司君 事業の転換が相当部分といつては二分の一以上ではないかというようなお話をい

ましたわけであります。そこでいわゆる通常同一の業種と見られる業種に属する事業に転換する

場合――今回の転換法の対象になつておりますのは、ある業種に属する事業から他の業種に属す

る事業に転換することだと、一般論としてはそ

の場合には転換の助成を受けやすいようにケー

ス・バイ・ケースで彈力的に判断していく。たと

えば相当部分といつては、いまお話をあつたよ

うなことが載せられ、かつ「商業、サービス

業については環境の激しい構造的変化が事業の継

続に重大な影響を及ぼすことと鑑み、一定の立地

転換についてもこれを取り上げる等彈力的に取扱

うものとする。」という意見の中があるわけであ

りますが、この考え方方が今回の転換措置法の中に入

つていよいよ思はんであります。この点は

どうですか。

○政府委員(岸田文武君) この法律で事業転換と

して取り上げ、特別の応援をいたしますのは、い

ままで持つておきました各種の経営資源、すなわ

ち設備の面あるいは労務の面、あるいは販路の

面、こういったものを思い切って変えていかなければならぬ、そういう特別にむずかしい環境を

迎える中小企業に対しても特別の応援をしようとい

うことがその趣旨でございます。お話をございま

した立地の転換は確かに現実にはいろいろ新しい

問題が起こるでございましょうが、他のケースと

比べますと、やはり困難の程度が低いのではない

かということで、この法律の対象には取り上げな

いことにしたのが経過でございます。ただ立地の

転換の中で、現に立地政策の面からいろいろの応

援手段が用意をされております。それらを活用で

きる場合には当然活用することになります各種の要因

に伴う転換に際しまして、立地の変更をも伴う

と、こういう場合には転換問題として取り上げ得

ることにならうかと思うわけでございます。

○森下昭司君 これは具体的にまいりますと、

食料品の卸売市場で扱う物品以外を扱っているま

とえれば大都市なんかでは、ときたま生鮮食料品の

とか、あるいは果物屋さんの特殊なものとか、い

ろいろなものがみんな密集するんです。そういう

あります。その概念は、法律の適用の個々のケースを通じて確立してきているというふうに言われているわけであります。この事業の転換といつては、その最初にお尋ねいたします。

○政府委員(岸田文武君) 法律の文面では転換の

定義といつては、特に表に出ておりませんが、私

どもとしては次のように大体考えておるわけでござります。

事業の転換といいますと、現在中小企業がやつ

ております仕事を縮小しながら新しい分野で活動

を行う、そして転換先の仕事が全事業活動の中の

相当部分を占めるというような形になることを、

おおむね二分の一定程度あれば相当部分と当然言い

得るんだろうというふうに考えます。このウエー

トの算定でござりますが、原則としては生産額あ

るいは取引額によつて算定することにならうかと

思いますが、單にその生産額とか取引額というだ

けではなくて、転換に伴いまして主要設備の相当

部分が新規の事業用になるといつてある場合も、

これは実質的には転換と認めていいのではないか

と考えておるところでござります。

○政府委員(岸田文武君) 一つの業種から他の業

種に移るというときに、必ずしも標準産業分類に

よるだけた中の移動といつてあることにこだわ

る必要は必ずしもないのではないかという感じが

いたします。たとえばお話をございましたよう

な、同じ産業分類のたとえば四けた分類の中で移

動するといつてある場合につきましても、いまま

でつくつておりました商品に対しまして、新しく

つくる商品が非常に付加価値が高い、非常に高級

な商品である。そのものをつくるためには従来の

原材料をえていかなければならない、設備も

変えていかなければならぬ。こういうような実

態にあります場合は、やはり一つの事業転換と

いうふうに考え得る場合がかなりあるのではないか

かという感じがいたしました。

○森下昭司君 いまお話をありましたように、同

一の業態に似通つた業態、この転換もあり得ると

いうお話でありますので、これは相当事実認定と

お考え方があるようですが、この中小企業

近代化審議会が昨年の十二月に答申をいたしまし

たときには、「商業、サービス業についてもその特

殊性をも考慮しつつこの種の構造的な要因による

ものについては対策の対象とすべきである。」とい

うようなことが載せられ、かつ「商業、サービス

業については環境の激しい構造的変化が事業の繼

続に重大な影響を及ぼすことと鑑み、一定の立地

転換についてもこれを取り上げる等彈力的に取扱

うものとする。」という意見の中があるわけであ

りますが、この考え方方が今回の転換措置法の中に入

つていよいよ思はんであります。この点は

どうですか。

○政府委員(岸田文武君) この認定といつてお考

え方をお尋ねいたしたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) 一つの業種から他の業

種に移るといつてある場合につきましては、いまお

話をございましたように個々のケースに当たつて見

ます。この点について私はやはり相当幅のある

企業者が救われるという観点に立つならば、多少

の私は弾力的な考え方があつていいのではないか

だらうかと、画一的に二分の一以上なけりやいかぬ

とか、これはこういう認定をすれば二分の一以上

になるが、こういう立場から見れば二分の一にな

らないとかと微妙な問題があると思うんであります

ことによってやはり事業転換が容易になり、中小

企業者が救われるという観点に立つならば、多少

の私は弾力的な考え方があつていいのではないかだ

らうかと、画一的に二分の一以上なけりやいかぬ

とか、これはこういう認定をすれば二分の一以上

ものが、移転をいたしますとその付近は全部もろに影響を受けまして、中には店を閉じなくちゃならぬということを言えど、たとえば大学がありまして、大学生相手に商売しておつた者が、大学が郊外に移転したために店を閉めざるを得ないというような極端な例もあるわけなんです。したがつて私は、やはりこの中小企業事業の転換対策の方についての近代化審議会においてそういう意見具申があれば、やはり具体的に商業、サービス業についてこの意見具申のあつたように、立地転換といふものを含めて考えていくことが、これは妥当性があるんじゃないだろうか。むしろこれは私はいま申し上げたように、大都市の地域的には非常に顕在化している問題であろうと、実はかようにも思つてあります。他の方法で救済できることは、私が最初に申し上げたように、立地転換といふ方法を通じ、あるいは構造改善等が行われております。それで私はやはり商業、サービス業、まあ主に零細小売というのが当たるからこういう臨時措置法で十年の限時法として出てきたわけなんです。ですから私はやはり商業、サービス業、まあ主に零細小売といふのが当たるんじやないかと思うんであります。そういうふうに、中小企業の近代化促進を通じ、あるいは助成法を通じ、あるいは構造改善等が行われております。

○政府委員(岸田文武君)

この法律では、法律の表題にもございますように、いわゆる事業の転換

といふものを急頭に置きまして、それをいかに円滑にするかということであります。法律をまとめて、立地の転換は事業の転換といふことでござるのに少しづつ違つてござります。たゞ、それは申しましても、いまお話をございましたように、現に立地の転換を余儀なくされる事例もござりますし、それに伴つていろいろな問題もあるこ

とが、移転をいたしますとその付近は全部もろに影響を受けまして、中には店を閉じなくちゃならぬということを言えど、たとえば大学がありまして、大学生相手に商売しておつた者が、大学が郊外に移転したために店を閉めざるを得ないというような極端な例もあるわけなんです。したがつて私は、やはりこの中小企業事業の転換対策の方についての近代化審議会においてそういう意見具申があれば、やはり具体的に商業、サービス業についてこの意見具申のあつたように、立地転換といふものを含めて考えていくことが、これは妥当性があるんじゃないだろうか。むしろこれは私はいま申し上げたように、大都市の地域的には非常に顕在化している問題であろうと、実はかようにも思つてあります。他の方法で救済できることは、私が最初に申し上げたように、立地転換といふ方法を通じ、あるいは構造改善等が行われております。それで私はやはり商業、サービス業、まあ主に零細小売といふのが当たるからこういう臨時措置法で十年の限時法として出てきたわけなんです。ですから私はやはり商業、サービス業、まあ主に零細小売といふのが当たるんじやないかと思うんであります。そういうふうに、中小企業の近代化促進を通じ、あるいは助成法を通じ、あるいは構造改善等が行われております。

○政府委員(岸田文武君)

この法律では、法律の表題にもございますように、いわゆる事業の転換

といふものを急頭に置きまして、それをいかに円

滑にするかということであります。法律をまとめて、立地の転換は事業の転換といふことでござります。

○森下昭司君

これは通産大臣にお伺いします。

これは長官と私の認識が違うんです。中小企業近代化審議会が昨年の十二月八日に出された「今後

の中小企業事業転換対策のあり方について」の意

見具申があるんです。この意見具申に基づいて、

あなた方は中小企業事業転換対策臨時措置法をお

出しになつてあるんです。そういう事例がある

ことを耳にしておるという問題じゃないんだ。こ

の近代化審議会が「立地転換についてもこれを取

り上げる等弾力的に取扱うものとする」という

意見具申があるから、この意見具申を率直になぜ

大臣にお尋ねいたします。

○国務大臣(河本敏夫君)

これはいま長官が答弁をいたしましたように、事業の転換とそれから立

地の移転といふことはやや内容が違いますので、

とは言ひながらうつておいていい問題ではござ

いませんので、引き続いて何らかの形で处置でき

るよう検討をいたします。

○森下昭司君

私は重ねて言つておきますが、事業

転換と立地転換、質が違う、そんなことはわか

ります。

○政府委員(岸田文武君)

これは長官が答弁をいたしましたように、事業の転換とそれから立地の移転といふことはやや内容が違いますので、

とは言ひながらうつておいていい問題ではござ

いませんので、引き続いて何らかの形で处置でき

るよう検討をいたします。

○森下昭司君

私は重ねて言つておきますが、事業

転換と立地転換、質が違う、そんなことはわか

ります。

○政府委員(岸田文武君)

これは長官が答弁をいたしましたように、事業の転換とそれから立地の移転といふことはやや内容が違いますので、

とは言ひながらうつておいていい問題ではござ

いませんので、引き続いて何らかの形で处置でき

るよう検討をいたします。

○森下昭司君

私は重ねて言つておきますが、事業

転換と立地転換、質が違う、そんなことはわか

ります。

○政府委員(岸田文武君)

これは長官が答弁をいたしましたように、事業の転換とそれから立地の移転といふことはやや内容が違いますので、

とは言ひながらうつておいていい問題ではござ

いませんので、引き続いて何らかの形で处置でき

るよう検討をいたします。

○森下昭司君

私は重ねて言つておきますが、事業

転換と立地転換、質が違う、そんなことはわか

ります。

○政府委員(岸田文武君)

これは長官が答弁をいたしましたように、事業の転換とそれから立地の移転といふことはやや内容が違いますので、

とは言ひながらうつておいていい問題ではござ

いませんので、引き続いて何らかの形で处置でき

るよう検討をいたします。

○森下昭司君

私は重ねて言つておきますが、事業

転換と立地転換、質が違う、そんなことはわか

ります。

○政府委員(岸田文武君)

これは長官が答弁をいたしましたように、事業の転換とそれから立地の移転といふことはやや内容が違いますので、

とは言ひながらうつておいていい問題ではござ

いませんので、引き続いて何らかの形で处置でき

るよう検討をいたします。

○森下昭司君

私は重ねて言つておきますが、事業

転換と立地転換、質が違う、そんなことはわか

ります。

○政府委員(岸田文武君)

これは長官が答弁をいたしましたように、事業の転換とそれから立地の移転といふことはやや内容が違いますので、

とは言ひながらうつておいていい問題ではござ

いませんので、引き続いて何らかの形で处置でき

るよう検討をいたします。

○森下昭司君

私は重ねて言つておきますが、事業

転換と立地転換、質が違う、そんなことはわか

ります。

○政府委員(岸田文武君)

これは長官が答弁をいたしましたように、事業の転換とそれから立地の移転といふことはやや内容が違いますので、

とは言ひながらうつておいていい問題ではござ

いませんので、引き続いて何らかの形で处置でき

るよう検討をいたします。

○森下昭司君

私は重ねて言つておきますが、事業

転換と立地転換、質が違う、そんなことはわか

ります。

○政府委員(岸田文武君)

これは長官が答弁をいたしましたように、事業の転換とそれから立地の移転といふことはやや内容が違いますので、

とは言ひながらうつておいていい問題ではござ

いませんので、引き続いて何らかの形で处置でき

るよう検討をいたします。

○森下昭司君

私は重ねて言つておきますが、事業

転換と立地転換、質が違う、そんなことはわか

ります。

○政府委員(岸田文武君)

これは長官が答弁をいたしましたように、事業の転換とそれから立地の移転といふことはやや内容が違いますので、

とは言ひながらうつておいていい問題ではござ

いませんので、引き続いて何らかの形で处置でき

るよう検討をいたします。

○森下昭司君

私は重ねて言つておきますが、事業

転換と立地転換、質が違う、そんなことはわか

ります。

○政府委員(岸田文武君)

これは長官が答弁をいたしましたように、事業の転換とそれから立地の移転といふことはやや内容が違いますので、

とは言ひながらうつておいていい問題ではござ

いませんので、引き続いて何らかの形で处置でき

るよう検討をいたします。

○森下昭司君

私は重ねて言つておきますが、事業

転換と立地転換、質が違う、そんなことはわか

ります。

○政府委員(岸田文武君)

これは長官が答弁をいたしましたように、事業の転換とそれから立地の移転といふことはやや内容が違いますので、

とは言ひながらうつておいていい問題ではござ

いませんので、引き続いて何らかの形で处置でき

るよう検討をいたします。

○森下昭司君

私は重ねて言つておきますが、事業

転換と立地転換、質が違う、そんなことはわか

ります。

○政府委員(岸田文武君)

これは長官が答弁をいたしましたように、事業の転換とそれから立地の移転といふことはやや内容が違いますので、

とは言ひながらうつておいていい問題ではござ

いませんので、引き続いて何らかの形で处置でき

るよう検討をいたします。

○森下昭司君

私は重ねて言つておきますが、事業

転換と立地転換、質が違う、そんなことはわか

ります。

○政府委員(岸田文武君)

これは長官が答弁をいたしましたように、事業の転換とそれから立地の移転といふことはやや内容が違いますので、

とは言ひながらうつておいていい問題ではござ

いませんので、引き続いて何らかの形で处置でき

るよう検討をいたします。

○森下昭司君

私は重ねて言つておきますが、事業

転換と立地転換、質が違う、そんなことはわか

ります。

○政府委員(岸田文武君)

これは長官が答弁をいたしましたように、事業の転換とそれから立地の移転といふことはやや内容が違いますので、

とは言ひながらうつておいていい問題ではござ

いませんので、引き続いて何らかの形で处置でき

るよう検討をいたします。

○森下昭司君

私は重ねて言つておきますが、事業

転換と立地転換、質が違う、そんなことはわか

ります。

○政府委員(岸田文武君)

これは長官が答弁をいたしましたように、事業の転換とそれから立地の移転といふことはやや内容が違いますので、

とは言ひながらうつておいていい問題ではござ

いませんので、引き続いて何らかの形で处置でき

るよう検討をいたします。

○森下昭司君

私は重ねて言つておきますが、事業

転換と立地転換、質が違う、そんなことはわか

ります。

○政府委員(岸田文武君)

これは長官が答弁をいたしましたように、事業の転換とそれから立地の移転といふことはやや内容が違いますので、

とは言ひながらうつておいていい問題ではござ

いませんので、引き続いて何らかの形で处置でき

るよう検討をいたします。

○森下昭司君

私は重ねて言つておきますが、事業

転換と立地転換、質が違う、そんなことはわか

ります。

○政府委員(岸田文武君)

これは長官が答弁をいたしましたように、事業の転換とそれから立地の移転といふことはやや内容が違いますので、

とは言ひながらうつておいていい問題ではござ

いませんので、引き続いて何らかの形で处置でき

るよう検討をいたします。

○森下昭司君

私は重ねて言つておきますが、事業

転換と立地転換、質が違う、そんなことはわか

ります。

○政府委員(岸田文武君)

これは長官が答弁をいたしましたように、事業の転換とそれから立地の移転といふことはやや内容が違いますので、

とは言ひながらうつておいていい問題ではござ

いませんので、引き続いて何らかの形で处置でき

るよう検討をいたします。

○森下昭司君

私は重ねて言つておきますが、事業

転換と立地転換、質が違う、そんなことはわか

ります。

○政府委員(岸田文武君)

これは長官が答弁をいたしましたように、事業の転換とそれから立地の移転といふことはやや内容が違いますので、

とは言ひながらうつておいていい問題ではござ

いませんので、引き続いて何らかの形で处置でき

るよう検討をいたします。

○森下昭司君

私は重ねて言つておきますが、事業

転換と立地転換、質が違う、そんなことはわか

ります。

○政府委員(岸田文武君)

これは長官が答弁をいたしましたように、事業の転換とそれから立地の移転といふことはやや内容が違いますので、

とは言ひながらうつておいていい問題ではござ

いませんので、引き続いて何らかの形で处置でき

るよう検討をいたします。

○森下昭司君

私は重ねて言つておきますが、事業

転換と立地転換、質が違う、そんなことはわか

ります。

○政府委員(岸田文武君)

これは長官が答弁をいたしましたように、事業の転換とそれから立地の移転といふことはやや内容が違

४०

ただ、別途組合が中心になりまして設備の共同廃棄を行う場合、こういう場合は現にあり得るわけでございますが、こういった場合につきましては、中小企業振興事業団の設備共同廃棄事業という制度が現に用意をされておりますので、これを活用することによって、いわば転換に伴う設備問題の解決の一助にはなり得るかと思ふわけでございます。

業と廃業とを一緒にして、廃棄対策といわゆる事業転換とは裏表の関係にもなるわけです。そういう点からは廃棄対策の一環として、そういうような事業転換に伴う設備の要らなくなつたものについては、政府自体が、たとえ繊維の構造改善事業の際に行つたような措置を考えるべきことがいいのではないだろうかということを申し上げているわけなんでありまして、先ほどから業界全体会のビジョンを見なきやいかぬとか、意向をどう考へているかどうか見なきやいかぬとか、あるいは

このいわゆる意見具申の中で、この転換対策の中で「当面講すべき助成措置等」という項目がありましたが、この中で、「転換先及び転換の方法に譲りなきを期するための意思決定の手助け及び転換に伴う資金経理面の負担の軽減に重点を置くべきである。」ということが実は書いてあるわけあります。ところが、この転換措置法によりますと、事業転換に当たって中小企業庁としてはこの業種がどういうような業種に転換することが望ましいとか、あるいはこの設備ならばこういうよ

を救援をするということをたてまえにしていきた  
いと思つておるところでござります。むしろ、  
日々の仕事をしておる方の企業家精神というか、  
企業家の知恵といふか、こういった面を十分尊重  
できるものではないかと思つております。ただ、  
そうは申しましても、やはりおのずから情報の量  
に限界がございまして、こういう業種、ああいう  
業種と迷われるケースは非常に現実には多いだろ  
うと思います。そういう場合には、総合指導所  
なりあるいは各種の相談機関におきましてやはり

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

は、共同組合等、組合の関係であります。お尋ねをいたしておりますのは、むしろ転換措置法というは個々の中小企業者を対象としたものでありますから、業界という立場で問題を考えているわけではありません。たまたま、織維産業の構造改善対策の問題と関連をして取り上げましたので、私は理解をいたしているわけであります。で、先ほど申し上げましたように、既存の設備をそのまま利用できれば非常に転換はしやすいのではないかと思うのであります。しかし事実問題として、転換する場合に、先ほど申し上げたように既存の設備を利用しようとして転換をするわけではありません。製品の生産がどうすればうまく販売できるのか、こういうような観点から事業転換の決意がなされるということを最初に申し上げたわけでありますから、いわゆる既存の設備をまるまる利用できないというのもたくさんのあるわけであります。そういう既存の設備を全く利用しないで、事業転換を泣く泣くせざるを得ない業態の場合に、その既存設備を買い上げる考え方というものを持つのが妥当性を持つのではないか、たとえば事業転換を、さつきも言ったように失敗をする例とて三分の一以上あるわけでありますから、いわば転廃対策と申しますか、転

は中小企業振興事業団の設備共同廃棄事業の制度を利用すればいいとかという問題ではなくて、個々の中 小企業者を対象にした場合にはどうした らいいか。たとえば事業転換の融資をしてあげる などから、不用設備で使わぬなら使わぬで仕方が ないじやありませんかといつて放置する考え方 であるのか、はつきり答えていただきたい。

○政府委員(岸田文武君) 今まで使っておった 設備が転換に伴って不用になる、こういう場合が 確かに現実にあり得るわけでございます。この場 合に対応いたしましてこの法律ができましたとき の一つの措置として、既存の設備に關する償却の 特例という制度が設けられております。これは耐 用年数がまだかなり残つておる場合にも、転換に 伴つて新しい分野へ転向することになった場合に は、計画期間中に全部の償却を済ましてしまうと いうことによりまして、一種の援助になるうかと 考えるわけでございます。新しい分野に転換する 新しい設備につきましては、先ほど申し上げて おります金融上の援助でやるわけでございます。 さらに、これを買い上げるところで補強されば もっと実質的応援になるのではないかという点 は、趣旨としては理解できるわけでございます が、やはり制度としてそこまで用意するといふと ころには、ちょっとまだ一般法としては踏み切りにくいくのではないかと思っておるところでござい ます。

○森下昭司君 この問題はひとつ時間の関係があ りますので、後日にまた譲りたいと思いますが、

うな業種に転換をすることがいいとかいうようなことは一切関与しないと、いわばどの業種に転換するかはその当該中小企業者の意思に任せる、その意思が決まれば、その転換がスムーズにくくよううにわれわれとしては協力するんだというような考え方だと私は理解をいたしておるわけであります。ですが、そ�だといったしますと、先ほど申し上げた近代化審議会の意見具申とやや異なる感じを受ける。これは意思決定の手助けでありますから、この業界はあなたがこういう設備とこういう実績があるならば、こういう業種に転換をすればこうこうなるでありますようということを手助けをするということは、そういうところまで助成の一端として考へるべきだということを言つておるのではないかと思うんですが、やや意見具申と長官の考え方との違いがあると私は思つんであります。ですが、その点についてお尋ねをいたします。

○政府委員(岸田文武君) 私どもは、この転換法の運用に際しまして、あなたは今までの業種で運営はだめだからこそへ行きなさいということで、いわば追い出しのよな形で運用することは毛頭考へていられないわけでございます。また個別に一つ一つそういう指示をするということは、物理的にも不可能なことでござります。私どもはやはり、中小企業の方々が自分の経営の行く先を考え、その今まで持つておる知識、経験、能力を生かして、もつと別の分野で働いた方がもつといい経営ができるという、こういう判断を尊重をし、それ

親切に相談に乗ってやり、いろいろの迷いの中から一つの答えが出来るようになるまで、相談に乗つてあげるということは特に大切なことでございまして、そういうふたつ持つてまさにいまの答申の用でうたつてているのではないか、迷つておられるごとにについて、最後に踏み切りをつけるところまで相談に乗つてあげるという気持ちで、これから運用してまいりたいと思います。

○森下昭司君　この問題はやはり非常に大切な問題であります。今後の推移をひとつ見守つていただきたいとふうに考へておるわけであります。

そこで若干、時間の関係で、法案の第七条の第三号、この租税特別措置法で法人税を軽減をするという項目が入つておるんではあります。でも、あるところで解説を見ましたら課税の縁延べだと書いたのもございますし、あるところでは、いや、税金の免除だというようなことも書いてございましたので、この法律で規定いたしまする法人税を軽減するというのは、どの程度の法人税を租税特別措置法によつて軽減しようとするのか、具体的な内容をお尋ねいたします。

○政府委員(岸田文武君)　合併の場合を例にとつて御説明を申し上げますと、被合併法人がある資産を持っていた、それを合併をするに際しまして普通でございますと時価で評価をすることになるわけです。そういたしますと、従来の簿価との間に差がでてきてまいりまして、これを一種の益金と見て課税を受けるというのが普通のルールでござります。しかし、それでは事業転換に伴つて新規

い合併をして新天地へ発展をしようという趣旨からしますと、新しい税金を払うというのはいかにもつらいという気持ちになられるかと思いまして、こういう特例措置を設けました。これによりまして、いわば簿価で引き継ぎができるという形でございます。したがいまして、新しい税金がかかるべきではないで済むという制度が、この制度の趣旨でございます。それが繰り延べであるのかどうかという点でございますが、いずれにせよ、その時点ではまず税金がかからないことになった後に、その資産を、後になって売り払うというようになりますと、その時点でまた課税をされるとになります、その間は一種の繰り延べになるというような関係がございますし、それから合併した法人がさらにまた解散をする、将来になって解散をするというようなときには、いま圧縮記帳をした金額だけ清算所得の金額がふえるという形になります、その時点で課税がかけられるという意味合いからしますとやはり一種の繰り延べにならうかと思うわけでございます。それから圧縮記帳をした資産が、たとえば機械設備のように減価償却資産でございますと、合併後の減価償却費の計算では圧縮後の簿価によって行われるわけでございますから、いわば減価償却額が本来の姿よりも少なくなる。したがって、税金がよけいかかる、結果としてはかかることになるわけでございますが、これは長期にわたってそれが清算されるという形でございまして、この意味で全部をトータルいたしまして一種の課税の繰り延べになるとすることが申し上げられるかと思います。

○森下昭司君 それから、六条の減価償却の特例の場合には「特別の措置を講ずる」、こういう法律の表現になつておりますが、これは具体的には

どういうことを指すのですか。

○政府委員(岸田文武君) 先ほどちょっと触れたが、今まである設備をもつて仕事をしておったのが、新しい分野へ転換することに伴つて從来の設備が不用になつてくる。こういう場合にしまして、その分だけ圧縮記帳が行われるわけでございます。それが繰り延べであるのかどうかという点でございますが、いずれにせよ、その時点ではまず税金がかからないことになつた後に、その資産を、後になって売り払うというようになりますと、その時点でまた課税をされるとになります、その間は一種の繰り延べになるという意味合いからしますと、その時点で課税がかかるべきではないで済むという制度が、この制度の趣旨でございます。

○森下昭司君 時間がありませんので、せっかく御出席いただいているので、特に転換の実際の問題として話題になつておられますこの造船下請業者の事業転換問題についてちょっとお尋ねいたしておきたいと思います。

非常に造船業界が不況であるということで、運輸大臣の諮問機関である海運造船合理化審議会で、いわゆる四十九年の工事量の六五%程度に昭和五十五年は造船業の建造事業量が減つてくるというような場合でありますから、特に造船下請業等については新市場の開拓と事業転換等につき十分配慮すべきである、こういう答申がなされました。した結果、現実の問題といたしまして競合する事業を避け、あるいは将来その事業が永続するものというようないろいろなことが業界で検討されましたが、現在検討中でござりますが、現在ある一つの考え方方は全国大体十カ所程度、それぞれ必要な地域に組合をつくつたらいかがかという考え方方がござります。これは協業組合が適当であろうという考え方でも強く出ておるわけでございますが、しかし必ずしも協業組合だけというふうに限定してまだ考えるに至つておりません。なお検討中でございますので、これらを連合した連合会等についてはまだ議論がそこまでいつていよいのが実情でございます。以上でございます。

○森下昭司君 当然これは社団法人日本社団協力事業者団体連合会、ここが中心となつて構想を進められるとおみえになりますので、今後のこととおみえになりますので、これらを連合した連合会等についてはまだ議論がそこまでいつていよいのが実情でございます。以上でございます。

○政府委員(岸田文武君) 船舶の不況につきましては私どももかねがね注目をし、またできるだけの手を打つてこの問題に対処いたしたいと考えております。ただ、いろいろ聞いておるところでございます。ただ、いろいろ聞いてみるとお話をされておる相手は御指摘の団体でござります。したがいまして、今後の企画立案に関しまして、最も、御指摘の社団法人が大いに業界の意向をわれわれに伝えてくれるものというふうに考えております。

○森下昭司君 いわゆるいま全国的に必要な地域、数ヵ所ということになると思うのでありますと、こういった何らかの組合ができまして、転換と償却額がふえるわけでございまして、したがつて課税額としては減つてくる、その意味で助成につながつてくる、こういう関係にあらうかと思ひます。それと同時に、別途運輸省の方でいろいろの転換計画がまとまるならば、この法律をもつて応援をするということを考えてまいりたいと思います。それと同時に、別途運輸省の方でいろいろの転換計画がまとまるならば、この法律をもつて応援をするということを考えてまいりたいと思います。どちらはこの措置と併行して適用されるということにならうかと思うわけでございます。なお運輸省ともよく連絡をとりながらやつてまいりたいと思います。

○森下昭司君 そこで運輸省の方へお尋ねいたしましたが、この協業組合をつくるという考え方のようであります。この協業組合が創立いたしますと、大体全國で一つのものにするのか、各地域ごとに協業組合をつくつて、全国的なものは連合的なものにするのか、その辺の構想というのは固まっているんですか。

○説明員(清水正彦君) 御指摘の点でござりますが、現在検討中でございますが、現在ある一つの考え方方は全国大体十カ所程度、それぞれ必要な地域に組合をつくつたらいかがかという考え方方がござります。これは協業組合が適当であろうという考え方でも強く出ておるわけでございますが、しかし必ずしも協業組合だけというふうに限定してまだ考えるに至つておりません。なお検討中でございますので、これらを連合した連合会等についてはまだ議論がそこまでいつていよいのが実情でございます。以上でございます。

○政府委員(岸田文武君) いまお話に出ておりま



クの際に国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律が制定され、現在まで五年を経過をしておるわけですが、この法律によってどのような業種がどのよう形で具体的に救済をされたのか、あるいはまた、事業転換業種の具体的実例と、その成否について伺っておきたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) まずもつて、この法律に至りますまでの経緯を御説明を申し上げます。

昭和三十八年に中小企業基本法が制定されました。その中で「需給構造等の変化に即応して行う事業の転換を円滑にするため必要な施策を講ずる」という旨が宣言されております。それを受けまして、自後いろいろの転換に関する立法が用意されました。

その一つは、昭和四十四年に近代化促進法を改正いたしまして、業種別の構造改善計画制度が発足をし、その一環として事業転換に関する必要な措置をとるべきことになつたこと、さらによつた、四十六年には特惠供与、あるいはドルショックによつて事業転換に追いつ込まれる中小企業者に対する対策として、特恵対策法及び国際経済調整措置法が制定された、これが第二の対応策でござります。さらに第三番目といだしましては、昨年の近傍法による新分野進出計画制度の創設、これらの諸制度は、特定の目的に対応いたしました。事業転換を円滑にならしめるための措置がそぞれの中に組み込まれておるわけでござります。ささらに第三番目といだしましては、昨年の近傍法による新分野進出計画制度の創設、これらは、特定の目的に対応いたしました。事業転換を円滑にならしめるための措置がそぞれの中に組み込まれておるわけでござります。ささらに第三番目といだしましては、昨年の近傍法による新分野進出計画制度の創設、これらは、特定の目的に対応いたしました。事業転換を円滑にならしめるための措置がそぞれの中に組み込まれておるわけでござります。ささらに第三番目といだしましては、昨年の近傍法による新分野進出計画制度の創設、これらは、特定の目的に対応いたしました。事業転換を円滑にならしめるための措置がそぞれの中に組み込まれておるわけでござります。

次に、従来の法律による実績でございますが、それの中でも先ほど申し上げました特恵対策法につきましては、認定実績はゼロになつております。と申しますのは、同じ四十六年に引き続きましてドルショックが起こりまして、これを対象として国際経済上の調整措置の臨時措置法が制定をされ、いわばその中に結果として吸収されるこ

とになったからでございます。いま申し上げました国際経済上の調整措置法、これの運用実績でございますが、法律によりまして、ドルショックによる影響を受けたということで認定を行いました企業がかれこれ約二万企業ございました。それから、その中で影響を受けたことを一つのきっかけとして転換計画の認定をし、新たなる分野への転身を図るというところまで話が進みました。それから、新分野の進出計画に基づく事業転換は、まだ法制定されましてから時間がたつておりません関係で、認定実績としてはゼロという形でございます。

○桑名義治君 いまの御答弁によりますと、いままで四十六年の国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置法、こういった法律がいろいろと施行されたわけでございますが、その実績からながめてみた場合には、必ずしも成功したというふうにはなかなか考へられないわけでございますが、どこにそういう問題点があつたのか、どういうふうにそれをとらえているのか、まさにそこらをお聞きしておきたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) 私どもこの法律の制定に際しまして、いま御質問のありましたような点はやはり先例として十分参考にする必要があると考えまして、従来の転換実績の追跡調査をいろいろいたしましたわけでございます。先ほど国際経済調整臨時措置法に基づく転換計画を申請した件数六十五件申し上げましたが、その中で二件は結局

計画をつくりましたままで、実際に着手いたしませんでしたから、残り六十三件が現実に転換に取り組んだわけでございます。その中で、その後経過を聞いてみますと、約七五%が成功し、二五%

は思つた所期の成果までたどりつけなかつたといふ答えが返つてきております。これは従来の転換

実績の調査はいろいろございますが、一例として

先ほどの六十五件を申し上げた次第でございます。

成功した事例あるいは失敗した事例というのを整理をいたしてみますと、やはり一つは、転換先の企業が新しい国民のニーズに適合したような、そういう業種をうまく選んだということが成功の要因として大きく働いています。

それとともに、既存の経営資源と申しますか、人

の能力あるいは設備的な能力、販路等々をうまく

部分的に活用できた場合にも成功の確率が高いよ

うに思われます。

さらにまた、ある程度経営に余

力があるうちに次の対応策を考え、しかもそれを

計画的に進めていくことが成功させるため

の大きな要因になつてゐるような感じがいたしま

す。あれこれ考えまして、やはり事前の準備ない

し計画という段階が非常に大きな成功要因に結び

ついておるファクターではないかという感じがす

るわけでございます。

逆に失敗したというか、思ったほどの成果を上

げられなかつたという事例は、いまの要件と反対

のケースでございまして、どうもせつかく選んだ

転換先が、業種として余り将来性が乏しかつた、

また計画が十分熟しないうちにとりあえず飛び込

んでいったというなどのために、最初一年ぐら

くとも、二年目からどうもうまく思つたほどの

成果が上げられないといったケースもあるわけで

ございます。私どもはやはりこういった失敗のケ

ースは失敗のケースとして、やはりその中からい

ろいろの教訓をくみ取り、今後の転換指導のとき

の重要な参考にしていきたい、こう思つておると

ころでございます。

○桑名義治君 いまの御答弁の中で成功した例、

これは国民のニーズに合つたあるいは余力のある

うちに対応策を立てた、それからそれぞれの会社

が、いわゆる計画的に実行を進めていたと、大

体この三点を述べられたわけでございますが、四

十六年のドルショック、それから以後ずっと不況

が続いているわけでございます、一応、考えてみ

います。応援の手段もさることながら、その前提

そうすると、この不況のどん底の中で今日は事業転換をやらなければならない。いまの成功の例の中に、余力のあるうちに対応策を立てるといふことは、これは今回の転換法の中では考えられないことだ。いよいよ余力がなくなつた、どうすることもできない、他にいい業種はないのかと、こういった立場に立つてしまから先事業を転換をしていきなさい、こういう中小企業の対策の一環として、今回の法律が一応提出をされた、この分野が非常に多いのではないかというふうに考へられるべきです。そういう立場から考へた場合に、今回事業転換法と四十六年の法律の第六条、七条、八条、九条、すなわち「転換計画の認定」「資金の確保」、それから「課税の特例」「就職のあつせん等」、こういうものをそれぞれ比較すると、どういう点がいわゆる前進をし、あるいは中小企業対策に力が入れられているのか、その比較対照の中で前進した部分を説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) 制度自体を外形的に比較いたしますと、ドル対法あるいは特恵法で考へておりました各種の助成策は、ほぼ新しい転換対策法の中に取り入れられておりまして、必要にして十分な対策をとりあえず取りそろえたつもりでございます。

ただ、問題は客観情勢でございまして、今まで石油ショックを契機としまして日本経済自身が一つの安定経済成長路線へ向かっていく、その局面におきましては、従来の高度成長時代のように、どこか新しい仕事をすればそれぞれ何らかの報酬が期待できると、こういった時期と違いまして、やはり転換に関する局面は一層むづかしくなつたということが確かに言えると思います。それなりに対応しまして、私どもは従来あります道具をいかにうまく使うかということが、特に大切なのが続いているわけでございますが、このようないい事態

となるやはり企業自身のどういう分野へ転向していったらいいんだろうか、こういう現実の悩みにこたえて親切に指導をし、助言をし、そして決断をつけるというところまで育てていく、その過程を特に大切にしてこの法律を運用してまいりたいと思っておるところでございます。

○桑名義治君 いまの御答弁は私の質問には答えてないと思いますよ。

先ほどから、最初の質問の中にいわゆる特恵法

の問題や、それから国際経済上の臨時措置法の問

題や、そういう今までいろいろと方法をとられ

たけれども、しかし、実効が余り上がっていないか

つたと。そうすると、過去そういう中小企業に対

する対策を立てたその法律と今回のこの法律と

は、資金面あるいは転換計画の認定面、あるいは

課税の特例あるいは就職のあっせん、そういった

面にどのように前進をしているんですかと質問を

したわけですよ。ところが、親切に最後までめん

どう見たいと思いますじゃ、これは答弁にならな

いと思うのですが、どうですか。

○政府委員(岸田文武君) 少し制度の中身に入り

ますが、過去の各種の転換に関する法律における

助成の内容をそれぞれ比較いたしてみますと、事

業転換貸し付けというのがほぼ共通して実施され

ておりますほか、中小企業振興事業団の高度化事

業融資、これは三法共通でございます。また、信

用保険の特例についてもほぼ同じような形で助成

が期待をされております。違っておりますのは税

制面でございまして、従来は旧設備の加速償却と

いうことをその内容といたしておりますが、今回

はそれに加えまして、合併または現物出資を伴う

事業転換をした場合の評価益に関する課税の特例

という措置が新たに加えられております。

雇用対策につきましては、従来からとられてお

りました助成策をほぼ網羅をして今回も引き継ぐ

ことにいたしたいと思っております。

先ほど趣旨説明の中にも申し上げましたよう

に、ドル対法も一応十二月で期限が参ります。し

かしながら、そうかといって、やはりこれから新

しいいろいろの経済情勢の変化というものが当然

予想されるわけでございまして、それらに対する

一般的な手当てといふものをやはりこの際用意を

しておくことが日本経済全体の効率を上げ、また

個々の企業がよりよい経営に転進をするというこ

とのためにも有効なのでないかと思っておるところ

でございます。

○桑名義治君 いまの御答弁は私の質問には答え

てないと思いますよ。

先ほどから、最初の質問の中にいわゆる特恵法

の問題や、それから国際経済上の臨時措置法の問

題や、そういう今までいろいろと方法をとられ

たけれども、しかし、実効が余り上がっていないか

つたと。そうすると、過去そういう中小企業に対

する対策を立てたその法律と今回のこの法律と

は、資金面あるいは転換計画の認定面、あるいは

課税の特例あるいは就職のあっせん、そういった

面にどのように前進をしているんですかと質問を

したわけですよ。ところが、親切に最後までめん

どう見たいと思いますじゃ、これは答弁にならな

いと思うのですが、どうですか。

○政府委員(岸田文武君) 少し制度の中身に入り

ますが、過去の各種の転換に関する法律における

助成の内容をそれぞれ比較いたしてみますと、事

業転換貸し付けというのがほぼ共通して実施され

ておりますほか、中小企業振興事業団の高度化事

業融資、これは三法共通でございます。また、信

用保険の特例についてもほぼ同じような形で助成

が期待をされております。違っておりますのは税

制面でございまして、従来は旧設備の加速償却と

いうことをその内容といたしておりますが、今回

はそれに加えまして、合併または現物出資を伴う

事業転換をした場合の評価益に関する課税の特例

という措置が新たに加えられております。

雇用対策につきましては、従来からとられてお

りました助成策をほぼ網羅をして今回も引き継ぐ

ことにいたしたいと思っております。

先ほど趣旨説明の中にも申し上げましたよう

に、ドル対法も一応十二月で期限が参ります。し

かしながら、そうかといって、やはりこれから新

しいいろいろの経済情勢の変化というものが当然

予想されるわけでございまして、それらに対する

一般的な手当てといふものをやはりこの際用意を

おくことが日本経済全体の効率を上げ、また

個々の企業がよりよい経営に転進をするというこ

とのためにも有効なのでないかと思っておるところ

でございます。

○桑名義治君 まあ提案理由をいたしまして、安

定成長経済への適応のために十年間の時限立法と

いうふうになっているわけでございますが、現状

は決して安定した経済情勢ではないとわれわれは

認識をしているわけですが、現在の経済の認識に

ついてはどのように考えておられるのか。また、この

ようないわゆる時限立法にしたのはどういう理由

なのか。そのところを御説明願いたいと思いま

す。

○政府委員(岸田文武君) これから十年という

のは日本経済にとって非常に重要な十年ではない

かと思つておるところでございます。從来高度成

長で日本経済がすくすく伸びてきた。そのあげく

に石油ショックという非常に大きなまた激しい洗

礼を受けまして、日本経済一種の混乱期を経験し

たわけでございます。それからようやく立ち直つ

て今日に至りますものの、これから十年という

のはかつての高度成長の時代の前提条件がそのまま

ま復活するわけではなくて、やはり新しいいろいろ

の与件の変化というものが予想されるわけでござ

ります。

○政府委員(岸田文武君) 「貿易構造その他の経

済的事情の著しい変化」ということがこの法律の

中にうたわれておるわけでございますが、これ

は、これから十年の中にいわば構造的に新しい

要因が加わっていく、中小企業としてはそれを受

け、新しい対応を考えざるを得ない幾つかの要

因をこの表現でくくったわけでございます。

具体的にどういうことを頭に描いているかとい

うことを順次申し上げますと、一つは、貿易構造

の変化によつて輸出が今までのように出なくなつ

つていく、こういった過程を第一に頭に描いてお

ります。これは、その要因としては、たとえば発

展途上国の工業化が進展をいたしまして、輸出競

争先で新しい競争が生じ、結果としてやはり日本

の従来のような商品では、輸出が継続するところ

がございます。いわば、今までのように量が大切な

時代から、質が大切な時代に移つていく。その間

にあって、対外的にも、あるいは国内的にも新し

い構造変化を迫る要因が次から次へと出てくる、

こういう十年であろうと思っています。そこで、

いろいろな経済計画でも六十年を目標とした約十年

間の日本経済の姿をいろいろ書いておるという形

になつておるのだと私どもは承知をいたしております

わけでございます。

したがつてこの十年は、今までの経済体制か

ら新しい経済体制へ移るための一区切りであり、

さらにまた、第三のケースをいたしましては、

さうを得なくなる場合というのが第二のケースと

して挙げられるかと思います。

また、その間にいろいろなことが予測される、そ

ういった予測される範囲における事業転換対応策

を考えようという意味から十年の限時立法にいた

した次第でございます。

○桑名義治君 そこで、いまは日本経済の非常に

重大な転換期である。この十年間はさらに重要で

あるというような意味のお話をございました。そ

れと同時に、今回のこの臨時措置法の中の第一条

で「最近における貿易構造その他の経済的事情の

著しい変化にかんがみ」とこういふうに載つ

ているわけですが、この「貿易構造の変化」とい

うことなどをどういふうにとらえられているわけで

すか。

○政府委員(岸田文武君) 「貿易構造その他の経

済的事情の著しい変化」ということがこの法律の

中にうたわれておるわけでございますが、これ

は、これから十年の中にいわば構造的に新しい

要因が加わっていく、中小企業としてはそれを受

け、新しい対応を考えざるを得ない幾つかの要

因をこの表現でくくったわけでございます。

具体的にどういうことを頭に描いているかとい

うことを順次申し上げますと、一つは、貿易構造

の変化によつて輸出が今までのように出なくなつ

つていく、こういった過程を第一に頭に描いてお

ります。これは、その要因としては、たとえば発

展途上国の工業化が進展をいたしまして、輸出競

争先で新しい競争が生じ、結果としてやはり日本

の従来のような商品では、輸出が継続するところ

がございます。いわば、今までのように量が大切な

時代から、質が大切な時代に移つていく。その間

にあって、対外的にも、あるいは国内的にも新し

い構造変化を迫る要因が次から次へと出てくる、

こういう十年であろうと思っています。そこで、

いろいろな経済計画でも六十年を目標とした約十年

間の日本経済の姿をいろいろ書いておるという形

になります。

それと似たような事情でございますが、同じく

発展途上国の工業化が進んだために、相手国にお

いての競争だけではなくて、日本自体に発展途上

国の問題、あるいは公害規制の問題、ここに辺が

具体的なケースになろうかと思います。

○桑名義治君 いまの御説明の中では一番主体、

重点になつてゐるのがいわゆる開発途上国の追い

上げ、いわゆる今まで外に出しておつたのが逆

かせるのではないかと考えられる向きもあるうと

思います。こういった後の方々を支援するのが

ではなくて、別の分野へ行つた方がわれわれの持

つておる知識、経験、能力というものがもつと生

かせるのではないかと考えられる向きもあるうと

思います。こういった後の方々を支援するのが

まさにこの法律の趣旨であろうかと考えておる次

第でございます。

○桑名義治君 いまの御説明の中では一番主体、

重点になつてゐるのがいわゆる開発途上国の追い

上げ、いわゆる今まで外に出しておつたのが逆

かせるのではないかと考えられる向きもあるうと

思います。こういった後の方々を支援するのが

まさにこの法律の趣旨であろうかと考えておる次

第でございます。

○桑名義治君 いまの御説明の中では一番主体、

重点になつてゐるのがいわゆる開発途上国の追い

上げ、いわゆる今まで外に出しておつたのが逆

かせるのではないかと考えられる向きもあるうと

思います。こういった後の方々を支援するのが

まさにこの法律の趣旨であろうかと考えておる次

第でございます。

○桑名義治君 いまの御説明の中では一番主体、

重点になつてゐるのがいわゆる開発途上国の追い

上げ、いわゆる今まで外に出しておつたのが逆

かせるのではないかと考えられる向きもあるうと

思います。こういった後の方々を支援のが

まさにこの法律の趣旨であろうかと考えておる次

第でございます。

一番中心になつてゐるんではないかと思ひますが、こういうふうに考えますと、私は、従来のわが国の企業政策、いわゆる大企業中心で、中小企業に対し国民のニーズに適応するだけの質的転換、これを政府が怠つてきたのが最大の原因ではなかつたかと、こういうふうに考へざるを得ないわけでございます。

開発国からの追い上げという問題は、これは当然起つて起つた問題でもござります

し、あるいはまた国内競争のいわゆる厳しい局面を迎えたといふことも、これもいま激しく起つた問題ではなく、いわゆる今までの政府の経済政策の中にこの要因が一切含まれておつたんだ、いまになってこのよいわゆる事業転換対策、こういう法律を持ち出すということは、これは政府が怠つてきたのが最大の原因だと、こういうふうにわれわれは認識をしておるわけであります

が、その点について大臣はどうのようにお考へになりますか。

○國務大臣(河本敏夫君) おっしゃるように、この開発途上国が非常な低賃金でございまして、しかも技術の水準が相当上がつておる、ある分野では日本の製品よりも安くむしろよい品物ができる、こういうことになりましたので、勢いわが国

もその面から産業構造の転換、貿易構造の転換を強いておるわけでございますが、また同時に、先般のオイルショック以降、高度成長から安定成長へ移りまして、それによりましてやはり産業構造全体の転換が必要になつてきておるわけでございます。

そういうことから今回の法律をお願いしておるわけでございますが、私は必ずしも政府が怠慢であったとか、そういうふうには思ひません。やはり、一番当初に長官から御説明をいたしましたように、昭和三十八年以降ずっとここ十数年間、そつと適切な法律を次から次に制定し、あるいは内容を改正いたしまして、精いっぱい適用してきておる、こういうふうに思ひます。決して怠慢であったとか、そういうふうには思ひません

が、しかし、今後とも世界の情勢は目まぐるしく転換をいたしますので、そういう事態を十分認識をいたしまして、後手にならないよう先手先手をいろいろな手をさらに積極的に打つていかなければならぬ、かように考へます。

○桑名義治君 この時限立法にした、十年に年限を切つたというその理由はどういう理由ですか、それをお答えになつていよいよですが……。

○政府委員(岸田文武君) 先ほど申し上げましたように、ここ十年というもの対象として各種の経済計画もつくられておりましたし、また、それに對応するいろいろな対応策を研究しておるという実情にあることは頭に置きながら、とりあえず十

年間に予想される各種の変化をいかにうまくこなしていくかという観点から、この法律を十年の限時立法にした次第でございます。これは、やはり性質から言いまして、十年たまましたときに、その情勢に応じて新しい考え方をどうするかということを考える必要があるのではないかと思つておるところでございます。

○桑名義治君 先ほどから議論を交わしておりますように、昭和四十六年のドルショックのときの国際経済上の輸入措置あるいは特恵法、こういういろいろな法律が制定されたわけですが、それが最後までめんどうを見なかつたといふことは、これは最後までめんどうを見なかつたといふことは、この法がただ制定されたというだけにとどまつているような感がするわけです。そういうところでもござります。

ところにも一つの実効が上がらなかつたといふ面が出てゐるんではないかと思います。そういう立場から考えましても、今回のこの転換法は、ただ転換法ができたからといって急激に事業転換ができるわけではございません。そういう意味で、国民のいろいろなニーズを考えながら指導体制というものを強化し、強力に指導をしていかなければ、またこの法律は実効上がらないで終わつてしまつたといふような結果になるんではないかといふおそれを十分に含んでおるということを頭に置いておる、今後運用について配慮いただきたい

ところで、本法適用の対象となる業種については、政令により主務大臣が指定する、こういうふうになつてゐるわけでございますが、どのような業種をいたしました。そこに出でおりましてようやく、貿易環境が変わるものを受け、今までやつてきただ事業にやはりいろいろ考えていかなければなりません。何となれば、せつかく事業転換をやつた場合には、その業種を主務大臣が指定する、こういう形になつておるわけでございます。

○政府委員(岸田文武君) 先ほど、これから予想される経済環境の変化、特に構造的に要因について御説明をいたしました。そこに出ておりましてようやく、さらには新しい法制が用意される、原材料が枯渇する、これらの要因を受け、今までやつてきただ事業にやはりいろいろ考えていかなければなりません。何となれば、せつかく事業転換をやつた場合には、その業種を主務大臣が指定する、こういう形になつておるわけでございます。

具体的にはこれから各種、主務大臣と内容を詰めてまいるわけでございますが、一応、從来国際経済関係調整臨時措置法でやつておりますが、その業種が全國業種で百二十一、それから产地業種で八十三ございました。あいつたことが一つの参考になるのではないかと思つておるところでござります。現に私どものところにもいろいろの業種から、事業転換法ができる私どももひとつ考えなければならないので、実情を教えてほしいといふ相談がいろいろまいつております。たとえて申しますと、輸出の問題を一つの契機として造船業がこれからどう自分たちの経営を考えていたらいいのであるか、こういう相談がまいつておりますし、それからライターが普及したことによつて、マッチ業界が前途の経営のために別の分野でひとつ今までの知識、経験を生かす工夫はな

いか、ひとつ相談に乗つてほしいというような相談もまいつております。それから、公害関係業種でも、今までのやり方ではどうもぐあいが悪いので、何かひとつ工夫が必要だと、ぜひ知恵を貸してほしいという相談も見えております。私たちもやはり、そういう一つ一つの生の声を受けながら最後の業種指定の詰めを行つてきました。そこで、この法律の認定申請の要件の問題について一言述べたいと思いますが、今日では労働者の企業経営への参加が非常に進んでいます。労働者と労働者のいわば協力がなければ、この法律が成り立たないと思います。特に中小企業、零細企業の中にはそういう姿勢を含んだ会社が相当あるわけでございますが、今回このこの事業転換法の認定申請の要件として、当該企業の労働者の代表が承認をするということを加える必要があるんであります。何となれば、せつかく事業転換をやつた場合には、その業種を主務大臣が指定する、こういう形になつておるわけでございます。

○政府委員(岸田文武君) 先ほど、ぜひこれは必要であろうと、その点はどのようにお考へになつてしまつた。そこで、その経営者自身も一つの決断が必要です。たとえば、当局と労働者との間の一体性がなければ、どう一つの冒険的な転換というのではなくか成功に導くわけにはいかない、そういう立場から考へた場合に、ぜひこれは必要であろうと、その点はどのようにお考へになつてしまつします。何となれば、せつかく事業転換をやつた場合には、その業種を主務大臣が指定する、こういう形になつておるわけでございます。

○桑名義治君 そこで、事業転換の認定申請の要件の問題について一言述べたいと思いますが、今

○桑名義治君 そこで事業転換を行ふ場合 従業員対策が大切であるということ、これはいま長官もお述べになつたとおりであります。たとえば、経営者は新しい事業に転換するにしても、それによつて従来の従業員が整理をされるというようなことが起つれば、これは彼らに及ぼす影響といふものは甚大であり、こういう転換法ができたことによって、失業という大きな代償を労働者が受けたと、こういうことになると、これは重大な問題にかえつてなつていくのではないかと、こういうふうに考えるわけでございます。そのためには、労象業種の指定に当たつては、近代化審議会に専門部会を設ける、さらにはそのメンバーには労働組合の代表をさらに充実をしていくということがまた重要な要件の一つではなかろうかと、こういうふうに考へるわけでございますが、その点に対する配慮はどのようになつていますか。

して労働者代表の方も加わっていただき、こういうふうにすれば、私どもの考えておりますことがより一層生きてくるのではないかと、こう考えておるところでございます。

○桑名義治君　いま私の考え方を述べさせていただいたわけでございますが、その点について、前半の方でございますがね、決してこの法律ができたから、——できた理由の中に、労働者を失業させたためじゃないんだということは、これは当然わかつておるわけです。もし仮に転換することによってそういう失業者を出すというような事態が起これば、むしろこの法律ができたことによつて社会の混乱を招く一因にもなりかねない、したがつて、この点については十分な配慮が必要である。そしてそのためには、さらにつきこいう近代化審議会の中にも小委員会を設けて、その中には労働組合の代表を入れて、そして審議をすることが最も好ましいことであるということを主張したわけでござりますので、その点についてはそういう意向があるようでございますので、ぜひともそういう形でもつてこの法律の推進については努力を続けていっていただきたいと、このように思いました。

で、さらに、知識集約型が現在の企業の中では最も求められているわけでございます。そういうふた場合に、今日の中小企業が事業転換を行う場合には情報ということが命綱になる。一番最初、冒頭に長官からお話をございました。その中のいわゆる成功した事例、これは国民のニーズに合うか合わないか、これは一つのやっぱり情報でござります。それがいわゆる成不成功に大きなわゆる結果をあらわしてきただといつても決して過言ではないわけでござりますが、中小企業事業転換追跡調査結果によりますと、必要な情報が少なかつたために事前調査が不十分となり、先行きの見通しが立たなかつた。そして事業転換に踏み切れなかつたり、あるいはまた転換した後に、必要となる情報が不足したために転換に失敗をした、こういった事例はきわめて多いようこの資料の中から

はうかがわれるわけでございます。

この点大手企業にあっては、市場情報を効果的に把握するための、国内外を問わず商社におきましては代理店を通す方法がある、あるいは自社の直販か販売会社を通す方法に切りかえて、より新しい豊富な情報を求めるまでになつてきてるわけです。そういうふうに大企業はいわゆる情報収集体制が整備はしておりますけれども、中小企業にはその情報をなかなか収集する力がない、方法を持たない、ここにも大きなまた問題点があり、陥路があると思うんですが、その情報を収集するのに必要になる体制というものは、政府は今回どのような体制を考えられておられるのか、その点について伺っておきたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) 転換に際しましてやはり当事者たる中小企業の考えますことは、これからいままでの仕事を続けていくて一体どうなるだろうか、また、ひとつ転換を考えるにいたしましても、その転換先の企業というのが将来性がどうであるか、また仮に入った場合に一体どういう設備が必要で、どういう技術が必要で、どういう従業員の訓練が必要であり、さらにもまた販路等はどうなつているのか、こういったことについていろいろ知りたいことが多いのではないかと私どもも推察をしておるところでございます。それらの悩みといふか、希望にうまくこたえられるような体制をつくることは、この転換法を生かして使うという上での大切なポイントになるであろうとう感じがいたします。

窓口といたしましては、中小企業庁あるいは通産局、さらには府県、また各種の中小企業団体、いろいろな窓口が相談に乗り得るようになつておりますが、そのもとに情報をいかにしてうまく集め、そして利用できるような体制まで持つていいかということにつきまして、実はきょうもお見えになつておりますが、中小企業振興事業団の方でひとつ格段の体制整備をお願いしよろしくおるところでございます。現に中小企業振興事業団の中には情報センターという組織がございまし

で、ここで各種の産業に関するデータを集めています。転換につきましては、単にいま申し上げましたように各種の産業の状況だけではなくて、従来の転換事例でどういう悩みがあり、それをどう乗り越えていったか、どういう問題に遭遇してどういうふうに困ったか、こういった経験が大切でございますので、こういった転換の事例に関する各種の資料もあわせて、特に力を注いで収集し、利用できるようにしていきたいと思っております。ござります。実は先般中小企業振興事業団の情報センターの中にこの転換の問題を特別に扱うグループを発足していただきまして、こういった需要にこたえられるように一步前進を図つた次第でございます。



の面については、どういうふうないわゆる転換方法を政府としては考へておられるのか、御説明願いたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) 御指摘ございました中

小企業の技術導入の問題につきましては、先般実態調査をいたしました。その中身を見ますと、いまお話をございましたように、技術導入実績は大企業と比べるとややまだ少のうございますものの、私が当初思つておりましたよりは高い数字であつたような気がいたします。やはり意欲はかなりあるんだという感じで私は受け取つたわけでございます。ただ、意欲がありながらまだ具体化していないという潜在的な需要もまだかなりあるわけでございまして、そこをいかにして本物まで育てていくかということを、政策的な課題にしていきたくあります。こういった意味合いから、実は来年の一つの構想でございますが、この技術移転に関する新しい補助金を用意する、あるいは技術移転に伴つて必要な資金が出てまいります場合に、特別の融資制度を用意する、こういったことが考えられないかどうか、いまいろいろ調整をいたしております最

中でございます。

○桑名義治君 いわゆる技術の導入ということでもまた一つの大手な事柄でございますが、先ほどから答弁の中にもございましたように、いわゆる事業転換に関して、成功するかどうかというその要件の一つとして、資金の確保ということがまたこれは重要な要素であることは間違ひはないわけです。そこで、政府は事業転換に必要な資金の確保についてはどういうふうなあつせんを考えたるか、その点について。

○政府委員(岸田文武君) 転換に必要な資金としましては、まず第一に政府系金融機関から応援をするということを考えておりまして、中小企業金融公庫及び国民金融公庫に用意されております構

造改善等貸付枠、これを活用することを予定をいたしております。ただ、さらに資金が欲しいといふ場合に對応いたしまして、市中のお金を使うまく

活用するための一つの手段として、中小企業信用

保険に新しい制度を用意をし、これによりまして一般の場合よりも補償の枠が広げられ、それだけ市中から借りやすくすると、いう応援手段も別途用意しております次第でございます。

さらにまた特定の場合には、中小企業振興事業団の高度化資金を活用して、この転換を応援する場合も考え方得るかと思います。私どもはいろいろの金融手段をうまく組み合わせて、資金的な面では安心をして転換に踏み切つていただけるようこれからも気をつけてまいりたいと思います。

○桑名義治君 資金の導入につきましては、政府三金融機関等を使うというようなお話をございました。

そこでおたくの方からこういうふうな資料が出ているわけでございますが、この中では中小企業金融公庫からの貸付金、これは金利が八%、国民金融公庫からの分も八%、これは約〇・九%ばかり普通の資金より下がつてあるわけでございますけれども、その反面に中小企業振興事業団、この事業転換合団の場合にはこれは二・七%になつておるわけですね。しかもこの中に特定高度化に該当する場合は無利子と、こういうふうになつてゐる。そうしますと、このいわゆる資金とそれから中小企業金融公庫、国民金融公庫の資金と利率が余りにもこれは離れているんじゃないかなというふうに思うわけです。考えてみますと、先ほどの答弁にございましたように事業を転換する場合には余力を持つて転換をする場合には成功した、ところがこういう不況下にありまして、たとえば造船の下請業が今回転換をしたいと、といふのはもうぎりぎりの接点まで来て、この企業と

しては、わが企業としてはどうしようもないところまで追い詰められて転換をするという、こういふ実例が今回は非常に大きな比重を占めているんじゃないかなと、こういうふうに考えるわけですが、いまお話をございましたように個人の資金と、この金利を引き下げられないものかどうかと、このことを大蔵省と相談をいたしております最中

でございます。

○桑名義治君 答弁抜けていますよ、特定高度化に該当する場合という企業の業種。

○政府委員(岸田文武君) 失礼いたしました。

特定高度化として取り上げられるケースといたしました。中小企業振興事業団の高度化事業の中で工場共同化事業、それから共同公害防止事業、それから知識集約化共同事業、こういったものが特定高度化として取り上げられるのですな

金融公庫やあるいは国民金融公庫から貸し付けを受ける場合に金利を下げるなものだらうか

と、こういうふうに思うわけですが、その点をお伺いしたいのが一つです。

それから、特定高度化に該当する場合は無利子と、こういうふうになつておりますが、これほどのような業種を予定をしているんですか。

○政府委員(岸田文武君) 振興事業団の助成は非常に限られた目的、限られた趣向についての特例でございまして、一般的には政府関係金融機関の金利水準というものが当面の問題であろうかと思

います。私どもも転換の重要性、これは個々の企業にとっても大切でございますが、日本経済としても重要な課題でございますので、一般的の通利に

対してやはりある程度低い水準でこれを支援することが必要と考えまして、いまお話をございまして、やはり通利八・九%に対しても大体でございますので、この通りに通利八・九%を用意をしたわけ

でござります。ただ、一般的に金利の条件について少しでも改善してほしいという声は私どもよく気持ちはわかるわけでございますので、ことしはとりとえず八%でスタートいたしましたが、状況によって進めるという形が前提になつておりますので、それはそれなりにずいぶん苦労の多い話でござりますので、特別の応援手段を用意をしたわけ

でございます。ただ、一般的に金利の条件について少しでも改善してほしいという声は私どもよく気持ちはわかるわけでございますので、ことしはとりとえず八%でスタートいたしましたが、状況によって進めるという形が前提になつておりますので、それはそれなりにずいぶん苦労の多い話でござりますので、特別の応援手段を用意をしたわけ

でございます。ただ、一般的に金利の条件について少しでも改善してほしいという声は私どもよく気持ちはわかるわけでございますので、ことしはとりとえず八%でスタートいたしましたが、状況によって進めるという形が前提になつておりますので、それはそれなりにずいぶん苦労の多い話でござりますので、特別の応援手段を用意をしたわけ

でございます。ただ、一般的に金利の条件について少しでも改善してほしいという声は私どもよく気持ちはわかるわけでございますので、ことしはとりとえず八%でスタートいたしましたが、状況によって進めるという形が前提になつておりますので、それはそれなりにずいぶん苦労の多い話でござりますので、特別の応援手段を用意をしたわけ

でございます。ただ、一般的に金利の条件について少しでも改善してほしいという声は私どもよく気持ちはわかるわけでございますので、ことしはとりとえず八%でスタートいたしましたが、状況によって進めるという形が前提になつておりますので、それはそれなりにずいぶん苦労の多い話でござりますので、特別の応援手段を用意をしたわけ

でございます。ただ、一般的に金利の条件について少しでも改善してほしいという声は私どもよく気持ちはわかるわけでございますので、ことしはとりとえず八%でスタートいたしましたが、状況によって進めるという形が前提になつておりますので、それはそれなりにずいぶん苦労の多い話でござりますので、特別の応援手段を用意をしたわけ

でございます。ただ、一般的に金利の条件について少しでも改善してほしいという声は私どもよく気持ちはわかるわけでございますので、ことしはとりとえず八%でスタートいたしましたが、状況によって進めるという形が前提になつておりますので、それはそれなりにずいぶん苦労の多い話でござりますので、特別の応援手段を用意をしたわけ

でございます。ただ、一般的に金利の条件について少しでも改善してほしいという声は私どもよく気持ちはわかるわけでございますので、ことしはとりとえず八%でスタートいたしましたが、状況によって進めるという形が前提になつておりますので、それはそれなりにずいぶん苦労の多い話でござりますので、特別の応援手段を用意をしたわけ

でございます。ただ、一般的に金利の条件について少しでも改善してほしいという声は私どもよく気持ちはわかるわけでございますので、ことしはとりとえず八%でスタートいたしましたが、状況によって進めるという形が前提になつておりますので、それはそれなりにずいぶん苦労の多い話でござりますので、特別の応援手段を用意をしたわけ

ら特にこれを推進するために金利の面では特別の優遇を図つてきたということの結果として、アンバランス問題が出てきたような経過であろうかと思ひます。

金利体系全般のあり方というのは、議論しますとずいぶんいろいろな分野で考えなければならぬ要素がございますが、いまおっしゃったような点も頭に置きながら、今後金利水準の問題については私どももいろいろ勉強してみたいと思います。

でござりますと時価で評価をし、従来の簿価との間に差額ができる部分は、一種の益金として課税をされることになる。これを転換の特殊事情にかんがみまして、そういう税がかけられないで済むようになりますというのがその趣旨でございます。  
お尋ねの点で、系列化に悪用されはしないかといふ点でござりますが、この制度の適用を受けまつるのは中小企業同士の合併の場合に限るという運用によりまして、いまのような御懸念を除きたいと思っております。

○委員長 次の点について、大臣の意見を伺つておきたいと思います。

○國務大臣(河本敏夫君) これは長官が答弁いたしましたように、今後下げるよう努力をいたします。

○桑名義治君 次の問題で、減価償却の特例措置が第六条でうたわれておるわけでございますが、具体的にはどのようになるのか。

また第七条「合併等の場合の認証の特例」というのがございますが、この場合、それ自体は中小企業であるといつても、大企業からの出資あるいは役員の構成比等並列的企業の場合はどういうふうになるのか、その点について伺っておきたいと思います。

を用意しておるわけでございます。一つが減価償却の特例でございます。その申身といたしましては、従来事業を続けておりましたが転換を契機として、従来使っておりました設備が不用になる、こういった場合に仮に耐用年数が長く残っておりましても、認定を受けたということを一つのきっかけといたしまして計画期間内に償却を終えることができるようとする道を開くというのがその趣旨でございます。それによりましてある程度損金に立つ金額がふえるわけでございますし、税制面での優遇になり得るかと考えております。

第二番目の合併等の場合における課税の特例でございますが、これは被合併会社が資産を持つており、それが合併会社に吸収されるときに、普通

でござりますと時価で評価をし、従来の簿価との間に差額ができる部分は、一種の益金として課税をされる事になる。これを転換の特殊事情にかんがみまして、そういう税がかけられないで済むようになりますというのがその趣旨でございます。  
お尋ねの点で、系列化に悪用されはしないかと、いう点でござりますが、この制度の適用を受けますのは中小企業同士の合併の場合に限るという運用によりまして、いまのような御懸念を除きたいと思っております。

○ 桑名義治君 次の問題に移りたいと思いますが、職業訓練についてでございますが、若年層はまだよいとしましても、高齢者あるいは専門技術等の場合 具体的な受け入れ体制が十分にあるかどうか、これは非常に心配なわけです。  
それから、この法が施行されたと仮定しまして、果たして完全な各県にこういう訓練所の受け入れ体制が十分整っているかどうか、あるいは仮にこの法が成功しますと、県としては当然訓練所を大きく拡大をしていかなければならぬ点、あるいは機械導入をしなければならない点、あるいは新しい優秀な技術者を入れなければならない点などです。それには労働省としてはどういうふうに対応しようというふうにお考えになつていらっしゃるのか、その点について。

○ 説明員(中谷滋君) ただいま先生の御指摘の点についてでございますが、事業転換に伴いまして労働者が職業転換を必要とする、その場合に職業訓練が必要になる場合があるわけでございます。  
そこで現在の制度といたしましては、事業主がござりますから、なかなか事業内では職業訓練を行ふことがむづかしいという場合には、公共職業訓練校等に訓練を委託するという場合がございます。先生いま御指摘の点で、将来そういうものがふえてきた場合に一体対応できるのかというお話を

でございますが、現在職業訓練行政で運営しております公共訓練校が全国に四百四十九所あります。定員が約二十二万人で運営しておりますが、その中で職業転換する者にふさわしい訓練といいますと、能力再開発訓練という訓練の種目でやつておりますが、これが約いま八万人ばかりの規模でやつております。現在は定員に対しまして約八割くらいの入校率でござりますので、まだ十分余裕がございますけれども、将来急激にそういう方々がふえまして、訓練施設を拡充しなければならないという事態になりますれば、それは県営の場合で、と国が二分の一の施設費、運営費の補助金を出しておりますので、国、県よく相談いたしまして訓練科目のあるいは新設ですか転換、その他施設、設備費の補助というものを拡充いたしまして、そういう事態に対処していきたいと思つております。

現在五十一年度予算で申しますと、そういう施設、設備費は約六十億円を計上しておりますけれども、将来ともこういう訓練校の体制づくりには拡充に努力してまいりたいと、こういうふうに思つております。

○桑名義治君 十分間に合うということですか。

○説明員(中谷滋君) そういう緊急事態が生じましたらば、また財政当局とも話しまして必要な措置をとりたいと思っております。

○桑名義治君 わ約束の時間がもうほとんどなくなりました。まだいぶんと質疑をしてまいりましたが、とりあえずこれと事業分野との問題は、これはどうしても逃げることのできない重要な問題でございますので、二、三お聞きをしておきたいと思いますので委員長よろしくお願いいたします。

先日の委員会で、通産大臣にこの事業分野調整法についてお尋ねをしたときに、できれば今国会に提出をしたいと、こういうような御答弁をいたいでいるわけでございますが、会期もいよいよ切迫をしてまいったわけですが、この点見通ははどうでござりますか。

○國務大臣(河本敏夫君) 分野調整法につきましては、一刻も早く成案を得ますよういま懸命の作業をしておりますが、作業の現状につきましては長官から答弁させます。

○政府委員(岸田文武君) 先回も御報告いたしましたように、私どもとしては鋭意この取りまとめを急いでおるところでございまして、今までの経過からいたしますと、大体一わたり問題点についての議論を一巡し、いわばこれから取りまとめに入るというところまできておるわけでございます。私どもとしてはあと一回、場合によつては二回で大体の方向を固めてしまうという段取りで進めております。私どもとしては、なるべく早く法案をまとめろという各界の要望は十分承知いたしておりますが、何とか今国会に間に合わしたいと先回申し上げた気持ちは依然として持つておるところでございます。

○衆名義治君 いよいよ取りまとめる段階に入つたということでございます。そこで、中小企業庁は立法化をめぐる問題点について、いわゆる主管行政庁としてどのような意見を審議会において表明したのか、その点について御説明いただきたい。

それと同時に、一括して御質問しておきたいと願いますが、審議会の答申を得て立法化する場合、どういう姿勢で臨むのかといふ、この問題点、このいわゆる考え方方が、一番今後の分野調整法については大事なことだろう、こういうふうに思つてはおりますが、その点についての政府の基本的な方針ですね、それをお聞きして私の質問を終わらしたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) 先ほど主要な問題について一わたり議論を願つたということを申し上げましたが、そこに出でまいりました問題点といたしましては、規制の範囲をどういう形でやるのか、対象の業種をどの範囲までとらえるのか、それから対象となる紛争の範囲はどうか、それから消費者利益との関係をどうするか、調整の方法をどうするか、これらが主要な問題でござります。

これらの問題につきましては、今までの経緯が  
こういう形になつてゐる、そしてそれらについて  
局から提示をいたしまして、そしてそれについて  
の議論をいただいたわけでございます。したがい  
まして、事務局からこうすべきであるというよう  
な問題の出し方はいたしておりません。その辺は  
御理解をいただきたいと思います。  
それから、これから取りまとめて入る場合の基

本的姿勢の問題でございますが、私どもとして出ておるということは、中小企業政策として無視できない大きな問題であると思つておるところでございます。今まで一生懸命まじめに仕事をしてきた中小企業が、突如として大企業があらわれたためにあしたから生計に困る、しかも、それが相当大きな範囲に広がるということは、ある意味では社会問題でもござりますが、経済的に見ましても、いままでの設備等がむだになる等々の経済的なロスがございます。やはりそういうことをいかに円滑におさめていくかということは重大な課題として考えておるところでございます。もちろん、その間にあります、消費者の利益を損なわないよう、あるいは技術進歩を損なわないよう、総合的な観点が必要であることは当然でございますが、それらのことを頭に置きながら、いかにこの問題について円滑なルールをつくっていくか、こういうことを私どもの課題と考えておるところでございます。

○委員長(柳田桃太郎君) 速記をちょつととめて  
ください。

○委員長 柳田桃太郎君 それじゃ速記を起こしてください。

○安武洋子君 中小企業が事業転換をする場合は二つあると思うのです。その第一点といいますのは、これは新しい事業分野への意欲を燃やして、経営能力をさらに発展させるというふうな前向きの転換があるかと思うわけです。それからもう一つといいますのは、これは外的いろいろな要因で現在の仕事ができない、将来の見通しもつかない、こういうことで、不安ではあるが転業しなくてはならない、生きる道がないという追い詰められたケースなわけです。問題はこの第二点の方で、これに対応する立場というのも私は二つあるかと思うわけです。

まずその一点といいますのは、転業に追い詰められて中小企業が立ち行かなくなる、こういうふうな外的な要因というのを何としても取り除かなければならぬ、こういう努力をするというのが一点点だろうと思うわけです。

それからもう一点は、やむなく転業する際、この不安をどう取り除いて助成、指導するかといふうこと、これを業者の立場から考える、このことが私は重要ではなかろうかと思うわけで、大変基本的なことでござりますけれども、御異論はないと思うんですけども、こういう点についてどうお考えか、お伺いいたします。

○政府委員 岸田文武君 お話をございましたたゞうに、これからいろいろの構造変化が予想されるわけでございます。特に景気がよくなつたとか悪くなつたとかという問題ではない、いわば構造的な問題がこれから出てくることが予想されております。国際的にも、国内的にも、新しい環境が次から次へ起こってくる。その中でいかにして中小企業がその経営を安定させ、また発展させますか。国際的にも、あるいは国内的にも、新しい環境が次から次へ起こってくる。その中でいかにして中小企業がその経営を安定させ、また発展させますか。国際的にも、国内的にも、新しい環境策としても大きな課題でございます。私どもは外的環境

から来る波、あるいは国内的にも新しく起つてきた要因、これが余り急激に起つたために、対

応するいとまもないような形で中小企業に襲いかかる、こういったことはやはり考え方としては少しども緩和していくよう心がけていかなければならぬことだと思います。ただ、そうは申しますが、先ほど申し上げましたような要因はいわば構造的なものでございまして、大きな流れとしては日本経済の中の新しい環境として受け入れざるを得ない事態があらうかと思います。こういった場合において、中小企業の方々はひとつこういう新しい波の中から自分自身の經營を合理化し、あるいは高級品を生み出していって、自分の力で乗り切つていこうと考えられる向きも多かろうと思います。もちろん、私どもはそういう方々に対しては、中企業施策を総動員してお手伝いをしまして、つまりでございますが、中には、いまの經營の状況あるいは業界の状況から見ると、ここでいたずらにしがみついておるよりは、別の分野へ転身を図つた方がもつといい経営ができる、こう考えられる向きもあり得るわけでございます。

この事業転換法はまさにこのよしな後の考え方の方を応援をする手段として用意されたわけですが、いすれの場合にもやはり業者の方々が本当に何を悩み、何を求めておられるのか、この辺の気持ちをよく察しながら、いい処方せんづくりをお手伝いをするという心構えが大切かと考えております。

○安武洋子君 まあ本法の転換の背景として、最近における貿易構造その他の著しい変化、こういうのを挙げておられます。そしてその要因といたしまして、本法でも、また中小企業近代化審議会の事業転換対策についての意見具申でも、国際競争力の低下等による輸出の減少または輸入の増加、それから技術革新の進展や代替品の出現による需要の趨勢的減少、それからまた、資源の枯渇その他の輸出国の事情による原材料の入手難、あるいは公害防止、安全対策の強化等企業の社会的な責任の増大と、おおむねこういうことを挙げてい

らつしやると思うわけです。を余儀なくしている要因とい

業者がその経営をやつて転換するといううれることでございいたからこの勢い、そこでも一層収めようというようなケースならなくなつて、いわるというような環境下のコースがあり得るわ

と、こういう立場に立たされているということもまたあるわけなんです。ですから、本法案に対しても、他のいろんな措置と合わせて使えるものは全部使ってでも、何とかいまの事態を切り抜けたい、そしてうまく転業して何とかやっていきたいと、こういうことなんです。で、非常に不安も大きいわけですけれども、その中でもぜひこれだけはと要求されている。

拓できない、それで技術上も既存の大手業者に押されでなかなか太刀打ちできない、採算ベースによるまでには非常な御苦労があるわけなんです。乗る中にはだから再転業する方も出ておられるというふうな状態があるわけです。ですから、私は一般的な金利の問題として、要求としてお聞きいただけては困ると思うのです。これは同列にしないで、やはり事業転換する場合の金利については特段の御配慮をお願いしたいというふうに思うわけです。今までの事業を締めくくらなければならぬ、その事業は決してうまくいっていないからこそ転換するわけなんです。そして、新規事業を採算ベースに乗せていくということになれば、これはある一定の期間が必要なわけです。四年ないし五年は費やさざるを得ないだらうというふうに思うわけでですから、私はこの実情に合わせて金利の問題をお考へいただきたい、金融の問題をお考へいただきたいと思うわけです。

そこで金利の問題ですけれども、抑える方向で考へているんだというふうな御答弁をなさつていらっしゃいましたけれども、私はここで思い切って

て一般的の金融問題として考えないで、特段の配慮をする、こういう立場から通利は八・九%でござりますけれども、中小公庫、それから国金等もこれを利用する場合は通利の二分の一に抑えてほしいと、こういうことを申し上げとうござりますが、いかがでございましょうか。

○政府委員(岸田文武君) 前段でお話ありました今までのままでやれたらやりたいという気持ちを持たれる向きもあるらうかと思いますが、過去の実例を見ますと、やはり中小企業の方々は経済の流れを非常に敏感にキャッチされ、その新しい流れにうまく適応するという意味で発展を遂げられた場合が非常に多いような感じがいたします。そこで、いざれにせよ転換を行う場合に、金利の面で特別の優遇を図れという点につきましては、趣旨は私どももよく理解できるわけでござります

です。造船については、大臣が大変お詳しいわ  
ですけれども、兵庫の造船の実情も大変深刻な  
けです。いま船台に船がないという状態ではな  
わけですけれども、今後の見通しが立たない。  
界としても大変不安を持っておられるわけです。  
ですから、先ほどお話に出ておりましたように  
既存業者の少ない解雇業への転換、これは考え  
おられるわけです。先ほど御答弁にもありまし  
けれども、私自身も運輸省にお聞きをいたしま  
した。この中で造船下請の解雇業への転換につい  
ては、来年度の予算要求として当初の船舶購入資  
本金に特別枠を設けた上で、  
年間の見通しで一般金利の二分の一、四・六%  
助成すると。そして、事業が単年度予算化され  
らしいというふうなことで、利子補給にかわる  
助金、こういうふうな形で借り入れ企業に助成  
すると御説明を受けたわけなんです。

○國務大臣(河本敏夫君) 通産省をいたしまして  
も金利はできるだけ下げたいと、こういう強い意  
向は持つておるんですけど、しかし一定限度  
以下に下げます場合には、利子補給というふうな  
問題が起こつてしまいまして、利子補給するとい  
うことになりますと国民の税金で一部の業界を補  
助すると、こういう形にもなりますので、その判  
斷をするのはなかなかやはり総合的に考えていか  
なければならぬ、こういう問題がありまして、な  
かなかむつかしい問題だと思います。しかし、利  
子補給をするということは仮にむつかしい場合で  
も、できるだけ金利水準を下げるよう、今後と  
も努力をするということは、これは先ほど来繰り  
返し申し上げておりますのでございます。

○安武洋子君 長官は先ほどの私の質問に対しても  
どういうふうにお考えでございましょう。運輸省

○安武洋子君 既存業者との格差の問題をお話でございますが、この既存の業者も不況、インフレで大変苦しんでいるわけなんです。だからこそ、私どもの党が中小企業向けの金融を、現在ほとんど大企業しか利用できない開銀、輸銀並み、こういうふうに引き下げるべきだというふうに申し上げているわけです。この点については私は検討を続けていただきたいというふうに思うわけです。

先ほど私、ケミカル業の問題を出しましたけれども、きょうの審議の中でも再三出てきます造船の実情についても少しお話してみたいと思うわけ

一方、先ほどからも再三出しておりますマッチ業界、兵庫県にもたくさんございます。ここで法の施行がされますと、これに該当する代表的な業種じゃなからうかというふうに思うわけですがども、非常な深刻さです。先ほど長官のお答ヨクの中に、ライターの普及によりと、いうふうなことがございましたけれども、それ以外にも自動点とか、韓国からの逆輸入、こういうもので植崩がしているというふうなことで、業界の方は関心の印刷業などへ進出し、転換したいといふことなんですが、ここも既存の業者が大変いということで、並み大抵の苦労じゃなからう、いうふうに思うわけなんです。また造船は運輸省の所管だと、マッチは通産省の所管だと、こううふうなことで、私は通産省にお願いしたいわざでされども、運輸省が考えておられる解撤業種に対して運輸省並みに考えるべきではないかと、この貸し付けの金利、これを運輸省考へられるわけです。通産省としても、マッチ業界だけではなくつて、やっぱり所轄のこういううがいたしますが、大臣、これはいかがでございま

○政府委員(岸田文武君) 運輸省のいろいろの御  
計画、私まだ全貌を細かく聞いておるわけではございませんので、的確にお答えができるかどうかわかりませんが、造船業がいすれにせよこのしばらくな間相当の不況に悩んでおり、そしていわばこれが構造的な問題として何らかの対応を迫られておる。この事情は一応私どもも承知をいたしております。その対応策の一つとして船舶解散ですか、解体ですか、あるいは今まで日本としては余りなじみのない分野としてであるけれども、しかし長期的に見ると大変おもしろい業種である、何とかこういうものを根づかせる工夫はないかというようなところから、特別の助成を考えられたというふうに承知をいたしております。

そのため特別の応援手段が用意されている上ですが、私どもの場合にはいわば一般法でございまして、いろいろ起こり得る事態に対する機動的な対応策として一般的に用意されたものであるということから、やはりその差ができたのでござります。

のではないかというふうに考えるわけでございま  
す。

す。

○安武洋子君 造船の場合はその危機が構造的なものであるというふうなことをおつしやいましたけれども、じゃあ私がいま例に挙げましたマッチ業界の危機というのは構造的でないわけなんでしょうか。それと非常に解説業というものはおもしろい分野だ、ここに進出したからということで助成を考えられておるんでしよう。ということになれば、マッチが非常におもしろい分野に進出された

○政府委員(岸田文武君)　お話を中でマッチが構造的な問題に直面しているのではないかという点は、まさに私どもも御意見のとおりだと思つております。やはり新しい事態に対応する新しい方策というものを考へるべき時期に来ておると思います。それと、じゃあ造船とどうして違うんだろうかという点ですが、私はまだ造船の方よく勉強しておりますませんのでわかりませんが、聞いております範囲では、船舶解撤作業というものが仕事として未開拓の分野である、新規の分野であるということで、それをいかにして定着させるかというかなり実験的な意味合いが込められているのではないか。したがつて、資金の需要におきましても、テストとしてスクラップ船を一隻買つてきて、そしてそれをどういうふうにやつたらうまく手際よくなりないくかというようなところから問題を解きほぐさなければならぬ特殊性を持つてゐることが、その背景にあるのではないかと思つておるところです。

もちろんそれだからといってマッチの業界をはうつておいて済まさる問題ではないということはよく承知しております。現に私どものところにもマッチの業界からいろいろと御相談に見えて、これからどうしたものどうかという話も聞いております。私どもはそれをくみ取りまして、いかにうまい転換先へ結びつけていくかということについては、今後とも心がけてまいりたいと思いま

うて思ひ出です。

そこで御質問しますので、かためますが、一つは、限度額を引き上げていただきたいということなんです。一つは返済期間を延長していただきたいということです。それからいま一つ、これは据え置き期間です。これを三年なり四年なり、こういうことにしていただきたい。この私の御要望の根底にあるのは、現在の実情に合わせていただきたい、本法は実情に合わないのでないかと、こういうことで御質問い合わせいたします。

○政府委員(岸田文武君) 貸し付け限度につきましては、この制度の背景になつております転換貸付とし付けとしまして、中小企業金融公庫の場合でございますと一億五千万円、それから国民金融公庫の場合であると千五百万円というふうになつております。これは五十年度に引き上げております。従来の転換事例を私どもいろいろ見てみましたが、たとえばドルショックに伴う事業転換のケースで見ますと、大体一件当たり千三百万円程度の所要資金が貸し出されております。それから第二次ドルショックのケースの場合で約千四百六十万円という実績でございます。こういった過去の実績から比べますと、その後多少物価が上がりましたにしても、先ほどの限度であれば一応必要な資金が手当てできるのではないかと思つております。もちろんそのほかに民間からの資金を導入すべく信用保険の特例が設けられておりますので、さらに資金的には補強し得るのではないかと思います。ただ、そうは申しましても、この限度額につきましては、経済情勢の変化に伴いまして、絶えず見直しが必要でございまして、もつとこれを増額が必要であるというような情勢が見受けられましたならば、これを増額するよう私どもも心がけてまいりたいと思います。

それから返済期間につきましては、これは從来に余り例がない、返済期間が十年という制度をスタートさせたわけでございまして、これはやはり転換問題の重要性とそれからその特殊性を頭に入れたものでございます。据え置き期間についてもございません。

同様でございまして、これらの点につきましても  
あわせて将来ともいろいろ実情に即したような考  
え方で処理していくたいと思います。

○安武洋子君 例として第一次のドルショック、  
それから第二次のドルショックの例をお出しにな  
ったわけですけれども、そのときからいまは情勢  
が違つてゐる。情勢が発展していけるからこそ私は  
本法をお出しになつたんだろう、過去のそういう  
施策で間に合つたからということではなくて、いま  
私は実情を申し上げたわけですけれども、実情に  
合わない、見直しをしていくと、そういうことで  
はなくして、それも必要なんですかれども、いま現  
在本法の施行前に、実情に合わないところはお直  
しにならなければいけないと、こういうふうに思  
うわけです。ですから、私はいまの実情から見れ  
ば、限度額の引き上げ、それから返済期間の延  
長、据え置き期間の三年、四年というの、これ  
は最低の要求ではなかろうかというふうに思うわ  
けですが、いかがでございましょう。

○政府委員(岸田文武君) ドルショックの起りこり  
ました当時から比べますと何年かたつております  
し、もちろん経済環境も変化いたしております。  
ただ私どものところへ具体的にいろいろ相談に見  
える中小企業の方々のお話を承つております  
も、第一次的に政府関係金融機関でこの程度の資  
金を用意し、さらにそれを補強するために信用保  
険で別枠約五千八百万円ぐらいまで可能になるわ  
けですから、これら措置をあわせていけば、ほん  
いまのところは実情に沿つたような応援ができる  
のではないかと思っておるところでございます。  
もちろん運用実績を見まして、これではいかぬと  
いうようなケースがもし出でました場合には、  
当然これは改めてこの増額を考えなければならな  
い、その辺は機敏にやっていきたいと思います。

○安武洋子君 では、実情をちゃんとになって機敏  
に対応すると、こういうふうにおっしゃつており  
ますので、私はその時期が早く来るだらうと思ひ  
ますけれども、そのときは機敏にひとつ対応し  
ていただきたい、こういうふうに御要望いたして

୪୫

次に、転換に際しましての指導の問題についてお伺いしたいと思うわけです。けさはどから審議を聞いておりまして、まあきめ細かな指導がこのことはない、中小企業振興事業団任せだと。窓口を別に新しく設けるわけでもない、こういう機構的な一つのポストを設けるわけでもないというふうなことになってしまっていると思うのです。私は情報収集等についても、結局この指導全般でそれれども、個人とか、それから出先機関、これでは限界があるというふうに思うわけです。最終的にはこれは通産省、中小企業庁、これら全機構を挙げてフルに機能を発揮して当たっていただきなければ、中小企業者の転業などということは成功しない、こういうふうに思うわけです。それで指導とか、それから相談、情報収集ですね、こういうことも全部含めて本当にきめ細かな、実際に実績の上がる指導、そういうものをやる用意があるのかどうか、もう少し機構的にもお考えになる余地はないのかどうかということを第一点お伺いします。

それからまた転換に当たって、これも審議の中で出ておりましたけれども、労働者の問題が大きな問題でございます。その転換業種に働く労働者の意思を無視して事業転換、これがあってはいけないというふうに思うわけですので、そこの労働者の意見を尊重する、それからさらに労働条件の切り下げがないように配慮をするということは欠かせない条件だと思うわけです。それでこういう点についても十分御配慮を願いたい、この二つを御質問申し上げます。

○政府委員(岸田文武君) 転換に際しまして情報が非常に重要であるということは繰り返しお話をいたしておりますが、この情報をうまく中小企業の方々につなぐためにいろいろの窓口が現に用意されております。ただ、私はやはりそれらの窓

口の間の連携ということが、非常に大事じゃないかと思います。現に先般中小企業へ転換の問題で相談に見えたときにも、法令等については通産省は非常によくわかつておるけれども、たとえ立地条件等については東京都へ行つていろいろ情報を得る。それから業界の販路等につきましては業界団体と連絡をする。私どもはいわばそういう連絡役をしながら、全体としての情報が浮かび上がってくるようにということで指導をし、それが非常にうまくいったというケースを経験いたしております。したがいまして、私どもは各機関それぞれの持ち味を生かしながら、全体としていい情報提供ができるようについてふうに考えていただきたいと思います。

なお、このために特別の機構を用意すべきではないかという点でございますが、先ほどの質疑の中に出でまいりました中小企業の情報センターの中に、特別に転換問題についての室がスタートいたしまして、これを整備していくことによつて転換に関する情報は一層豊富になつていき、またお役に立つのではないかと思っております。さらにまた、各種の経営指導員の方々について転換問題を特別のテーマにした研修を実施しまして、いろいろの相談のときに、親身に相談に乗つてやれるような制度も別途考えておるところでござります。

それから、第二にお尋ねございました労働者の意恩を極力生かして転換を円滑にするようにといふ点は、まさに御指摘のとおりでございます。そしてその中にあって労働条件の問題につきましても、今までのままでいったのではなかなか労働条件の改善もままにならぬというのを、新しい分野に転出することによって一層経営が安定し、その中で労働条件も改善する可能性が出てくるわけでございまして、私どもはやはりこういったことを頭に置きながら、認定の指導あるいは認定主体を行うように、都道府県によく指導してまいりたいと思います。

しながらと、御表現なさいましたけれども、やつぱり業者にしたら、あちらこちらうろうろするんぢゃなくて、一ヵ所に行けばちゃんと相談に乗つてもらい、指導が受けられるというふうになるのが私は一番親切だらうというふうに思うわけなんです。ですからもつと通産省としても責任を持つ分野、責任を持つところというものを私はお決めにならなければならぬ。そういうふうな責任を負う体制をおつくりになるということが必要じやなかろうかというふうに思うわけです。

次に移りますけれども、手続問題、これについての簡素化を御要望申し上げます。非常に今までの例でも特惠対策とかそれから国際経済調整法、これに基づいて業者が申請を出すというふうなことをいたしましても、審査が非常に繁雑だ、手続がもうかなわないという声が上がつてゐるわけです。本法の施行に当たつても、この手続を簡素化していただきたい、こういうふうに御要望いたしますが、いかがでござりますか。

○政府委員(岸田文武君) 中小企業の方々が転換を計画され、大体それが構想としてまとまりますと、転換計画の認定に入るわけでござりますが、転換計画の中身としましては、転換の内容はどうか。それをどういう時期に実施するか。それに伴つて設備等はどういうふうに変わつていくか。また、労務に関する状況はどうであるのか。さらにまた必要な資金はどうかというようなことを事実として書いていただければ、それをもとに都道府県の方で認定を行つて、ということを考えております。御指摘になりますように、これが余りにも繁雑でござりますと、中小企業としては手が出せないということになりますので、この手続はなるべく簡易なものにしながら、その内容を見て事実上の相談に乗つていくという形で処理していくたいと思います。

○安武洋子君 転業を迫られるような中小業者の方といいますのは、いまでもそのことだけを専門にやつてゐるわけではありませんから、中金とか国金、この手続ですら大変だと、こうおっしゃる

な手続がありますと、せっかく本法を施行いたしましたが、この本法の恩恵に浴さない業者というのがたくさん出てくるのですから、ぜひ手続というのはもつと簡略にしていただきたい、こういふことを御要望申し上げます。よろしくお詫びしますでしょうか。

○政府委員(岸田文武君) 申請をします中小企業の方の負担はなるべく軽減するよういたしたいと思いますが、しかしやはりある程度具体的な内容まで書いてございませんと、本当にこれがうまく転換できるかどうかということが都道府県としても判断がつきかねると思います。したがって、そういうことをうまくやるためにには中小企業の経営指導員等が間に立ちまして、そこを、転換計画にまとめるまでの過程を親切に相談に乗り、お手伝いをするというようなことが一番役に立つのではないかと思います。

○安武洋子君 最初にもお伺いした問題ですが、中小企業が転換を迫られる要因とというふうなのは、これは私は防ぎ切れないとものではないと思うわけです。最初に四点ないしは五点お挙げになつたわけですけれども、やはり私はこういう点につきましては高度成長政策のこれは犠牲である、また大企業が海外に進出すると、それによつて中小企業が海外市场も奪われるし、またいわゆる逆輸入によつて国内市场も圧迫される、こういう状態もあると思いますし、また不況のしわ寄せといふのはこれは下請工賃の切り下げとか、支払い条件の悪化とか、こういうふうなこともいろいろ条件にあるわけですけれども、当面、私はここで問題にしたいのは、大企業の横暴な中小企業分野への進出の問題なんです。中小企業が転換を迫られる、これは大きな原因になつていると思うわけです。

先ほど大臣の、御答弁の中で政府は今までいろんな施策を怠ってきたのではないと、その都度

---

Digitized by srujanika@gmail.com

適切な法案なり対策を講じてきただんだ、またそれよりも先手先手に手を打っていたんだ、さらに対応しなければならない部面については先手先手とやっていくんだというふうな趣旨のことを御答弁なさったと思うわけですがれども、それにしては私は事業分野確保法、今国会に提出をなさるといふことがおくれておりますし、鋭意何かいま努力中という御答弁がありましたけれども、こういうのがおくれているということは事実なわけです。それから大臣の御答弁の趣旨を生かすならば、私はいま現状に合わない法案というものはこれは改正をすべきだというふうに思うわけですかられども、何よりもいま改正を急がなければならぬそういうの法案の一つとしてはこれは大店法、これがあるんじやなからうか、大店法そのものを見直すべき時期に来ているのではないかというふうに思うわけなんです。いずれにしても、いま中小企業が転換を迫られるというのは、政府の施策の立ちあられとも、この精神に立ち戻つて中小企業が転業しながらでも、繁栄すると、こういう環境づくりを最優先に考えていくべきではないかというふうに思いました。

出とか大型店の進出、これがいまどういう状態になつてゐるかということを少し具体的にお話をしたいと思いますけれども、中都市では大型店の売り場面積のシェア、これが五〇%以上を占めているところが少なくないわけです。販売額で見ても、昭和四十七年、スーパーと百貨店のシェアというのが一七%だったわけです。しかし現在このデパートとそれから従業員五十人以上の大型店ですね、ここだけで企業数ではわずか〇・一%、これに満たないわけです。しかしシェアで何と二五%も占めている。さらにコンビニエンスストアの問題、これもあるわけです。それから大店法の届け出は要らないこういう千五百平米以下の店舗の申請というのは急増しておりまして、中には千四百九十五平方メートル、こういう店すら進出をしている。これは中小業者だけの問題ではありません。いままさに各地の都市問題にまで発展していると、こういう状況なんです。

は、法律ができましてからまだ二年半ばかりしかたっておりません。おっしゃるように各地で若干の紛争が起きておりますが、しかしながら数多くの案件が解決したのも事実でございます。そこで、紛争の中のものはそれぞれの所定の手続に従いまして調整を続けておりますし、かつまた一定限度以下の小規模なものにつきましては、これももし紛争を生じますときには小売商業調整特別措置法等によりまして知事にその調整を委任する、こういうことも可能でありますし、しますから、現行法の大規模店舗法と小売商業調整特別措置法、この二つの法律を適当に運用することによりまして、私は当分の間は法改正は必要ではないと、もうしばらくの間様子を見守りたい、こういうふうに考えております。

○安武洋子君 では、私が先ほど申し上げましたように、各自治体がいま対策を迫られている、それから意見書も出してくる、それから現行法の強化も要請する、調査も実施する、それから中小企業の各団体がいろんな意見を上げてくる。こういうことは、じゃあなぜ起こっているんだというふうにお考えなんでしょうか。

○政府委員(織田季明君) 御承知のように大規模店舗法は、流通の合理化と消費者の保護と、それと中小商業者の事業機会の確保を目的としておりますから、いろいろな利害が相反するといいますか、利害が錯綜することがしばしばあるわけですが、いまして、したがつていろんな方面から改正の意見が出てきております。いまお話をありました中、中小商業者からの御意見もありますし、また消費者からの意見もありますし、あるいは地方自治体からの意見もあります。そういうものを謙虚に耳を傾けて聞きながら検討しておりますが、現在の段階では、先ほど大臣が答弁いたしましたように、もうしばらくは現行法のままで見守りたいとうふうに考えております。

○安武洋子君 じゃあ私は現行のいまのままで、静かに見守っておられる、そういう状態の中でどんなことが起きているかということを少し具体的

的にお尋ねいたしました。

一つは、姫路市の問題です。これは大臣の選挙区でございますので、大臣はとくと御承知のところでござりますけれども、姫路市では現在大店法、千五百平米以上ですね、これが十二店ござります。小売業全体の売り上げのシェアの二八%を占めているわけです。これは現在です。そして、ここに何と五十三年の三月営業ということで二万三千平米のニチイ北姫路店、それから五十二年六月営業の一萬四千平米を持つジャスコ岩端店、この二店の進出計画があるわけなんです。ジャスコというのはすでに通産省への届け出を出している、こういうことを聞いておりますけれども、こいういう進出が行われますとどういうことになるか、大型店の売り場が二店だけで四五%もふえるわけです。しかも、売り場面積一平米当たり消費者人口、これが三・六人になるわけです。一般的には一平米当たり十人ぐらいが適正だとこういふうに言っているのは御存じだろうと思います。五人以下になるとこれは超競合地帯、こいういうことで圧倒的な一店以外の店の採算は不可能だ、こいうふうに言われるわけです。そして、今度進出を企画しているこの二つのお店の距離といふのは三キロなんですね。この両店にはさまたれた商店街がどういうふうになるかということは、これはもう御想像もつこうというものです。姫路市には、しかも昭和四十九年の二月にダイエー姫路が進出をいたしております。これは開店した際に商調協で売り場面積の四〇%、これを凍結しておられますけれども、これがこの九月の一日前から一部解除をされたわけです。さらに、来年の三月になりますと九〇%解除をされるわけなんです。

それだけではないんです。地元の人たちがこういうことは困る、これは東洋紡の跡地なんですがれども、ここは文教地帯にしてほじいと、こういう希望が非常に強いわけなんです。ですから、中企業の死活問題だけではなくて、まさに公害問題である、交通公害も出るわけです。それから、非行の問題もあるわけです。私は、ここで非行の

Digitized by srujanika@gmail.com

問題少し申し上げたいと思ひますけれども、一つ例をとりますと、千葉県の柏市ですけれども、これは昨年一年間に刑法に触れる行為、こういうのが百七八件あります。この百七八件中に万引き等が大型店で発生した行為、これが百六十七件九三・八%なんです。しかも小中学生が七八・一%をその中で占めている。兵庫県で調べてみますと、兵庫県でも小中学生の万引きが七三%とほぼ同数、こういう傾向があるわけなんです。ですから、こういう大型店舗が進出することは、その付近のお母さんたちが子供の非行の問題につながると、こういう面でも心配をされているわけなんです。

で、ここ地元の業者の方たちは、あす二十七日には姫路市の商店街連合会、これが閉店ストをしてデモをする。ここまで追い詰めておられるわけです。ですから、こういう状態が起きているということは、私は大臣も御存じだろうと思いますけれども、こういう状態を大臣いかがお考えでござります。

○國務大臣(河本敏夫君) 事情はよく知つております。やはり商調協という機関がございまして、そこで十分検討していただこうと思つております。

○安武洋子君 大臣、十月の十七日の読売新聞でございますが、これに十月の十六日に大臣は商店街連合会から陳情をお受けになつた。

〔理事熊谷太三郎君退席、委員長着席〕そして、「陳情の趣旨は十分承知した。地元商店との事前調整がつくまで同法三案申請に基づく届け出書類は受理しないよう大阪通産局に申し渡す」、そういうふうに確約したという報道がございますけれども、この報道は違うんでしようか、大臣にお伺いします。

○國務大臣(河本敏夫君) 商店街連合会から陳情を受けまして、事情は十分承知したということを申し上げ、そして同時に十分調査してみよう、そういう話はいたしました。

○政府委員(綾田季明君) ただいまお話をありま

した件につきましては、通産局の方にも事情を十分伝えておりますし、また通産局の方も承知しております。両者すなわちニチイ、ジャスコに対しまして、地元の小売商店街と十分話をするようにということで連絡もしております。

○安武洋子君 いまのね答え、もう一度済みませんがおっしゃってください。

○政府委員(綾田季明君) まず初めに、地元の小売商店の方々とジャスコとニチイ、両スーパーでございますが、こういう両当事者が話し合うのが先決ではないかということで、私の方からジャスコ、ニチイに対しまして地元の小売商店街の方々と十分お話しをするようにということを伝えてあります。

○安武洋子君 ではこの読売で報道されました、調整がつくまでの同法三条申請に基づく届け出は受理しないようにという、この個所はいかがなんですか。

○政府委員(綾田季明君) 調整がつくまでといいうふことなんですが、しかしながら読売で報道されたそこまでおっしゃれないんです。私は改めて御要求しとうござります。こういう、やはりある閉店ストですね、それでデモまでしよう

と、ここまで追い詰められてなさる。で、大体スパーーといいますのは消費者にとっても決していい影響を与えるもんじゃございません。先ほど私は非行の問題を言いましたけれども、そのほかに商法としても一・六・三商法、もう常識です。一割が目玉商品で安くしてみると、六は普通だと、三は高いと、全体として高収益が上がるようになります。これはもういままさに常識なんです。ですから御要求を申し上げますけれども、ニチイについては、これは地元小売業者、地域住民、この合意があるまでは届け出は受け付けないでいただきたい、これが一点です。

○安武洋子君 じゃ大臣は新聞でうそをおっしゃせんですか。

○國務大臣(河本敏夫君) 私は新聞記者に会つて発表したわけじやございませんで、私が商店街の代表に言ったのは、事情はよくわかつたと、したがつて通産省としては十二分に調査をすると、それから同時に、相手方とよく話し合つてもらいたいと、こういう趣旨のことを言ったわけであります。

○安武洋子君 じゃ読売新聞が、大臣がそのようないと、この報道はいたしました。

○政府委員(綾田季明君) ただいまお話をありますと、法の精神にも合いませんし、加えて話

しませんが、どういう記事になつておりますか、おりまして、両者すなわちニチイ、ジャスコに対して、地元の小売商店街と十分話をするようにということで連絡もしております。

○安武洋子君 いまのね答え、もう一度済みませんし、そこまでは言わないで、さつき申しあげましたようなことを代表の方には言つたと記憶しておりますが。

○安武洋子君 ではこの読売の報道が正しくないというふうなことなんですが、しかしながら読売で報道されたそこまでおっしゃれないんです。私は改めて御要求しとうござります。こういう、やはりある閉店ストですね、それでデモまでしよう

と、ここまで追い詰められてなさる。で、大体スパーーといいますのは消費者にとっても決していい影響を与えるもんじゃございません。先ほど私は非行の問題を言いましたけれども、そのほかに商法としても一・六・三商法、もう常識です。一割が目玉商品で安くしてみると、六は普通だと、三は高いと、全体として高収益が上がるようになります。これはもういままさに常識なんです。ですから御要求を申し上げますけれども、ニチイについては、これは地元小売業者、地域住民、この合意があるまでは届け出は受け付けないでいただきたい、これが一点です。

○安武洋子君 それからジャスコにつきましては、ジャスコだけ先ほど言つたようにもうすでに七店のうち六店まで千五百平米以上なんです。この七月に一店開店したんです。この上にまださらにジャスコがなぜ進出をする必要があるか。それをお許しにならなければ届け出を受ける必要があります。

○政府委員(綾田季明君) 届け出を受け付けることはないと思うんです。ですから再検討を私は要求申し上げます。いかがでござりますか。

○安武洋子君 どうやらジャスコがなぜ進出をする必要があるか。それをお許しにならなければ届け出を認めないとということになりでございますね。

○國務大臣(河本敏夫君) 新聞の記事は私は承知しませんが、どういう記事になつておりますか、どちら同じで、両者すなわちニチイ、ジャスコに対しては、この人たちは文教地帯にしてほしいんだといいますけれども、この場合は地元の利用については進まないと、こう思いますので、法律で認められた商調協の場で、消費者等も加えまして十二分に時間をかけて話し合いをすることが必要であると思います。

○安武洋子君 利害が対立しているのは消費者とそれから小売店じゃございません。もう申し上げなくともおわかりのように、先ほどから言っておりますけれども、この場合は地元の利用についてはこういうジャスコとかそういうものでなくって、この人たちは文教地帯にしてほしいんだといいます。だから利害が対立して、この人たちは文教地帯にしてほしいんだといいますけれども、現状に法が合わないですよと、見直しをすべき時期じゃないですかと、このことを強調しているわけなんです。ですからいま大臣もおっしゃったように、商調協の場に出たってなかなかこんなものの調整つかない。やはりこういうものは地元の合意もちろんとできて、本当にみん

なが納得するというまで大型店の進出を進めるべきでない、こういうふうに思いますけれども、その趣旨には大臣いかがでしよう、御賛成いただけますでしょうか。

○國務大臣(河本敏夫君) まあ法律で定めておる手続をするなと、こう言うわけにはまいりませうが、現実の問題といたしましても、商調協を開いても利害が対立して話が進まないと、こういうことであれば手続をしても無意味でありますから、現実問題としてやはりまず第一には、小売商側と

それからスーパー側が何回も何回も十二分に意見を交換すると、姫路市の将来の発展の方向はどうあるべきかと、こういう立場から検討をしていく。御案内のように今度スーパーができようとするところは、姫路市の副都心といいますか、副都心をつくるうという計画も進められておりまして、その副都心に置こうという計画であります。が、そういうふうな将来の姫路の発展計画に即して、小売店側とスーパー側が胸襟を開いて何回も意見を交換する、そうしてある程度の見通しがついたところで、消費者側を加えてさらにまた意見を交換すると、そういうふうなことをしませんと、商調協を開きましても前進をしない、こういうことであれば結局解決しないということになりますから、双方が現実問題として処理されることを期待をいたします。

○安武洋子君 いま一つ私は例を申し上げたいと思います。尼崎の西武関西百貨店、これがグンゼ跡地に、塚口というところですけれども、一千万——いや十一万です、十一万二千平米、東洋一千一になるんです。私が言い間違えたの無理なくて、十二万なんです。この売り場面積を持つこういう西武百貨店が進出しようとしているわけです。これは広さといたしますと、神戸ぐらいの百貨店ですと三つ分に当たるというふうなわけで、自動車車両曜日には八千三百台を予定して駐車場を設ける。平日は二千七百台を計画している。自動車中の心の来客、こういう人たちを対象にもするというふうなことなんです。この尼崎市のシェアの問題

申し上げますと、四十九年に五十人以上の大聖堂四十店、これが四六〇の売り上げです。それ以外の七千百店、これが五四〇に満たないわけなんです。こういうところに進出してくるわけですからこれも大変な問題なんです。ですから尼崎市も尼崎市の態度をはつきりとされている。業者だけの問題じゃなくて、尼崎は御存じのように公害指定都市なんです。ここに日曜日に八千三百台の自動車市を集めると、計画を持つこういう店舗ができれば、どんなことになるかということはこれは私がもう少し上げるまでもないと思うわけです。平日ですら二千七百台、尼崎市は公害だけではなくて、交通問題も深刻なんです。ここにこういう店舗を准出させるとということは、まさにこれはむちやだと言わなければならないと、こういうふうに思います。ですから地元の中小業者の方も、市も、地元が合意するまでは私はこういうものを、計画を愛理すべきではないというふうに思うわけです。

○政府委員(織田季明君) 本件につきましても、大阪通産局が中心になって事情を聽取しておりますが、私の方にも地元の小売商の方が陳情に参りまして、実情を十分知っているつもりでござります。また、西武百貨店に対しましても私の方からいろいろ話をいたしまして、地元の小売商の方々と十分話をいたしながら解決するということを言っておりますので、円満に平穡裏に解決することを期待しております。

○安武洋子君 円満に平穡裏に解決するというのには、西武ですね、ここが進出をやめる以外には私は平穡な解決はないと思うわけです。

西武百貨店に対して計画は中止する、再検討するといふいう指導をなさつていただきたい。これについてはいかがでしょうか。

一例を申し上げます。尼崎のこの塚口の駅前では小売市場があるわけなんです。これは専門大店と申します。昭和の初期からずっとあります。十二店ですけれども、途中、昭和十一年に増設をいたしております三十二店、大変よく繁盛を

ていたわけなんです。ところがここにいかりストーパー、それから灘神戸生協店、こういうものが進出してきたわけです。それでどういう変化が起つたか。この四、五年の間に店主が変わった店が

三十二店中七店なんです。店員のいるお店が半分に減ってしまった。しかも、その店員のいるところでも店員の数が半減しているわけです。そして、お客様の数ですけれども、これが一日に最大六千人から八千人あつたわけです。それがいまでは三千人に減っている、こういうふうな状態です。それから、すぐ隣に隣接して栄楽商店街というのがあるわけなんです。ここでも似たり寄つたりの現象なんです。二十軒ございます。この二十軒の中、閉店したのが一店、それから店主が変わったのが三軒、で、店主が勤めに出られて奥さんがお店をする、こういうことで細々と営業を続けておられるのが二店、ここに進出をするわけなんですね。こういうところに進出をしてきて、中小業者さんは脅かされないとでもお考えなのか。しかも公車を尼崎の中に、八千三百台も日曜日に自動車を駐車場にするというふうなことを想定する、こういう大型店铺の進出を許してて、公害を本当になくそらするというふうな政府の御趣旨に沿えるのかどうか、こういうことも大臣にお伺いいたします。

それから、すぐ隣に隣接して栄楽商店街というの  
があるわけなんです。ここでも似たり寄つたりの  
現象なんです。二十軒ございます。この二十軒  
中、閉店したのが一店、それから店主が変わった  
のが三軒、で、店主が勤めに出られて奥さんがお出  
店をする、こういうことで細々と営業を続けてお  
られるのが二店、ここに進出をするわけなんんで  
す。こういうところに進出をしてきて、中小業者た  
るは脅かされないとでもお考えなのか。しかも公事  
尼崎の中に、八千三百台も日曜日に自動車を駐車  
するというふうなことを想定する、こういう大型料  
店舗の進出を許していく、公害を本当になくそぞろ  
というふうな政府の御趣旨に沿えるのかどうか、  
こういうことも大臣にお伺いいたします。

○國務大臣（河本敏夫君） 私もその計画があつて  
ということは知っておりますが、市長初め市の有  
力者や、それから関係者がこの紛争を解決をする  
ためにいろいろ積極的に話し合っておる、そして  
その話し合いは前向きに進行しつつあると、こうい  
うふうに聞いておりますので、さらにその話  
合いが進みまして何らかの解決点、何らかの妥結  
点が見出されることを期待をしておるわけでござ  
います。

があつたということは御存じだろうと思います。こういうふうな全市民的な問題と、まさに尼崎市の都市問題にかかる問題、ここまで発展していくわけです。ですから、私は田舎な解決とかこれらから漸進的な解決とかおっしゃいますけれど

れ以外にいまの通産省のおとりになる立場はないと思ふわけです。再検討をぜひ指導していただきたい、重ねて御要望いたしますが、いかがでござりますか。

○國務大臣(河本敏夫君) 西武自身も再検討すると言つておるそうです。ですから、やはり現実問題を踏まえてやりませんと解決しませんからね。西武自身が何とか再検討するという話だそうですから、私は、その上に立つて地元の関係者、それから小売店ですね、そういう関係者の方々が寄つて十分話し合いをされば、新しい妥結の道は開けてくると、こういうふうに考えております。さつきの姫路の問題でも、とにかく話し合いの場を積極的に持つということが大事だと思ふんです。だから、双方が十分相手の立場に立つて話し合えば、私は解決の道は必ずつくと思いますので、いきかなる場合でもひとつ積極的に話し合って、

○安武洋子君 中小業者が本当に転業しないように、立ち行くすべを考えるのが私は通産省じややかろうかというふうに思うわけです。ですから、平穏に話し合いをといつても、いつも大型店に押されるのが中小業者の立場、その立場を守るとうふうな立場に通産大臣はお立ちいただきたい、そういうことで今後いろいろ争事が起るといふうなことに対処をしていただきたいということと御要望申し上げて、私の質問を終わらせていただきたいと思いますので、その趣旨はぜひ大臣陛下までいたときとうござります。

○國務大臣(河本誠夫君) 先ほど審議官が法の精神のことについて三点を挙げて説明をしておりました。が、流通の近代化、消費者利益の保護、こういうことを図ることも当然必要であります。が、得権を持つておる小売業者の利益、生活の擁護を図っていくということもこれまた当然必要なことでございますので、いろんな立場を総合的に考まして、現実問題として関係者が話し合いによ

たたくということを強く期待するものでござります。  
○安武洋子君 中小業者が本当に転業しないよう<sup>な</sup>に、立ち行くすべを考えるのが私は通産省じややかろうかというふうに思うわけです。ですから、平穏に話し合いをといつても、いつも大型店に押されるのが中小業者の立場、その立場を守るとうふうな立場に通産大臣はお立ちいただきたい。そういうことで今後いろいろ紛争が起るというふうなことに対処をしていただきたいということを御要望申し上げて、私の質問を終わらせていただきたいと思いますので、その趣旨はぜひ大臣略まえていただきとうございます。

○國務大臣(河本誠夫君) 先ほど審議官が法の精神のことについて三点を挙げて説明をしておりましたが、流通の近代化、消費者利益の保護、こ

いうことを図ることも当然必要であります。得権を持つておる小売業者の利益、生活の擁護図っていくということもこれまた当然必要なことでございますので、いろんな立場を総合的に考まして、現実問題として関係者が話し合いによ

て前向きの解決方法が見つかりますように、私も  
そもそもそういう方向で指導していきたいと考えま  
す。

○安武洋子君　申し上げるまでもなく、中小企業基本法第十九条の「事業活動の機会の適正な確保」、私はこの精神をしっかりと踏まえて問題解決に当たっていただきたい、こう御要望して質問を終わらせていただきます。

○藤井恒男君　大方の質問が出来尽くしておりますので、関連することを外しまして簡単に質問いたしたいと思います。

まず最初に、繊維工業構造改善臨時措置法第十二条は、通産大臣は、繊維事業者から事業転換の申し出があつたときは、必要な指導、助成を行うことを規定しておりますが、この構造改善法第十三条と、いわゆるいま提案されております転換法案との関連は、一体どうなるのか、最初にこれを聞きしたい。

○政府委員(藤原一郎君) お答え申し上げます。  
現在、議題になつております転換法でございま  
すが、これはいわば一般法でございまして、特定  
の業界を対象としたものではないことは御承知の  
とおりでございます。もちろん、織維産業に属す  
る中小企業はこれを利用し得るものであるといふ  
ことも言うまでもないことでございますが、他  
方、いまお示しの織維の構造改善法におきまし  
て、地域集約化を目指す構造改善の一環として、  
織維産業の内外にわたつての転換というものが考  
えられておるわけでございますが、織維産業の中  
での転換につきまして、構造改善法の第三条に基  
づいて基本的な指針が示されておるわけでござい  
ます。その必要に応じまして同法八条の指導及び  
助言を行うことになつておりますので、要件に該当  
する場合は、同法第四条によりまして特段の助成  
措置というものが講ぜられることになつております  
ことは御承知のとおりでございます。また、い  
まお話をございました第十条でございますが、第十  
一条は、まさに織維産業外への転換について指導、  
助言等を行うという規定になつておるわけでござ

います。したがいまして、いま議題になつております  
転換法を含みます一般的な助成を含めた、所  
要の助言と援助といふものを纖維法の十条でもつ  
て、また纖維の立場で行うということにならうか  
と思ひます。

したがいまして、纖維の中での転換と、それから  
纖維から外への転換と、まあ二種類あるわけで  
ございますが、纖維の外への転換につきまして  
は、纖維法の十条と、それからいま御審議中の転  
換法に基づいて措置をすると、こういうことにな  
らうかと思ひます。

○藤井恒男君 そうしますと、いま提案されておる法案が一般法である。そして、先ほど私が申し上げたところの構造改善法は纖維にかかる法律である。で、纖維にかかる法案の一般的な事例では、纖維対纖維への知識集約化を目指したいわゆるある意味の高度化の転換の助成である。十条が纖維から纖維の外に対する転換、当然これに対し

ではそれなりの構造改善法に基づくところの助成額があるのは指導があるわけですね。さらに本法によってはやはり繊維の適用を除外するものではないわけですから、同じような繊維が、繊維から繊維外へ転換する場合、これによっての助成もありますね。その助成が私内容において違うと思うんですね。  
この辺の整合性というものをどこでどういうふうに判定していくか。これはやっぱり当事者の届け出——当事者の主体的な意思によってこれが決まっていくのかどうかですね、この辺具体的に二体どうなりましょうか。その内容がどちらがいいとか悪いとかという意味じゃないですよ。判定種別する主体は一体どこにあるか、あるいはどううふうに基準をしていくことであろうか。  
○政府委員(藤原一郎君)　いまお示しの繊維から繊維外への転換でございますが、構造改善法は主として繊維内の転換について非常に詳細な規定を設けておるわけでございまして、繊維外の転換につきましては、まあ一条だけ指導助言という規定を設けておるだけでございます。したがいまして

て、その織維外の転換につきましての助成とか税制その他の問題、あるいは情報提供とか、そういうふうな問題につきましては、主としていま御審議中の転換法に基づいてやっていくと、こういうことにならうかと思います。

ておる。しかも内外環境の激しい追い上げによつて、しかも需要の減退しておる中で構造改善を進めていこうとすれば、好むと好まざるとにかくらず中小過多性の繊維産業にあつては転換業をめでていこうといふ面は、これは非常にラッキーだけ

れども、そうじやなくはみ出ていく分、そいつを拾わなきやいかぬですから、それが十条に上つて受けざらとして受けられると私は思うんですよ。そういうたまにこれたままこの法案が出てきたわけですね、これは一般的の問題として。したがつて、私は厳密に言えばこれは少し不適切かもわからぬけど、事織維産業というものの、しかも構造改善を現在進めておるという状況の中ではがめた場合、ちょっとこれ異質なもののはな感じがするんだけど、その辺どうでしょう。まあおっしゃる範囲ですと、一般的に言えば織維から織維外にいくときはいま審議中の法案で受けざらがあるんだということになると、構造改善法の十条は一体どうなるんだろうか、こういうことになりますね。

○政府委員(藤原一郎君) おっしゃいますとわ  
り、織維の構造改善を進めるに当たりまして転産  
業問題といふものが非常に大きな問題になります  
ことは申し上げるまでもないわけでございま  
す。現在実は織維工業審議会の政策小委員会にお

きまして、繊維の構造改善を進めるに当たりまして、いろいろな障害といいますか、いろんな問題点をどう解決するかということの議論をしていく中最中でございまして、その中で転職問題もどうするかという非常に大きな問題になつておるわけでございます。目下そういう意味合いで、その結論をある程度待つておる状態ではございますが、いまおっしゃいましたように、構造改善法ができましたときに、やはり十条のような配慮は当然あつたわけでございますが、その手当てといふものにつきましては、実はそれほど十分でなかつたん

○ 鈴井恒男君 そうしますと、本法が施行されま  
ではなかろうか。したがいまして、このたび提案  
されております転換法におきまして、その部分を  
ある意味で補完するといいますか、手厚くいろいろ  
な施策を充実させていく、こういうふうな考え方  
方になつておると、こういうふうに考えておるわ  
けでござります。

○政府委員(藤原一郎君) 一応実質的にはそういうことにならうかと思います。

○藤田恒男君 そうすると中小企業庁長官として、この法のいわゆる整合性という意味において、これは所管の部門としてどういうふうにしますか。

○政府委員(岸田文武君) 生活産業局長からお答えいたしましたとおり、この御審議願つております法案は、いわばいろいろな事態に対応する一括の法律として用意されたものでございます。したがいまして、仮に織維の関係で、從来織維をやつたのがほかの業種に転換をしたいということとは、この法律を適用していくことになるわけでございます。先例として国際経済関係調整法の場合にも、織維関係の業種について転換計画をみ、それを助成した実例がございます。

そうなると、從来の法律の条文との関係いかというところでございますが、やはり織維は織維でございます。先例として国際経済関係調整法によつてカバーするというふうに理解していくのですか。

りに一つの体系のもとに転換問題を取り上げまして、その一環として指導、助言が必要であるという旨を織維関係の構造改善法の中にうたつてあるわけでございますが、その中身をどうするかというような点につきましては触れておりません。その中身のところに当たるのがこの法律であるといふふうな結びつけ方が可能なのではないかと思います。

○藤井恒男君 これは非常に私混亂すると思つておりますよ。いま長官がおっしゃったようなことじゃないと思う。これは織維というのは非常に多岐にわたつておるし、しかも御存じのような膨大な企業群でござりますから、それぞれの企業の、あるいはそれぞれの産地が軌を一にして構造改善に取り組み、その中から他業種へ転換を余儀なくされてしまつておるといふような整理された形じゃないわけです。もう個々にばらばらに先々を思い、あるいは輸出入の状況をなめ、需要の状況をながめて、毎日でもこれ転換といふものはあるわけですよ。そういう中でぱつとこの法案が出てくるわけですからね。しかも、構造改善といふものは时限立法で五十四年の六月末で切れてしまうぞといふようなことで、どんどん後押しされておる。

こういう詰絞った状態ですから、私はほど使い分けといいますか、これははつきりしておかなければ、まあ皆さん方は頭の中で整理されておるとは思いますけれども、一般業者にしてみれば私は非常に混乱すると思うんだ。しかも、その扱う内容が、具体的な助成といふものが異なるということがありますと、これはトラブルを起こすもとだと思ひますので、この辺は十分生活産業局と中小企業庁の間で意思の疎通を図つていただきたいと思います。何かございましたら……。

○政府委員(藤原一郎君) いま申し上げましたように、織維工業審議会の政策委員会の方でも、実

は先生が御心配になつたような点につきましていろいろ議論があるようでございます。で、いまお示しのような趣旨で中小企業庁とも密接な連絡をとりました上で、万遺憾ないよう、法律ができ

ましたならば取り進めてまいりたい、かように考えております。

○藤井恒男君 ジヤ、藤原局長おられますから、先にちょっとといまのに関連する問題を質問しておきたいと思うんですが、いま局長おっしゃつたように、織維工業審議会の政策小委員会で織維対策を検討しておるさなかですが、まあ大きな問題点というのは設備登録の問題、それから輸入規制の問題、さらには取引所の問題、まあこの三つぐら

いが現在俎上に上つており、これをめぐつて学識経験者と業界側、あるいは業界内部でさまざま

意見が出ておるさなかだと私は思います。まあ取引所の問題あるいは輸入規制の問題は、答申案作成の過程でさらに煮詰まつていくことと思います。

が、私、産地をいろいろ回つてみて、非常に中小業界で動搖をしておる問題は、この設備登録制の

存廃の問題です。この制度は団体法に基づくアウ

トサイダー規制策としてずっとこれ構造改善対策の実効性を確保してきた、あるいは設備カルテル

というような問題からいまにわかつて議論が大きくなつておるけど、とともにかくにも過去二十年近く

この実効性を確保する上で効果を及ぼしてきたと私は思うのです。

これが今後構造改善事業を進めるに当たつて、ここに至つて構造改善のネックになつておるんだ

と。したがつて、自由競争の原則に照らして、これを廢止する方が好ましいと大きく意見が頭を上

げてきた。これは実際問題としてわが国における零細過多性、しかも全国に産地を形成し、文字どおり北海道から沖縄まで、どこに至るも織維産業な

きところなしという状況の中で非常に私は問題を大きくする。しかも中小零細企業が動揺する。そ

う、直ちに廢止をされるというふうな空気になりますと、これはトラブルを起こすもとだ

と思ひますので、この辺は十分生活産業局と中小企業庁の間で意思の疎通を図つていただきたいと思ひます。何かございましたら……。

○政府委員(藤原一郎君) いま申し上げましたよ

うに、織維工業審議会の政策委員会の方でも、実

は先生が御心配になつたような点につきましては、それは御心配になつたようだ

と思います。何かございましたら……。

○政府委員(藤原一郎君) いま申し上げましたよ

うに、織維工業審議会の政策委員会の方でも、実

基準になつていいのか、ちょっとその辺のところ聞かしてもらいたいと思うんです。

○政府委員(岸田文武君) 転換ということは、文字どおり解釈すれば、今までやつていた業種の仕事を漸次整理をしまして、新しい業種で仕事をするようになるということでございますが、その新しい仕事の分量がどの程度になればいいかといふことについては、必ずしもまだ明確な物差しといふものほございません。まあ大体半分ぐらい新しい分野に移つていけば転換と言つて差し支えないだらうというふうに思つておるところでござります。このような比率はともかくといたしまして、その中身としては、単に生産量なり販売量といふ物差しだけではなくて、むしろもつと実態をよく見まして、そのためには今まで使つていただけの大部分が不用になり、新しい設備が必要になる、こういった中身に立ち入つて転換を定義づけていくよにいたしたいと思っておるわけでございます。これらの具体的な内容につきましてはいろいろのケースを私どもで整理をいたしまして、この法律を実施いたします際の解釈は通達で一般の人々にわかりやすく整理をいたしたいと思います。

○藤井恒男君 この中小企業の場合には文字どおりやじさん——社長さん、この人の資質というものが、大企業の組織で働くと、いう問題と違つて非常に大きなウエートを持つておる。そういう意味で転換、転業ということはすなわち廃止ということもありますね。あるいはその廃止と同時に、中小企業を動かしておった文字どおりそのおやじさんが、みずから事業をやめて就職する。單なる従業員の問題じゃなく、おのが就職するという問題もありましょ。したがつて、これは单なる事業動かしていくと、いう形じゃない、廃業あるいは他の産業への就職という問題まで範囲が広がっていくわけですが、こういつた点の誘導措置といふものをどのように考えておるのか。

○政府委員(岸田文武君) この転換を助成します趣旨としましては、今まで持つております設備

なり、あるいは今まで抱えております従業員を聞かしてもらいたいと思うんです。

これを生かして新しい中小企業の分野で発展をするということを応援する、まさにこれがこの法律の用意した基本的な考え方でございます。いまお話しございましたように、今までやつておった仕事をやめてサラリーマンになるというようなケンスでござりますと、いま申し上げましたような経営資源を生かすという趣旨が生きてまいりませんので、どうもこの法律の対象とすることは適当でないと考えておるところでござります。

○藤井恒男君 きょうお経済の終わったガソリンスタンダードの法案があるわけだけど、これはある意味で、ちょうど織維産業と同じように零細過多性である、したがつて競業をしておるわけですね。それがゆえに新規参入をある程度規制していくこと、いう趣旨のものだと私は思つんだけれども、このよう過当競争により経営基盤が脆弱化していくよにいたしました。これらは過当競争に入れる。だから、過当競争も大と小、あるいは小と小などのからみ合いにおける過当競争を危惧する私は動きだと思うんだけど、だから転廃業、それが構造問題と言えば、おむねそれは過当競争に入る。だから、過当競争まじめにやつておるわけですからね。たまたま何とかの形でもうけもいいし、イーゼーに経営ができるというところでたくさん集まつてることでしょ。これから、あるとき突然過当競争に陥つた。そのため経営基盤が脆弱になって転廃業を余儀なくするということだと想つんだけれども、この種の問題についても本法はこれをカバーしていくことになるのかどうか。

○政府委員(岸田文武君) 本法の対象として考えておりまますのは、いわば構造的な要因によつていまでの分野から他の分野に転出をするというケンスを頭に置いて助成用意したわけでござります。単に、景気が悪い、いわば好況、不況の波によるものであるとか、あるいは一般的な過当競争があるということだけでは、この法律の適用に至らないのではないかと思つます。

○藤井恒男君 これは議論の分かれどころだと思いますが、マッチ業界という話も出ておつたけれども、ライターが出たり、自動着火の装置が普及したら、だからマッチ業界が構造的に成り立つことだけでこの法律の対象にするということは、少しその守備範囲が広くなり過ぎるのではないかという感じがいたします。

○藤井恒男君 まあこれ以上論議しても余り意味がないし、私は非常にその辺のところが問題点だと思います。これは、これからも問題に当たつていろいろ煮詰めていかれることと思いますから、こういった問題があるということをひとつ長官も事務の方も頭に入れて御承知願いたいと思います。

たがゆえに、大体一ヶ月間フル稼働したら三ヶ月くらいの需要を織り上げてしまうんですよ。そうすると、これは一体どうなるのか。万年操短ですわな。だからそこは自由競争で、倒れるところをゆきぶつて倒していくことになるのか。ここで構造改善というものを図つていくうと思えます。それが外的要因でも何でもない。オイルショックでもなければ、韓国からの追い上げでも何でもないんですよ。みずから努力によって、自助努力によって設備を近代化した。結局、そのことが過当競争を呼び起こしておる、こういうものは対象にならぬと、こうなつたら、これは一体、本法というは何を対象にするのか。非常にむずかしいと思うんですけど、どうでしょうか。

○政府委員(岸田文武君) いまお示しのケースは、私どもなりに解釈しますと、やはり一種の技術革新に伴う業界で新しいやり方を求める契機だらうと思います。その場合に全国業種としてなり得るのか、あるいは特定の産地の問題というふうな扱いをした方がいいのか、これは少し身をよそに線引きするのかという、これは非常にむずかしい問題だと思うんですね。どうです、そこ辺の線引きは。

○政府委員(岸田文武君) むしろ問題は、過当競争に至つた背景は何かということが問題なのではないかと思います。その背景として国際的要因があつたり、あるいは国内の特別の規制ができたために生じた場合には、当然この法律の適用対象にならないかと思います。その背景として国際的要因が少しこの守備範囲が広くなり過ぎるのではないかという感じがいたします。

○藤井恒男君 まあこれ以上論議しても余り意味がないし、私は非常にその辺のところが問題点だと思います。これは、これからも問題に当たつていろいろ煮詰めていかれることと思いますから、こういった問題があるということをひとつ長官も事務の方も頭に入れて御承知願いたいと思います。

これはどなたがお答えになつたらいかわからぬから、大臣に失礼かもわからぬけれども、大臣に一遍聞かしてもらいたいんです。

この分野調整法ですね。分野調整法を政府も急

いでおられるようですが、この中で小売商を業種指定するという動きがあるやに聞いておるんです。商業を対象業種に入れる。そうなつてまいりますと、既存の大規模店舗法というものもあるし、あるいは中小小売商それ自身のいろいろ調整法なども廃存しておるわけですから、分野調整法とその面における法体系上の整合性というものは非常にむずかしくなるというふうに私は思っておるんだけど、いずれこれは法案が出た時点で論議しなければならないと思いますが、いま審議会で審議中だからにわかにこの問題について深く立ち入ることはむつかしいかもわからぬけど、大臣のその辺についての感触をお聞きしておきたい。

○國務大臣(河本敏夫君) 審議会はもうすでに八回開きました、あともう一、二回開けば大体答申はいただけると思っておるんですが、そういう段階でございますので、まだ、その内容をどうするか、対象をどうするか、そこらあたりまでの結論が出ておりませんで、もうしばらくしませんと具体的な内容については申し上げる段階が参らぬと思いますので、しばらくの間お答えを差し控えさせていただきたい、かように思っております。

○藤田恒男君 私はいま申し上げた点、大臣は御理解いただいておると思うけど、法体系における整合性というのは十分考えてもらわなきゃいかぬというふうに思つておるわけですから、その辺のところも十分配慮しておいてもらいたいと思うんです。

最後に、少し時間が余り過ぎるかもわからぬけど一つ伺つて、私の質問終わりたいと思いますが、長官、これは先ほどからたくさん質問が出ておつたから私は避けたわけですが、雇用問題について、やはり転職業は最も大切な雇用問題というのが引き起こされると思います。これを避けて通るわけにはいかないし、当然これに最優先的な配慮が必要だと思うんです。その意味において、私は退職を余儀なくした人たちに対して優先雇用措置を明確にすべきである。とりわけ中高年齢層の雇用の機会を確保する道を開くべきである。これは

私予算委員会でも労働大臣にも質問して、労働大臣も、人生における最大の悲劇は失業でありますというふうに明確におっしゃって、そのためのあらゆる施策を前向きにこれからも取り組んでいきたいというふうにおっしゃつておるわけです。したがって、中小企業庁としても当然この点は最重視の点にお考えのことと思いますが、それについての見解がありましたら聞かしていただきたい。

中小企業事業転換対策臨時措置法案

(目的)

**第一条** この法律は、最近における貿易構造その他の経済的事情の著しい変化にかんがみ、中小企業者が行う事業の転換を円滑にするための措置等を講ずることにより、中小企業の成長発展を図り、もつて国民经济の健全な発展に資することを目的とする。

六 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であつて、政令で定める要件に該当するもの  
(認定)

の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる業種として当該事業を所管する大臣(以下「主務大臣」という。)が指定するものに属する事業を行い、かつ、その者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められるものであること。

二 前号の主務大臣が指定する業種以外の業種

はいただけると思つておるんですが、そういう段階でござりますので、まだ、その内容をどうするか、対象をどうするか、そこらあたりまでの結論が出ておりませんで、もうしばらくしませんと具体的な内容については申し上げる段階が参らぬと思いますので、しばらくの間お答えを差し控えさせていただきたい、かように思つております。

○藤本恒男君 私はいま申し上げた点、大臣は御理解いただいておると想うけど、法体系における整合性というのは十分考えてもらわなきゃいかぬというふうに思つておるわけですから、その辺のところも十分配慮しておいてもらいたいと思うんです。

新しい分野で仕事をするために必要な職業訓練等につきましては、この法律の施行に伴つて雇用保険法等の手段を通じて応援することにいたしております。仮にそれで失業が出来たらということです——私どもはそういうことがないよう、できるだけ手伝つてまいりたいと思いますが、仮に出た場合にも、労働省の方はこういう事情をよく心得ていただきますて、できるだけの応援をしようと、いう答えをいただいております。たとえば、職業安定所の窓口で優先的に就職のあっせんをするとか、あるいはその他のいろいろ知恵をこらしてみたりするという答えをいただいておりますので、今後とも労働省とよく密接な連絡をとつてまいりたいと思ひます。

○委員長(柳田桃太郎君) 他に御発言もなけれど、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

新しい分野で仕事をするためには必要な職業訓練等につきましては、この法律の施行に伴つて雇用保険法等の手段を通じて応援することにいたしております。仮にそれで失業が出了たらということです——私どもはそういうことがないよう、できるだけ手伝つてまいりたいと思いますが、仮に出た場合にも、労働省の方はこういう事情をよく心得ていただきまして、できるだけの応援をしてようと、いう答えをいただいております。たとえば、職業安定所の窓口で優先的に就職のあっせんをするとか、あるいはその他のいろいろ知恵をこらしてみようという答えをいただいておりますので、今後とも労働省とよく密接な連絡をとつてまいりたいと思います。

○委員長(柳田桃太郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認めます。よつて、本案に対する質疑は終局いたしました。

新しい分野で仕事をするために必要な職業訓練等につきましては、この法律の施行に伴つて雇用保険法等の手段を通じて応援することにいたしております。仮にそれで失業が出たらということでは——私どもはそういうことがないよう、できるだけ手伝つてまいりたいと思いますが、仮に出た場合にも、労働省の方はこういう事情をよく心得ていただきまして、できるだけの応援をしようという答えをいただいております。たとえば、職安所の窓口で優先的に就職のあっせんをするとか、あるいはその他のいろいろ知恵をこらしてみたりと、そういう答えをいただいておりますので、今後とも労働省とよく密接な連絡をとつてまいりたいと思います。

○委員長(柳田桃太郎君) 他に御発言もなけれど、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認めます。よって、本案に対する質疑は終局いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十五分散会

十月二十一日本委員会に左の案件を付託された。  
一、中小企業事業振興対策臨時措置法案（第七十七回国会提出、衆議院繼續審査）  
二、揮発油販売業法案（第七十七回国会提出、衆議院繼續審査）

四 て管むもの  
企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であつて、政令で定める要件に該当するもの

第二条 この法律において「中小企业者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに當時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに當時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに當時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。

資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに當時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサードビス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに當時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに當時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とし

イ その業種に属する中小企業者の事業活動の一部が特定の地域に集中して行われていること。

ロ 前号の政令で定める事態に起因して、その地域内においてその業種に属する事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められるること。

三 前二号の主務大臣が指定する業種以外の業種に属する事業を行う中小企業者であつて、

その者と同一の業種に属する相当数の中小企業者につきその事業の目的物たる物品の特定の仕向地への輸出が当該仕向地に係る貿易構造の著しい変化により減少することその他の経済的事情の著しい変化によつて生ずる事態であつて政令で定めるものに起因して、その者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められるものであること。

2 主務大臣は、前項第一号の規定による指定をしてようとするときは、中小企業近代化審議会の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣は、第一項第二号の規定による指定をしてしようとするときは、当該地域を管轄する都道府県知事及び中小企業近代化審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その計画が、当該事業の転換を行ふ中小企業者の能力を有効かつ適切に發揮することができるものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

5 第一項及び前項に規定するもののほか、第一項の認定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

(資金の確保)

第四条 国は、前条第一項の認定を受けた計画(以下「認定計画」という。)に従つて事業の転換を行うのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(中小企業信用保険法による転換関連保証の特例)

第五条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、転換関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の

三第一項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて事業の転換を行ふに必要な資金に係るもの)をいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条第一項、第三条の二第一項及び第三条並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「中小企業事業転換対策臨時措置法第五条第一項に規定する転換関連保証(以下「転換関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とがそれれ」と、同法第三条の二第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「転換関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額」とがそれれ」と、同法第三条の二第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「転換関連保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「転換関連保証及びその他の保証」といふ。

第一項に規定する転換関連保証(以下「転換関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とがそれれ」と、同法第三条の二第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「転換関連保証」といふ。以下同じ。)を受けた中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)が当該認定に係る事業の用に供している減価償却資産を認定計画に従つて廃棄又は譲渡をするときは、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めることにより、当該認定中小企業者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

(合併等の場合の課税の特例)

第七条 都道府県知事は、その認定に係る認定中小企業者(第二条第六号に該当する者であるものを除く。)であつて法人であるもの(以下「特定認定中小企業者」という。)に対し、その者が他の法人である認定中小企業者若しくは当該特定認定中小企業者の認定計画に係る事業の転換後の事業と同一の業種に属する事業若しくはこれと密接な関連のある事業(以下「転換関連事業」と総称する。)を行う中小企業者であつて法人であるものと合併し、又は他の認定中小企業者若しくは転換関連事業を行う中小企業者とともに對して出資し、若しくは他の会社であるものに對して出資し、若しくは他の認定中小企業者若しくは転換関連事業を行う中小企業者若しくは転換関連事業を行う中小企業者若しくは転換関連事業を行う中小企業者であつて法人であるものに對して出資し、若しくは他の会社を設立することにより、当該特定認定中小企業者の認定計画が円滑かつ適切に実施されることとなると認められる旨の承認をすることができる。転換関連事業を行う中小企業者であつて法人であるものが当該特定認定中小企業者と合併する場合であつて、その合併により当該特定認定中小企業者の認定計画が円滑かつ適切に実施されると認められると認められるときにおける当該転換関連事業を行ふ中小企業者に對しても、同様とする。

(職業訓練の実施等)

第九条 国及び都道府県は、中小企業者が貿易構造その他の経済的事情の著しい変化に即応して事業の転換を行ふ場合においては、中小企業の従事者の職業及び生活の安定に資するため、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第十条 国及び都道府県は、貿易構造その他の経済的事情の著しい変化に即応して事業の転換を行おうとする中小企業者の依頼に応じて、その事業の転換を円滑に行ふことができるよう必要な指導及び助言を行ふものとする。

(報告の徴収)

第十二条 都道府県知事は、認定中小企業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、転換関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額と

する。  
(減価償却の特例)

第六条 第三条第一項の認定を受けた中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)が当該認定に係る事業の用に供している減価償却資産を認定計画に従つて廃棄又は譲渡をするときは、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めることにより、当該認定中小企業者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

(近代化施策の推進)

第八条 国及び都道府県は、貿易構造その他の経済的事情の著しい変化に對処して、中小企業者が行う事業の転換を円滑にするための措置と併せて、中小企業の近代化を促進するため必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(近代化施策の推進)

第九条 国及び都道府県は、中小企業者が貿易構造その他の経済的事情の著しい変化に即応して事業の転換を行ふ場合においては、中小企業の従事者の職業及び生活の安定に資するため、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第十条 国及び都道府県は、貿易構造その他の経

済的事情の著しい変化に即応して事業の転換を行おうとする中小企業者の依頼に応じて、その事業の転換を円滑に行ふことができるよう必要な指導及び助言を行ふものとする。

(報告の徴収)

第十二条 都道府県知事は、認定中小企業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十三条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

(附則)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

(中小企業特惠対策臨時措置法等の廃止)

第三条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 中小企業特惠対策臨時措置法(昭和四十六年法律第三十八号)

二 國際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律(昭和四十六年法律第一百二十四号)

(経過措置)

第四条 國際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律(以下「旧調整法」という。)の廃止の時までに成立している旧調整法第五条の規定による保険関係については、なお従前の例による。

旧調整法第三条第一項の認定を受けた中小企業者に関する中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第一百五十五号)による貸付金の償還期間の延長については、なお従前の例による。

三 旧調整法第六条第一項の認定を受けた中小企業者に関する中小企業信用保険法による輸出中小企業関連保証の特例については、なお従前の例による。

四 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第五条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改訂する。

同項第七号の六を削る。

七の五 中小企業事業転換対策臨時措置法(昭和五十一年法律第二号)の施行に関する

すること。

第四条第三項中「、第七号の五及び第七号の六」を「及び第七号の五」に改める。

揮発油販売業法案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

(目的)

第一条 この法律は、揮発油販売業について登録その他の規制を行うことにより、揮発油販売業の健全な発達及び揮発油の品質の確保を図り、もつて揮発油の安定的な供給の確保と消費者の利益の保護に資することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「給油所」とは、通商産業省令で定める給油設備により自動車に揮発油を給油するための施設であつて揮発油の販売の用に供されるものをいう。

二 この法律において「揮発油販売業とは、前項の施設を用いて揮発油を販売する事業をいう。(登録)

第三条 挥発油販売業を行おうとする者は、通商産業大臣の登録を受けなければならない。

第四条 前条の登録を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 給油所の所在地及び第二条第一項の給油設備の規模

三 前項の申請書には、給油所ごとの事業の開始の日その他の通商産業省令で定める事項を記載した事業計画書及び通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二項の一に該当する者があるもの

五 挥発油の品質の管理を適確に行うに足りる技術的能力を有しない者

六 挥発油販売業を継続的に行うに足りる経理的基礎を有しない者

七 通商産業大臣は、第三条の登録の申請に係るした事業計画書及び通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録及びその通知)

第五条 通商産業大臣は、第三条の登録の申請があつたときは、次条第一項又は第五項の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を揮発油販売業者登録簿に登録しなければならない。

二 通商産業大臣は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

第六条 通商産業大臣は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書若しくは同条第二項の事業計画書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けていいるとときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりたつ日から二年を経過しない者

二 第十一条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 第三条の登録を受けた者(以下「揮発油販売業者」という。)であつて法人であるものが第十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その处分のあつた日前三十日以内にその揮発油販売業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二項の一に該当する者があるもの

五 挥発油の品質の管理を適確に行うに足りる技術的能力を有しない者

六 通商産業大臣は、第二項の規定による指示を受けた者が、その指示を受けた日から一月以内に、これについての決定をし、その申出をした者に、その決定の内容を通知しなければならない。

三 前項の規定による指示を受けた者は、その指示を受けたときは、その指示を受けた日から二週間以内に、通商産業大臣に書面をもつて異議を申し出ることができる。

四 通商産業大臣は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、その申出を受けた日から一月以内に、これについての決定をし、その申出をした者に、その決定の内容を通知しなければならない。

五 通商産業大臣は、第二項の規定による指示を受けた者が、その指示を受けた日(第三項の規定による異議の申出をした場合においては、前項の規定による通知を受けた日)から一月以内に、その指示に従つて申請書又は事業計画書の記載事項の変更をしないときは、その登録を拒否することができる。ただし、その指示につき

第三項の規定による異議の申出があつた場合において、前項の決定において当該異議の申出が正當であると認められたときは、この限りでない。

六 給油所当たりの揮発油の販売量が全国の一給油所当たりの揮発油の販売量を基礎とし地域特性に応じて通商産業省令で定める数量を著しくその地区内における揮発油販売業者の間の競争が過度に行われているためこれらの揮発油販売業者の相当部分の經營が著しく不安定となつてゐる地区として、通商産業大臣が石油審議会の意見を聴き期間を定めて指定するものをいう。

下回つてゐる市町村又は特別区の区域のうち、その地区内における揮発油販売業者の間の競争が過度に行われているためこれらの中の揮発油販売業者の相当部分の經營が著しく不安定となつてゐる地区として、通商産業大臣が石油審議会の意見を聴き期間を定めて指定するものをいう。







第三条 この法律の施行の際前条第一項に規定する建物において小売業を営んでいる者は、新法

第四条第一項の許可を受けた者とみなす。

2 新法第四条第三項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、新法

第四条第三項中「その公示」とあるのは、「この法律の施行」と読み替えるものとする。

第四条 改正前の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(以下「旧法」という。)第三条第一項及び第四項の規定による届出は新法第三条第一項及び第四項の規定による届出と、旧法第三条第一項及び第三項の表示は新法第三条第一項及び第三項の表示と、旧法第三条第二項及び第三項の公示は新法第三条第二項及び第三項の公示とみなす。

第五条 この法律の施行前六月以内にされた旧法第三条第二項又は第三項の公示に係る大規模小売店舗における小売業の営業の開始又は店舗面積の増加に関する旧法第四条、第十四条第一項、第十六条から第十八条まで、第十九条第一号、第二十条第二号及び第二十一条の規定に係る事項については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の日の四月前までに旧法第五条第一項並びに第九条第一項及び第二項の規定による届出をし、又はこの法律の施行前に旧法第五条第二項の規定による届出をしてこの法律の施行の際旧法第三条第二項又は第三項の公示に係る大規模小売店舗(以下「旧大規模小売店舗」という。)において小売業を営んでいる者は、新法第四条第一項の許可を受けたものとみなす。

第七条 この法律の施行の際旧法第六条第二項又は第九条第三項の規定により届出をしている者(この法律の施行の際旧大規模小売店舗において小売業を営んでいる者に限る。)の当該届出に

関する旧法第七条、第八条、第九条第四項、第十一条、第十四条第一項及び第十五条から第二十一条まで(第十九条第一号を除く。)の規定に係る事項については、新法の規定にかかるわら

ず、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、当該届出に係る事項に

ついては、当該届出の日から四月を経過した日に新法第七条第一項の変更の許可を受けたものとみなす。

第八条 この法律の施行の際旧法第五条第一項、第二項及び第三項まで又は第十三条第二項若しくは第二項、第六条第一項若しくは第二項、第十六条から第十八条まで、第十九条第一項、第二十条及び第二十一条の規定に係る事項を営もうとする者に限る。)の当該届出に関する

旧法第七条、第八条、第九条第四項、第十一

条、第十四条第一項及び第十五条から第二十一

条まで(第十九条第一号を除く。)の規定に係る事項については、新法の規定にかかるわらず、な

お従前の例による。

2 前項に規定する者のうち旧法第五条第一項、第九条第一項及び第二項の規定による届出をし

ている者は、当該届出に係る事項については、旧法第五条第一項の届出の日から四月を経過し

た日に新法第四条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 第一項に規定する者のうち旧法第六条第一項又は第二項の規定により届出をしている者は、当該届出に係る事項については、当該届出の日から四月を経過した日に新法第七条第一項の変

更の許可を受けたものとみなす。

第九条 附則第七条第二項又は前条第二項若しくは第三項の規定により新法第四条第一項の許可

は第三項の規定に係る事項については、新法第二十二条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第十条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二条第三項の規定に違反した者

二 附則第三条第二項において準用する新法第四条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十五条 この法律の施行前にした行為に対する処分を受けているものについては、これらの附則の規定にかかるわらず、これらの者の当該許可を受けたものとみなされる日について、政令で別段の定めをすることができる。

第十六条 前十四条に定めるもののほか、この法律の施行に係る必要な経過措置は、政令で定め

(通商産業省設置法の一改正)

第十七条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

二 十九条第一項第一項の規定によりその地位を承継した者に

関する同条第二項、旧法第十六条、第二十条及び第二十一条の規定に係る事項については、

新法の規定にかかるわらず、なお従前の例によ

る。

第十二条 この法律の施行前に旧法第十四条第一項から第三項まで又は第十三条第二項若しくは第二項、第六条第一項若しくは第二項、第十六条から第十八条まで、第十九条第一項、第二十条及び第二十一条の規定に係る事項については、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行前に旧法第十二条の規定により届出を要することとなつた者の当該届出に関する同条、旧法第十六条、第二十条及び第二十二条の規定に係る事項については、新法第十二条の規定に係る事項については、なお従前の例による。

第十四条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二条第三項の規定に違反した者

二 附則第三条第二項において準用する新法第四条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十五条 この法律の施行前にした行為に対する

処分を受けているものについては、これらの附則の規定にかかるわらず、これらの者の当該許可を受けたものとみなされる日について、政令で別段の定めをすることができる。

第十六条 前十四条に定めるもののほか、この法律の施行に係る必要な経過措置は、政令で定め

十月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、石炭鉱業復興基本法案(衆)

石炭鉱業復興基本法

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 石炭鉱業復興計画(第六条—第七条)

第三章 石炭鉱業復興のための措置(第八条—第十条)

第四章 石炭鉱業復興公社(第十七条)

第五章 石炭鉱業復興審議会(第十八条—第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、石炭鉱業が置かれている現況とわが国に豊富に存する石炭のエネルギー資源又は各種製品の原料資源としての将来性にかんがみ、石炭資源の活用、石炭の需要の拡充、石炭鉱業の近代化等の石炭鉱業の復興のために必要な施策を総合的かつ計画的に講ずることにより、エネルギー資源等の自給度を高め、もつて国民経済の発展と国民生活の向上とに寄与することを目的とする。

(石炭鉱業復興のための施策の目標)

第二条 石炭鉱業復興のための施策は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる目標に従つて推進されなければならない。

一 未開発炭田等の開発及び再開発、遊休鉱区の買収による開発及び再開発、埋蔵鉱量等の総合的な調査を行うこと等により石炭資源の活用を図ること。

する」を「開する事務を行う」に改める。

第二十五条第一項の表中「大規模小売店舗審議会」の項を削る。

二 石炭の有効利用のための研究及び技術の開発を行うこと等により石炭の利用の多元化と需要の拡充を図ること。

三 石炭鉱業の整備又は経営の改善に必要な資金の助成等を行うことにより石炭鉱業の近代化を図ること。

四 石炭の販売価格につき標準価格を定めるとともに石炭の輸入又は輸出の調整を行うことにより石炭鉱業の生産基盤の確立を図ること。

五 石炭労働者の養成を行ふとともにその労働条件の改善及び福祉の向上を推進することにより石炭労働者の確保を図ること。

六 石炭鉱業に関する専門技術者及び研究者を養成し、及び確保することにより石炭鉱業の技術的水準の向上を図ること。

七 石炭鉱山における保安施設の整備と保安要員の確保を促進することにより炭鉱労働者に対する危害の防止、石炭鉱山の施設の保全及び石炭資源の保護を図ること。

八 石炭鉱業による鉱害の防止に関する施設の整備等鉱害の防止を推進することにより生活環境と自然環境の保全を図ること。

(国の責務)

第三条 国は、第一条に掲げる目的を達成するため、前条各号に定める事項につき、必要な施策を総合的に講ずるものとする。

(石炭鉱業を営む者等の責務)

第四条 石炭鉱業を営む者は、石炭鉱業の経営基盤の強化を図るとともに、国が実施する石炭鉱業の復興に関する施策に協力する等石炭鉱業の復興に寄与するよう努めなければならない。

2 電気事業者、ガス事業者等は、国が実施する石炭の需要の拡充に関する施策に協力する等石炭鉱業の復興に寄与するよう努めなければならない。

(年次報告)

第五条 政府は、毎年度、国会に対し、石炭鉱業

復興計画に基づく石炭鉱業の復興の施策の実施に関する状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

## 第二章 石炭鉱業復興計画

(基本計画)

第六条 通商産業大臣は、石炭鉱業復興審議会の議を経て、昭和五十二年度以降の毎五箇年を一期とする石炭鉱業の復興に関する計画(以下「基本計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 内閣は、前項の規定により基本計画を決定したときは、これを国会に提出して、その承認を求めるなければならない。

3 基本計画には、五箇年間における石炭鉱業復興のための施策の目標を定めなければならない。

4 基本計画は、自然環境の保全及び公害の防止について適切な考慮が払われたものでなければならぬ。

5 前各項の規定は、基本計画を変更しようとする場合に準用する。

(実施計画)

第七条 通商産業大臣は、石炭鉱業復興審議会の議を経て、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画(以下「実施計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 前項の実施計画は、石炭鉱業を営む中小規模の事業者がその事業を継続して営むことができない場合に準用する。

3 前二項の規定は、実施計画を変更しようとす

めることにより、石炭の生産に関する計画(以下「石炭生産計画」という。)を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、実施計画を達成するため特に必要があると認めるときは、電気事業、ガス事業、製鉄業、窯業、熱供給事業その他の政令で定める事業を営む者のうちその資本の額又は出資の総額が政令で定める額以上であるものに對し、石炭を使用すべきこと又は石炭の使用量を増加すべきことを勧告することができる。

3 石炭鉱業を営む者は、通商産業省令で定めるところにより、石炭生産計画に基づく事業の実施状況及び石炭の生産費その他事業の経理の内容を、定期に、通商産業大臣に報告しなければならない。

4 通商産業大臣は、前項の規定により、石炭鉱業復興審議会の議を経て、石炭の生産費を基準とし、石炭の輸入価格、石炭以外の燃料の価格その他の経済事情を考慮して、鉱業権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売の事業を行ふ者の石炭の販売価格につき、標準価格を定めなければならない。

5 通商産業大臣は、第一項の規定により石炭の標準価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

6 通商産業大臣は、第一項の規定により石炭の標準価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

7 通商産業大臣は、石炭の生産費若しくは輸入価格、石炭以外の燃料の価格その他の経済事情に著しい変動があつたため特に必要があると認めるときは、石炭鉱業復興審議会の議を経て、前条第一項の規定により定めた石炭の標準価格を変更しなければならない。

8 通商産業大臣は、前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

9 第三条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

10 第四条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

11 第五条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

12 第六条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

13 第七条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

14 第八条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

15 第九条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

16 第十条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

17 第十一条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

18 第十二条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

19 第十三条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

20 第十四条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

21 第十五条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

22 第十六条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

23 第十七条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

24 第十八条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

25 第十九条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

26 第二十条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

27 第二十一条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

28 第二十二条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

29 第二十三条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

30 第二十四条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

31 第二十五条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

32 第二十六条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

33 第二十七条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

34 第二十八条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

35 第二十九条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

36 第三十条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

37 第三十一条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

38 第三十二条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

39 第三十三条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

40 第三十四条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

41 第三十五条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

42 第三十六条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

43 第三十七条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

44 第三十八条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

45 第三十九条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

46 第四十条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

47 第四十一条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

48 第四十二条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

49 第四十三条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

50 第四十四条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

51 第四十五条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

52 第四十六条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

53 第四十七条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

54 第四十八条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

55 第四十九条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

56 第五十条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

57 第五十一条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

58 第五十二条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

59 第五十三条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

60 第五十四条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

61 第五十五条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

62 第五十六条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

63 第五十七条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

64 第五十八条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

65 第五十九条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

66 第六十条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

67 第六十一条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

68 第六十ニ条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

69 第六十ニ条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

70 第六十ニニ条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

71 第六十ニニニ条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

72 第六十ニニニニ条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

73 第六十ニニニニニ条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

74 第六十ニニニニニニ条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

75 第六十ニニニニニニニ条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

76 第六十ニニニニニニニニ条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

77 第六十ニニニニニニニニニ条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

78 第六十ニニニニニニニニニニ条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

79 第六十ニニニニニニニニニニニ条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

80 第六十ニニニニニニニニニニニニ条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

81 第六十ニニニニニニニニニニニニニ条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

82 第六十ニニニニニニニニニニニニニニ条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

83 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニ条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

84 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニ条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

85 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニ条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

86 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

87 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

88 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

89 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

90 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

(需要拡充のための勧告)

91 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条第一項の規定は、石炭鉱業を営む者に對する施策を講じなければならない。

通、機械の譲渡又は貸付け、技術的な助言その他援助を行うよう努めるものとする。

第四章 石炭鉱業復興公社

第十七条 石炭鉱業復興の施策の推進を図るため、第二条各号に掲げる施策の一部を実施するための機関として、別に法律で定めるところにより、石炭鉱業復興公社を設置する。

第五章 石炭鉱業復興審議会

第十八条 総理府に、石炭鉱業復興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第十九条 審議会は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、石炭鉱業の復興に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、石炭鉱業の復興に関する重要事項について、自ら審議して内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を申し出ることができる。

第三十条 審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員四十人で組織する。

一 当該区域内に石炭産出地域が存する市町村の市町村長を代表する者

三人

二 当該区域内に石炭産出地域が存する市町村の議会の議長を代表する者

三人

三 石炭鉱業に從事する労働者が組織する労働組合を代表する者

七人

四 石炭鉱業を営む者を代表する者

七人

五 石炭の需要者を代表する者

三人

六 石炭鉱業復興公社を代表する者

十人

七 日本学術会議の推薦する者

七人

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、非常勤とする。

4 前三项に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第二章及び第五章の規定は、公布の日から施行する。

(石炭鉱業合理化臨時措置法等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)

二 石炭鉱業再建整備臨時措置法(昭和四十二年法律第四十九号)

(経過措置等)

第三条 この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

十月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、和装産業を保護するため和装品の「韓国」からの輸入制限等に関する特別立法に関する請願(第一五八五号)(第一六六六号)

一、友禅産業等を保護するため和装品の「韓国」からの輸入制限等に関する特別立法に関する請願(第一六六七号)

一、中小企業事業分野確保法の早期制定に関する請願(第一七二五号)(第一七二六号)(第一七二七号)(第一七二八号)

一、「揮発油販売業法」の成立促進に関する請願(第一八二四号)

一、筑豊の総合的復興の実現に関する請願(第一九〇一号)

第一五六五号 昭和五十一年十月九日受理

和装産業を保護するため和装品の「韓国」からの輸入制限等に関する特別立法に関する請願(二通)

請願者 新潟県十日町市美雪町二丁目 星野栄外四千一名

紹介議員 中尾辰義君

この請願の趣旨は、第一五八五号と同じである。

第一五六五号 昭和五十一年十月九日受理

二、和装品の輸入禁止、または制限措置を行うこと。  
三、原産地表示(半製品も含め)を義務づけること。  
四、海外投資、技術輸出を制限、規制すること。  
五、和装産業に対する、その他の保護、振興対策を産地の要求に基づき講ずること。

理由

今日の厳しい不況とインフレの進行は、和装産業にとっても、一段とその危機を深くし、倒産と休業、失業と貧困の不安の中で、安定した仕事、ひきあう加工賃、雇用と生活の保障などの要求はますます切実なものとなつており、このような時、和装品の「韓国」からの輸入は、ついに一億ドルにも達する急激な増加を示し、日本民族固有の伝統的な着物・帯、その産業と産地にはかりしれない打撃をあたえしており、それは、政府の「日韓同盟」外交と、織維の「國際分業」政策に支えられた大商社・メーカーの「韓国」進出にあることは明らかである。

今日の厳しい不況とインフレの進行は、和装産業にとっても、一段とその危機を深くし、倒産と休業、失業と貧困の不安の中で、安定した仕事、ひきあう加工賃、雇用と生活の保障などの要求はますます切実なものとなつており、このような時、和装品の「韓国」からの輸入は、ついに一億ドルにも達する急激な増加を示し、日本民族固有の伝統的な着物・帯、その産業と産地にはかりしれない打撃をあたえており、それは、政府の「日韓同盟」外交と、織維の「國際分業」政策に支えられた大商社・メーカーの「韓国」進出にあることは明らかである。

第一六六六号 昭和五十一年十月十二日受理  
和装産業を保護するため和装品の「韓国」からの輸入制限等に関する特別立法に関する請願(二通)

請願者 新潟県十日町市美雪町二丁目 星野栄外四千一名

紹介議員 中尾辰義君

この請願の趣旨は、第一五八五号と同じである。

第一六六七号 昭和五十一年十月十二日受理

和装産業を保護するため和装品の「韓国」からの輸入制限等に関する特別立法に関する請願(二通)

請願者 新潟県十日町市本町二丁目 矢口重雄外四千名

紹介議員 林田悠紀夫君

和装産業を保護するため、和装品の「韓國」からの輸入制限等に関する特別立法を制定し、次の措置を講ぜられたい。

一、和装品を非自由化品目とし、輸入を許可制に

すること。

二、和装品の輸入禁止、または制限措置を行うこと。

三、原産地表示(半製品も含め)を義務づけること。

四、海外投資、技術輸出を制限、規制すること。

五、和装産業に対する、その他の保護、振興対策を産地の要求に基づき講ずること。

理由

今日の厳しい不況とインフレの進行は、和装産業にとっても、一段とその危機を深くし、倒産と休業、失業と貧困の不安の中で、安定した仕事、ひきあう加工賃、雇用と生活の保障などの要求はますます切実なものとなつており、このような時、和装品の「韓国」からの輸入は、ついに一億ドルにも達する急激な増加を示し、日本民族固有の伝統的な着物・帯、その産業と産地にはかりしれない打撃をあたえおり、それは、政府の「日韓同盟」外交と、織維の「國際分業」政策に支えられた大商社・メーカーの「韓国」進出にあることは明らかである。

第一七二五号 昭和五十一年十月十三日受理  
中小企業事業分野確保法の早期制定に関する請願

請願者 大阪市東住吉区西今川町一ノ二二伊吹広二外千七百五十五名

紹介議員 齋藤タケ子君

中小企業の経営安定と国民生活の向上を図るために、次の内容を含む「中小企業事業分野確保法」を早期に制定されたい。

一、中小企業の事業分野として確保すべき業種を指定すること。

二、業種の指定は、中小企業者、労働者、消費者などの代表を含む審議会の議を経て行うこと。

三、巨大企業及び外国会社の指定業種への進出は禁止とし、その他の大企業の場合は許可制とすること。

四、地方において、国の指定業種以外で必要の

る業種については、都道府県知事が都道府県審議会の議を経て業種を指定し、大企業の進出を規制できること。

五、法律に違反し、又は指示等に従わない大企業に対しては、許可の取消しや営業停止などの措置をとるとともに、罰則を課すこと。

六、中小企業の事業分野に既に進出している大企業に対して規制すること。

七、指定業種に属する事業を営んでいる中小企業者に対して国と自治体は、融資、設備、技術等の助成を行うこと。

#### 理由

近年、外団会社や大企業が巨大な資本力によるものをして相次いで中小企業の事業分野に進出し、中小企業の経営は深刻な危機にさらされている。このような大企業の中小企業分野への横暴な進出は、中小業者の経営と従業員の生活をうばうだけでなく、独占的な市場支配を一層強化し、画一的な商品やサービスを提供することになり、決して消費者の利益にならないことは明らかである。多くの中小企業団体と国民の強い要望によつて、第七十七回国会の衆議院商工委員会で五党一致で行われた「中小企業者の事業分野の確保に関する決議」の速やかな実現がいま強く望まれる。

#### 第一七二六号 昭和五十一年十月十三日受理

中小企業事業分野確保法の早期制定に関する請願  
請願者 大阪市平野区加美鞍作三ノ九ノ二  
金井登司夫外千七百五十五名

紹介議員 小巻 敏雄君  
この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。

#### 第一七二七号 昭和五十一年十月十三日受理

中小企業事業分野確保法の早期制定に関する請願  
請願者 大阪市東住吉区湯里町一ノ一五〇  
西尾倫二外千七百五十五名

紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。

第一七二八号 昭和五十一年十月十三日受理  
中小企業事業分野確保法の早期制定に関する請願  
請願者 大阪市平野区加美鞍作一ノ三ノ三  
二川畠元秀外千七百五十六名

紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。

#### 第一八二四号 昭和五十一年十月十三日受理

「揮発油販売業法」の成立促進に関する請願  
請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議  
会議長 熊本強

#### 紹介議員 木村 晴男君

政府は、さきの第七十七回国会に揮発油販売業の健全な発達及び揮発油の品質と安定供給の確保、更には消費者の利益保護を目的とした「揮発油販売業法案」を提出し、衆議院商工委員会において継続審議となつてゐるが、法制定趣旨の緊急性及び重要性にかんがみ、これが早期成立を図られたい。

#### 理由

中小企業者が大半を占める揮発油販売業界は、給油所の乱設と過当な価格競争によつて混乱状態にあり、販売業者の健全な経営が困難になるとともに、一部では粗悪製品の販売により消費者利益が損なわれる事態も生じてゐる。

#### 第一九〇一号 昭和五十一年十月十四日受理

筑豊の総合的復興の実現に関する請願(二通)  
請願者 福岡県鞍手郡鞍手町中山西区  
原和子外七百九名

#### 紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。



昭和五十一年十一月二十五日印刷

昭和五十一年十一月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D